地球温暖化対策

25%削減に向けた課題

平成 22 年 3 月 衆議院調査局環境調査室

本資料において特段の断りのないものは、平成22年2月26日現在の資料を基に作成したものである。 本資料についてのお問合せは、衆議院調査同環境調査室まで御連絡ください。 Tel 03-3581-5111 内線 3454、3455、3457~3459 03-3581-6733 (直通) Fax 03-3581-7700 担当:河上、清家、安藤、大石、高橋	
ものである。 本資料についてのお問合せは、衆議院調査局環境調査室まで御連絡ください。 Tel 03-3581-5111 内線 3454、3455、3457~3459 03-3581-6733(直通) Fax 03-3581-7700	
ものである。 本資料についてのお問合せは、衆議院調査局環境調査室まで御連絡ください。 Tel 03-3581-5111 内線 3454、3455、3457~3459 03-3581-6733(直通) Fax 03-3581-7700	
ものである。 本資料についてのお問合せは、衆議院調査局環境調査室まで御連絡ください。 Tel 03-3581-5111 内線 3454、3455、3457~3459 03-3581-6733(直通) Fax 03-3581-7700	
ものである。 本資料についてのお問合せは、衆議院調査局環境調査室まで御連絡ください。 Tel 03-3581-5111 内線 3454、3455、3457~3459 03-3581-6733(直通) Fax 03-3581-7700	
ものである。 本資料についてのお問合せは、衆議院調査局環境調査室まで御連絡ください。 Tel 03-3581-5111 内線 3454、3455、3457~3459 03-3581-6733(直通) Fax 03-3581-7700	
ものである。 本資料についてのお問合せは、衆議院調査局環境調査室まで御連絡ください。 Tel 03-3581-5111 内線 3454、3455、3457~3459 03-3581-6733(直通) Fax 03-3581-7700	
ものである。 本資料についてのお問合せは、衆議院調査局環境調査室まで御連絡ください。 Tel 03-3581-5111 内線 3454、3455、3457~3459 03-3581-6733(直通) Fax 03-3581-7700	
ものである。 本資料についてのお問合せは、衆議院調査局環境調査室まで御連絡ください。 Tel 03-3581-5111 内線 3454、3455、3457~3459 03-3581-6733(直通) Fax 03-3581-7700	
ものである。 本資料についてのお問合せは、衆議院調査局環境調査室まで御連絡ください。 Tel 03-3581-5111 内線 3454、3455、3457~3459 03-3581-6733(直通) Fax 03-3581-7700	
ものである。 本資料についてのお問合せは、衆議院調査局環境調査室まで御連絡ください。 Tel 03-3581-5111 内線 3454、3455、3457~3459 03-3581-6733(直通) Fax 03-3581-7700	
ものである。 本資料についてのお問合せは、衆議院調査局環境調査室まで御連絡ください。 Tel 03-3581-5111 内線 3454、3455、3457~3459 03-3581-6733(直通) Fax 03-3581-7700	
ものである。 本資料についてのお問合せは、衆議院調査局環境調査室まで御連絡ください。 Tel 03-3581-5111 内線 3454、3455、3457~3459 03-3581-6733(直通) Fax 03-3581-7700	
本資料についてのお問合せは、衆議院調査局環境調査室まで御連絡ください。 Tel 03-3581-5111 内線 3454、3455、3457~3459 03-3581-6733(直通) Fax 03-3581-7700	本資料において特段の断りのないものは、平成 22 年 2 月 26 日現在の資料を基に作成した
Tel 03-3581-5111 内線 3454、3455、3457~3459 03-3581-6733(直通) Fax 03-3581-7700	ものである。
Tel 03-3581-5111 内線 3454、3455、3457~3459 03-3581-6733(直通) Fax 03-3581-7700	
Tel 03-3581-5111 内線 3454、3455、3457~3459 03-3581-6733(直通) Fax 03-3581-7700	
03-3581-6733 (直通) Fax 03-3581-7700	本資料についてのお問合せは、衆議院調査局環境調査室まで御連絡ください。
Fax 03-3581-7700	Tel 03-3581-5111 内線 3454、3455、3457~3459
	03-3581-6733(直通)
担当:河上、清家、安藤、大石、高橋	Fax 03-3581-7700
	担当:河上、清家、安藤、大石、高橋

発刊に当たって

昨年12月、コペンハーゲン(デンマーク)で、気候変動枠組条約第15回締約国会議、いわゆるCOP15が開かれました。我が国を含む約120カ国の首脳をはじめ世界各国から3万人を超える人々が集いました。そのことからも今や、地球温暖化問題は、人類に突きつけられた地球規模の問題として、いかに世界的な関心事となっているかがうかがえます。

COP15では、2013年以降の地球温暖化対策の国際的枠組(ポスト京都)について、温室効果ガスの各国の削減義務を定めた法的拘束力を有する文書を採択する予定でしたが、先進国と途上国との間の意見の隔たりは依然として大きく、報道でも伝えられたとおり、交渉は難航しました。結果的には、法的拘束力を有する文書を採択するには至りませんでしたが、それに替わるものとして、「コペンハーゲン合意(いわゆる政治的合意)」が取りまとめられました。そのこと自体は、今後のCOP交渉等に一縷の望みを繋ぐものでありましたが、半面では、国際交渉の難しさを改めて浮き彫りにするものでもありました。

本資料は、委員会審査の参考の用に供することを主たる目的に、地球温暖化問題に関する国際交渉や地球温暖化対策への取組みの現状と主な課題について取りまとめたものですが同時に、広〈皆様の地球温暖化問題への更なる関心の喚起と理解の一助となればとも考えております。

内容につきましては、精度等の点で必ずしも十分とはいえない箇所もあろうかと思われます。また、地球温暖化問題に関しましては、国内、国際を問わず、その取組み状況等が目まぐるしく動いている事情もあり、記載内容が場合によっては、旧聞に属するということもあろうかと思われます。その点につきましては今後、機会を捉えて必要な見直し等を施していけたらと考えております。

なお、本書につきまして皆様から忌憚のないご意見等をお寄せいただければ幸甚に存じます。

平成 22 年 3 月

衆議院調査局環境調査室 室長春日 昇

調査担当者

衆議院調査局環境調査室

室 長 春日 昇

首席調査員 髙梨金也

次席調査員 関 武志

調査員 河上恵子

調査員 清家弘司

調査員 安藤 武

調査員 大石寿美

調査員 高橋 愛

目 次

国際的取組の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

(1) 地球温暖化に関する科学的知見 ……………………… 2

地球温暖化問題をめぐる状況

1

(2) 気候変動枠組条約と京都議定書	• 3
(3) COP15 の結果····································	• 5
(4) COP16 に向けた今後の国際交渉 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	• 6
2 我が国の動き	• 7
(1) 我が国のこれまでの主な取組	• 7
(2) 1990 年比 25%削減目標の世界に向けた発信 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 10
(3) 温室効果ガス排出削減の中期目標達成に向けた国内の動き	· 10
3 温室効果ガスの排出状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 13
(1) 世界の CO₂排出状況····································	· 13
(2) 我が国の温室効果ガス排出状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
25%削減に向けた取組の現状と課題	
25%削減に向けた取組の現状と課題	
	• 18
<国際交渉> 1 国際交渉をめぐる課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
<国際交渉> 1 国際交渉をめぐる課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 18
<国際交渉> 1 国際交渉をめぐる課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 18 · 18
< 国際交渉 > 1 国際交渉をめぐる課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 18 · 18 · 21
< 国際交渉 > 1 国際交渉をめぐる課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 18 · 18 · 21 · 23
< 国際交渉 > 1 国際交渉をめぐる課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 18 · 18 · 21 · 23

<国内対策>

2	国内排出量取引制度の在り方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
(1)	排出量取引制度とは	32
(2)	我が国の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
(3)	諸外国の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
(4)	排出量取引の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
(5)	今後の主な課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
3	地球温暖化対策税の在り方	
(1)	諸外国における地球温暖化対策としての環境税の導入状況・・・・・・・	42
(2)	我が国と EU 諸国のエネルギー課税の比較 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
(3)	我が国における環境税(地球温暖化対策税)の検討の経緯・・・・・・・	47
(4)	今後の主な課題	50
4	再生可能エネルギーの活用の在り方	
(1)	再生可能エネルギー及び新エネルギーの定義	54
(2)	再生可能エネルギー全体にかかる現状及び主な課題 ・・・・・・・・・・・・	55
(3)	再生可能エネルギー毎の現状と主な課題	62
-	ア 太陽光発電	
	イ 風力発電	
	ウ 地熱利用····································	
	工 水力発電	
	オーバイオマス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	カ 太陽熱利用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
5	その他	
(1)	CCS 等の革新的技術 ····································	73
(2)	原子力発電 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	78

(参考資料)

地球温暖化問題をめぐる状況

- 1 国際的取組の経緯
- 2 我が国の動き
- 3 温室効果ガスの排出状況

1 国際的取組の経緯

(1) 地球温暖化に関する科学的知見

気候変動に関する政府間パネル (IPCC)¹は、2007年に第4次評価報告書(AR4)を公表し、地球温暖化が 人為起源の温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性がかなり高いとの結論を出した。

二酸化炭素(CO₂)の大気中の濃度の状況をみると、産業革命以前には280ppm 程度だったものが、現在、380ppm 程度にまで増加し、CO₂の人為的排出量は自然の吸収量の約2倍に達しているという(図 -1-1)。

AR4 は、わずかな気温上昇でも温暖化の悪影響が生ずる国・地域があると指摘し、「気温の上昇が約2~3 以上である場合には、すべての

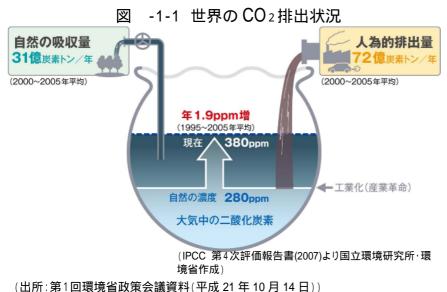
地域は正味の便益の減少か正味のコストの増加のいずれかを被る可能性が非常に高い」(AR4 第 2 作業部会報告)としている。

このため、温暖化による影響を最小にするには、早急に地球全体の温室効果ガス排出量を大幅に削減し、その濃度を安定化させる必要がある。

AR4 では、今後 20~30 年の温室効果ガスの削減努力とそれに向けた投資が、温室効果ガスのより低い安定化濃度の達成の鍵となると指摘しており、目指すべき「安定化」のレベルとそのレベルを達成する速さについては、大気濃度の安定化の水準と世界平均気温上昇量等との関係を表したシナリオを示している。

対策に要する経済的なコストにつ

き下げることとなるが、気温の上昇は 2.0 から 2.8 程度に抑えられる こととなる(表 -1-1)。



⁽山州、 笫 1 凹坡堤首以宋云誐复科(平成 21 平 10 月 14 日)

¹ IPCC (Intergovernmental Panel on Climate Change) は、地球温暖化問題について世界各国の専門家が科学的な評価を行う場として 1988(昭和 63)年 11 月に、国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)の共催により設置された。

このような科学的知見を踏まえ、欧州連合(EU)などは、これまで、気温上昇を長期的に産業化以前から2以下に抑えることを提案してきており、後述するが、昨年(2009年)イタリアで開催された主要国首脳会

議(G8ラクイラサミット)の首脳 宣言や気候変動枠組条約第15回締約 国会議(COP15)の「コペンハーゲ ン合意」においても、世界の平均気 温の上昇を2 以下に抑えるべきと の科学的見解が認識されている。

表 I-1-1 安定化シナリオ

カテゴリー	CO2濃度	温室効果ガス濃度 (CO2換算)	産業革命からの 気温上昇	CO 2排出量が ピークを迎える年	2050年における C02排出量 (2000年比)
	ppm	ppm	٥٠	年	%
Œ	350~400	445~490	2.0~2.4	2000~2015	-85~ -50
2	400~440	490~535	2.4~2.8	2000~2020	-60∼ -30
3	440~485	535~590	2.8~3.2	2010~2030	-30∼ +5
④	485~570	590~710	3.2~4.0	2020~2060	+10~ +60
(5)	570~660	710~855	4.0~4.9	2050~2080	+25~ +85
	660~790	855~1130	4.9~6.1	2060~2090	+90~+140

出典:IPCC第4次評価報告書第3作業部会報告書より環境省作成

(出所:環境省「環境白書」(平成 19 年度))

(2) 気候変動枠組条約と京都議定書

(気候変動枠組条約)

地球温暖化問題に対処するために、 1992 年に国際的な取組を決めた初 めての条約である「気候変動に関す る国際連合枠組条約(気候変動枠組 条約)」が採択された。同条約は、「気 候系に対して危険な人為的干渉を及 ぼすこととならない水準において、 大気中の温室効果ガスの濃度を安定 化させること」を究極の目的とし、 また、「共通だが差異のある責任」に 基づき、先進国、途上国がそれぞれ レベルの異なる温暖化対策を講じる こととしているが、温室効果ガスの 削減については努力目標としていた ことから、数値化された約束をもつ 議定書の策定が課題とされていた。

気候変動枠組条約のポイント

【究極の目的】

温室効果ガス濃度を、気候システムに対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準に安定化させる

【原則】

<u>共通だが差異のある責任</u>、及び各国の能力に従い、気候系を保護

【すべての締約国の義務】

排出目録、政策措置の報告の作成・更新など

【先進国(OECD 諸国 + 市場経済移行国)の義務】 温暖化防止のための政策措置

排出量や政策・措置等に関する情報を締約国会 議に報告

、 の措置、報告を、温室効果ガスの排出を 1990 年代の終わりまでに 1990 年の水準に戻 すとの目的で行う(数値は努力目標)

【先進国(OECD 諸国)の義務】 途上国への資金供与、技術移転

1994 年 3 月 21 日に発効 2009 年 12 月 3 日現在、194 か国・地域が締結 (環境省資料等を基に作成)

(京都議定書の採択)

このため、同条約を具体化し、先進 国の温室効果ガス排出量について法 的拘束力のある各国毎の数値目標を 設定した「気候変動に関する国際連 合枠組条約の京都議定書(京都議定 書)」が 1997 年に採択された。同議 定書は、2008 年~2012 年までの期 間(第1約束期間)において、先進 国全体で、基準年(原則 1990年)比 で少なくとも5%の温室効果ガス排 出削減を求めており、我が国の削減 目標は6%となっている。

なお、気候変動枠組条約の構成国 と京都議定書の構成国の状況は、

义 -1-2の通りとなっている。

京都議定書のポイント

先進国の温室効果ガス排出量について、法的拘 束力のある数値目標を各国毎に設定。

国際的に協調して、目標を達成するための仕組み(京都メカニズム)を導入(共同実施、クリ ーン開発メカニズム、国際排出量取引) 途上国に対しては、数値目標などの新たな義務

は導入せず。

数値目標

対象ガス:二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、

HFC、PFC、SF6

吸 収 源:森林等の吸収源による温室効果ガス吸

収量を算入

基 準 年: 1990年 (HFC、PFC、SF6 は、1995年

としてもよい)

目標期間:2008年から2012年

標:先進国全体で少なくとも5%削減を目

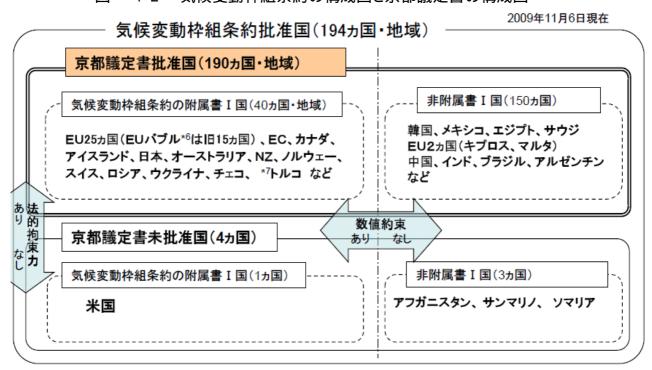
指す。各国毎の目標 日本 6%、米

国 7%、EU 8%等。

2005年2月16日に発効

(環境省資料を基に当室作成)

図 -1-2 気候変動枠組条約の構成国と京都議定書の構成国



※6 EUバブル:EU加盟のうち旧15ヵ国(2004.5拡大前)は、共同で-8%の削減約束を負っている。 (個々の国々の総排出量が各国の割当量の合計量を上回らない限り、各国の目標達成の有無によらず、目標が達成されたと見なされる。) ※7 トルコの数値約束は定まっていない。

(出所:環境省HP)

(2013年以降の枠組みに係る検討)

京都議定書では、第1約束期間の後の排出量については規定されていない。このため、2013年以降の次期国際枠組みについて、2007年12月にインドネシアのバリで開催された気候変動枠組条約第13回締約国会会(COP/MOP3)において、気候変動枠組条約の下にアドホック・ワーキング・グループ(AWG-LCA)²を設置し(京都議定書下のAWG (AWG-KP)³と併行して)、2013年以降の枠組みを2009年のCOP15までに採択することが合意された。

(3) COP15 の結果

2009 年 12 月にデンマークのコペンハーゲンで開催された COP15 及び COP/MOP 5 は、当初、2013 年以降の各国の削減義務を定めた文書の採択が期待されていた。

しかし、事前の閣僚級準備会合や 国連の作業部会等において先進国側 と途上国側の主張には依然として大 きな隔たりがあったため、法的拘束 力のない政治合意を目指すこととさ れた。ところが、途上国側は、経済 成長が制約されないよう日本やEU等の先進国側のみが削減義務を負う京都議定書の延長等を求めたため、一時は政治合意すらも困難な状況に陥った。

このような事態を打開するため、 日本、米国、EU 及び中国等 26 か国・ 機関の首脳レベルの協議・交渉により 「コペンハーゲン合意」が作成され たが、これも中米・アフリカの数か 国が作成過程の不透明さを理由に反 対したため採択には至らず、結果と して「条約締約国会議として同合意 に留意する」ことが決定されるにと どまっている。

コペンハーゲン合意では、先進国の中期目標や途上国の削減行動について各国が条約事務局に提出することなどが盛り込まれている(表-1-2)。この他、森林の減少や劣化による温室効果ガスの排出を削減する取組(REDD)を進めること、途上国のための能力開発や技術移転などについても言及されている。

なお、AWG-LCA は、COP15 の後に終了する予定であったが、AWG-KPと共に作業が継続されることとなっている。

² 気候変動枠組条約の下の長期的協力について 話し合う特別作業部会

³ 京都議定書附属書 B 改正について話し合う特別作業部会(2005 年 11 月にカナダで開催された COP11 及び COP/MOP 1において、京都議定書第3条9項に基づく先進国(附属書 国)のさらなる約束に関する検討が開始された。その際設置されたのがこの作業グループである。

表 -1-2 コペンハーゲン合意の主な内容

産業化以前からの気温上昇を2度以 内に抑える		
各国の 数 値 目 標	2020 年の削減目標を条約事務局へ2010年1月31日までに提出(任意)	
各国の 数 値 目 標	2020 年の削減行動を条約 事務局へ2010年1月31日 までに提出(任意)	
検証	支援を受けて行う削減行動 国際的なMRV(測定・ 報告・検証)の対象	
方 法	自発的に行う削減行動 国内検証を経た上で国際 的な協議の対象	
	先進国は、2010~2012 年 の間に300億ドルの新規か つ追加的な資金による支援 を共同して行い、2020年ま でには共同して年間 1,000 億ドルの資金動員目標を約 束する	
価	までに合意の実施状況を評	
	内 各数目検方全拠各拠方2015山 の値標の値標証法の、の・法年	

(4) COP16 に向けた今後の国際交渉

COP16 は、本年(2010年)11月 ~12 月にメキシコにおいて開催され る予定である。本年中に AWG-LCA 及び AWG-KP が複数回開催される予 定であるが、G8や主要排出国を含 むG20 など首脳レベルの会合を始め とした様々な機会を通じ、交渉が進 展することが期待される(図 -1-3 \ \

なお、コペンハーゲン合意に基づ き、先進国及び途上国は自国の削減 目標等の提出が求められているが、 条約事務局の発表によると1月末ま でに削減目標等を提出した国は、米 国、中国、EU、インド等の主要排出 国を含む 55 か国であり、これらの国 のエネルギー使用による温室効果ガ ス排出量は世界の排出量の78%を占 めるという。

図 -1-3 気候変動に関する主な外交日程 9月 気候変動に関連する会合 国連総会 6/25·26 G8サミット UNFCCCプロセス (米・ニューヨーク) 日程未定 (カナダ・ムスコカ) 尨 日中韓サミット 6/26・27 G20サミット 10/18-29 (韓国) (カナダ・トロント) 生物多様性COP10 (名古屋) 5月(予定) 11/13-14 APEC首脳会議 日中韓三カ国環境 (横浜) 大臣会合(TEMM) (北海道) 11月G20サミット 5/31-6/11 4/9-11 2/22 - 23 10月頃(予定) 第32回補助機関 AWG-LCA9 ピューロー会合 COP準備会合 会合(SB32) AWG-KP11 (ドイツ・ボン) (メキシコ) AWG-LCA,KP(?) (ドイツ・ボン) (ドイツ・ボン) 事務レベル 11/29-12/10 3/1.2 日伯気 候変動非公式 追加のAWG-LCA, COP16/CMP 会合(東京) KPが開催される 可能性がある。 (メキシコ・ 4/20-22 気候変動及び母なる大地の権利に カンクン) 関する世界人民会議(ボリビア 6月 気候変動被害国サミット(ケニア・ナイロビ) (出所:環境省資料)

2 我が国の動き

(1) 我が国のこれまでの主な取組

ア 京都議定書の削減約束達成に向けた取組

(地球温暖化対策推進大綱の決定と地球温暖化対策推進法の制定)

我が国では、平成9(1997)年の京都議定書の採択を受け、同年12月、内閣総理大臣を本部長とする地球温暖化対策推進本部が内閣に設置されるとともに、翌平成10年6月に、当面の温暖化対策を示した「地球温暖化対策推進大綱」が同推進本部によって決定された。

同年 10 月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「地球温暖化対策推進法」という。)」が、地球温暖化防止を目的とする世界最初の法律として制定された。

(京都議定書の締結と京都議定書目標 達成計画の閣議決定)

その後、京都議定書の批准に向け、 平成14年5月に地球温暖化対策推進 法が改正され、京都議定書の国内担 保法として整備されるとともに、同 年6月我が国は京都議定書を締結し た。

そして、平成 17 (2005)年2月の京都議定書の発効を受け、同年4月に「京都議定書目標達成計画」が閣議決定された。同計画では、我が国の温室効果ガス6%削減約束の達成に向け、温室効果ガス別に目標、対策及びその実施スケジュールが明記であるとともに、個々の対策にお対策を推進するための具体的施策が掲げられ、これらに基づき各種の対策が行われてきた。

図 -2-1 改定京都議定書目標達成計画(閣議決定)の概要

目標達成のための対策と施策

1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策

(1) 温室効果ガスの排出削減対策・施策

【主な追加対策の例】

- ●自主行動計画の推進
- ●住宅・建築物の省エネ性能の向上
- ●トップランナー機器等の対策
- ●工場・事業場の省エネ対策の徹底
- ●自動車の燃費の改善
- ●中小企業の排出削減対策の推進
- ●農林水産業、上下水道、交通流等の対策
- ●都市緑化、廃棄物・代替フロン等3ガス等の対策
- ●新エネルギー対策の推進
- (2) 温室効果ガス吸収源対策・施策
- ●間伐等の森林整備、美しい森林づくり推進国民運動の展開

2. 横断的施策

- ●排出量の算定・報告・公表制度
- ●国民運動の展開

以下、速やかに検討すべき課題

- ■国内排出量取引制度
- ●環境税
- ●深夜化するライフスタイル・ワークスタイルの見直し
- ●サマータイムの導入

| 温室効果ガスの排出抑制・吸収量の目標

		2010年度の排	非出量の目安 (注)
		百万t−CO₂	基準年 総排出量比
エネル	ギー起源CO ₂	1,076~1,089	+1.3%~+2.3%
	産業部門	424~428	-4.6% ~ -4.3%
	業務その他部門	208~210	+3.4%~+3.6%
	家庭部門	138~141	+0.9%~+1.1%
	運輸部門	240~243	+1.8%~+2.0%
	エネルギー転換部門	66	-0.1%
非工 N₂O	・ ドルギー起源CO ₂ 、CH ₄ 、	132	<u>-1.5%</u>
代替フロン等3ガス		31	<u>-1.6%</u>
温室効果ガス排出量		1,239~1,252	-1.8%~-0.8%

(注)排出量の目安としては、対策が想定される最大の効果を上げた場合と、想定される最小の場合を設けている。当然ながら対策効果が最大となる場合を目指すものであるが、最小の場合でも京都議定書の目標を達成できるよう目安を設けている。

(出所:環境省 HP)

同計画は、その後、京都議定書の第 1 約束期間開始の前年(平成 19 (2007)年)に同計画の評価・見直しを行うとした地球温暖化対策推進法の規定に基づいて見直しが行われ、平成 20 (2008)年3月に全面改定された。その概要は前頁の図 -2-1 の通りである。

同計画では、温室効果ガスの削減に 吸収源対策、京都メカニズム(概要に ついてはコラム参照。)を含め、京都 議定書の6%削減約束の確実な達成 を図ることとしており、毎年各対策の 進捗状況を厳格に点検するとともに、 2009年度には第1約束期間全体の排 出量見通しを示し、総合的に評価する こととされ、必要に応じ、機動的に計 画を改定し、対策・施策を追加・強化 することとなっている。

イ 低炭素社会の構築に向けた取組

気候変動枠組条約の究極の目的を 達成するためには、世界全体の温室効果ガスの排出量をまず減少基調に転換させ、最終的には現在のレベルの半分以下に減少させていくことが必要であると言われている。このため、京都議定書の削減約束達成に向けた動きとともに、低炭素社会の構築に向けた取組も開始された。

(美しい星 50 (クールアース 50)から 福田ビジョンへ)

安倍元総理は、平成 19 (2007)年 5月に、京都議定書の第 1 約束期間終 了後の 2013 年以降の次期枠組みづく りにおける国際的議論を主導すべく、 「美しい星 50 (クールアース 50)」 を提案した。これは、世界全体の温室

【コラム】京都メカニズム

「京都メカニズム」(Kyoto Mechanisms)とは、1997年に採択された「京都議定書」において定められた、温室効果ガス削減をより柔軟に行うための経済的メカニズムである。

京都議定書では、先進国による温室効果ガスの排出量削減の数値目標が定められている。しかし、日本などの国では、すでにエネルギー使用効率がかなり高く、これらの数値目標を国内のみで達成することは困難と言われており、また、効率改善の余地の多い国で取組を行ったほうが、経済的コストも低くなることから、他国内での削減実施に投資を行うことが認められている。対象国・活動の種類により、以下の3つのメカニズムが規定されている。

クリーン開発メカニズム(CDM) [京都議定書 12 条]



先進国と途上国が共同で事業を実施し、その削減分を投資国(先進国)が自国の目標達成に利用できる制度

共同実施(JI) [京都議定書6条]



先進国同士が共同で事業を実施し、その削減分を投資国が自国の目標達成 に利用できる制度

国際排出量取引 [京都議定書 17 条]



各国の削減目標達成のため、先進国 同士が排出量を売買する制度

(出所:京都メカニズム情報プラットホーム HP)

効果ガス排出量を現状に比して 2050 年までに半減するとの世界共通の長 期目標等を提示したものである。

(麻生前内閣における「低炭素革命」 と温室効果ガス排出削減の中期目標 の設定)

2009 年 1 月、サブプライムローン問題や、リーマンブラザース証券破綻のショックによる世界同時不況下において、米国で、黒人初の大統領であるオバマ大統領が就任した。大統領は、環境対策と経済活性化の両立を目指すグリーン・ニューディール政策を推し進めており、世界的にこの政策に注目が集っていた。

こうした中、麻生前総理は、平成 21年4月に経済危機対策を示し、そ の成長戦略の1つとして「低炭素革 命」を位置付けた。対策には、低炭素 革命の実現に向け、太陽光、低燃費車、環境・エネルギー技術の開発・導入促進等が掲げられており、第1次補正予算に、小中学校を初めとする公的施設への太陽光発電パネルの導入(スクールニューディール)やエコポイントを活用した省エネ家電の買いかえ促進等の施策が盛り込まれた。

なお、同月、斉藤前環境大臣は、必要とされる環境対策を思い切って実行することにより、直面する環境問題に対処するとともに、現下の経済危機を克服し、我が国の将来の経済社会を強化しようとする「緑の経済と社会の変革」をとりまとめている。

また、麻生前総理は、ポスト京都の 交渉期限である COP15 を念頭に、そ れまで設定されていなかった我が国 の中期目標の検討に着手した。

この検討は、「地球温暖化問題に関する懇談会」の下に、分科会として設置された「中期目標検討委員会」にいて平成 20 年 11 月から開始され、モデル分析等を行うなど科学的、地球温暖化問題が両立するとともに、資源・エネは問題が両立するよう総合の案とは、経済の実を踏まえ「地球温暖化問題に関する懇談会」の選択肢が示された。関する懇談会」の議論を経て、平成 21 年 6 月、麻生前総理は、我が国の温を対え排出削減の中期目標として、2020 年までに 2005 年比 15%減とい

う数値目標を発表した。

この中期目標は、海外から購入するクレジット等を含まない、国内における削減努力を積み上げたいわゆる真水の目標であり、COP15を控え、本格的な国際交渉に向けた第一歩であるとされた。他方、1990年比では8%の削減に過ぎず、科学の要請に応えた削減目標とはいえないことや、EU 1990年比20%削減目標をさらに先進国間での合意の下で、30%まで拡大しようとしていたことから、国際社会からは到底受け入れられないとの批判もなされた4。

(国会の動き)

政府における動きの一方で、国会においても低炭素社会の構築に向け、地球温暖化対策に係る基本的な法律の必要性が認識され、平成21年4月には民主党等から「地球温暖化対策基本法案」が、同年7月には自由民主党及び公明党から「低炭素社会づくり推進基本法案」が国会に提出されるなどの動きがあった5。

(2) 1990年比25%削減目標の世界に向け た発信

(鳩山総理の国連演説)

2009年9月22日、国連気候変動首脳会合における演説で、鳩山総理は、1990年比25%削減という我が国の温室効果ガス削減の中期目標を表明し、また、途上国支援として「鳩山イニシアティブ」を発表した。

(COP15 とコペンハーゲン合意)

その後、COP15での交渉においても、 鳩山総理及び小沢環境大臣等は、すべ ての主要排出国が参加する公平で実 効性のある枠組みの構築と野心的な 目標の合意を前提に、我が国は 2020 年までに 1990 年比 25%の温室効果 ガス排出削減を目指すことを表明し ている。このほか、「鳩山イニシアティブ」の具体化として、2012年末ま での3年間で官民合わせて1兆7,500 億円(約150億ドル)の支援の実施も 表明している。

また、このコペンハーゲン合意に従って、本年(2010年)1月26日には、 我が国の排出削減目標として、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提とし、1990年を基準年として25%削減という目標が気候変動枠組条約事務局に提出されている。

(3) 温室効果ガス排出削減の中期目標達成に向けた国内の動き

(チャレンジ 25)

鳩山総理の国連演説では、1990年

⁴ 浅岡美恵 気候ネットワーク代表「日本の『8%削減』中期目標 このままでは国際社会から孤立する」(平成21年6月10日)

⁽ http://www.kikonet.org/iken/kokunai/2009-06-10.html)

⁵ いずれも第 171 回国会に提出された法案で、衆 議院解散により未付託未了となり廃案となっている。 「地球温暖化対策基本法案」は参法第 19 号(提出 会派: 民主党・新緑風会・国民新・日本)、「低炭素 社会づくり推進基本法案」は衆法第 48 号(提出会 派: 自由民主党、公明党) である。

比25%削減の中期目標の実現に向け、 国内排出量取引制度や再生可能エネ ルギーの固定価格買取制度の導入、地 球温暖化対策税の検討を始めとした あらゆる政策を総動員していく考え が示された。これを受け、政府はこの 目標を達成するための政策を「チャレ ンジ 25」と名付け、取り組んでいく こととしている。

このうち、温暖化防止のための国民 的運動については、これまで行われて きた「チーム・マイナス6%」を、よ り CO2削減に向けた運動へと生まれ 変わらせ、「チャレンジ 25 キャンペー ン」と銘打って、本年1月から展開し ている(図 -2-2)。

図 -2-2 チャレンジ25キャンペーンが推進す る6つのチャレンジ



[Challenge1]

エコな生活スタイルを選択しよう



[Challenge2]

省エネ製品を選択しよう



[Challenge3]

自然を利用したエネルギーを選択しよう



[Challenge4]

ビル・住宅のエコ化を選択しよう



[Challenge5]

CO2削減につながる取組を応援しよう



[Challenge6]

『地域で取組む温暖化防止活動に参加しよう

(出所: チャレンジ 25 HP)

また、これらの政策の位置付けや基 本的な方向性を明らかにする法律の 制定が必要であるとし、「地球温暖化 対策の基本法」に関し国民に意見募集 も行われた。

(新成長戦略)

他方、平成 21 年 12 月 30 日に閣 議決定された新成長戦略(基本方針) においても、グリーン・イノベーショ ンによる環境・エネルギー大国戦略が 掲げられ、「環境・エネルギー大国」 を目指すため、あらゆる政策を総動員 した「チャレンジ 25」の取組を推進 することとしている。

(第 174 回国会の鳩山総理の施政方針 演説)

このような流れを受け、平成22年 1月29日に行われた鳩山総理の施政 方針演説においては、温室効果ガスを 2020年に 1990年比で 25%削減する との目標が示されるとともに、日本の 誇る世界最高水準の環境技術を最大 限に活用した「グリーン・イノベーシ ョン」の推進による「成長」が表明さ れた。そして、地球温暖化対策基本法 を策定し、環境・エネルギー関連規制 の改革と新制度の導入を加速すると ともに、『チャレンジ 25』によって、 低炭素型社会の実現に向けたあらゆ る政策を総動員する旨が表明されて いる。

(地球温暖化対策に係る中長期のロー ドマップの検討)

政府は、地球温暖化対策について、 中期的には温室効果ガス排出量を 2020 年までに 1990 年比 25%削減 する目標を掲げており、また、長期的 には、2009 年 11 月に日米両国首脳 の間で合意された「気候変動交渉に関 する日米共同メッセージ」において、

2050 年までに自らの排出量を 80% 削減することを目指すこととしてい る。

この長期的視点を含めた中期目標 達成のためには、いつ、どのような対 策・施策を実施していくことが必要か というロードマップを策定する必要 があることから、目標達成のための対 策・施策のパッケージを政府として検 討していくに当たり、専門的・技術的 観点からの具体的な提案を行うこと を目的として、「地球温暖化対策に係 る中長期ロードマップ検討会」が環境 省に設置され検討が行われている。な お、「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ」については、小沢環境大 臣の試案が、本年2月17日の環境省 政策会議で示されている。

同時に、地球温暖化に関する閣僚委員会の副大臣級検討チームが設けられ、地球温暖化対策基本法案の提出に合わせる形で、ロードマップの取りまとめが行われるよう、政府としての検討が開始されている。

(参考) 地球温暖化問題への取組の経緯

年	国際	国内
1997	COP3開催(京都)京都議定書採択(12 月)
(平成9)		12 月 地球温暖化対策推進本部設置
1998		6 月 地球温暖化対策推進大綱(旧大綱)決定 10 月 地球温暖化対策の推進に関する法律成立
(平成10)		3月 新しい地球温暖化対策推進大綱決定
2002 (平成 14)		5月 第1次改正地球温暖化対策推進法成立
(+/1, 1+)		6月 京都議定書締結
2005	京都議定書発効(
(平成 17)		4月 京都議定書目標達成計画閣議決定 温暖化防止のための国民運動「チーム・マイナス 6 % 」が発足
	COP11、COP/MOR	~1 開催 (モントリオール)(11~12 月)
2007	IPCC 第 4 次評価報告書(統	5 月 安倍元総理が「美しい星 50 (クールアース 50)」発表
(平成 19)	合報告書)採択 COP13 COP / MC	P3 開催(パリ)「パリ・ロードマップ」採択(12 月)
2008	京都議定書の第1約束期	1月 福田元総理はダボス会議において、クールアース」推進構想を発表
(平成 20)	間(2008年~2012年)開	3月 経済産業省「Cool Earth-エネルギー革新技術計画」策定
	始(我が国については 4 月 から)	京都議定書目標達成計画全面改定 6月 福田元総理「低炭素社会・日本をめざして」(福田ビジョン)公表
	G8洞爺湖サミッ	
2009		4月 麻生前総理は経済危機対策に「低炭素革命」を位置付ける(スクールニュ
(平成 21)	G8ラクイラサミ	ーディール・エコポイント等開始)
	0000100	6月 麻生前総理が、温室効果ガス排出削減の中期目標発表(1990年比 8%、
		2005 年比であれば 15%)
		9月 鳩山総理は、国連の気候変動サミットにおける演説において、1990年比 25%削減を発表
		10月 鳩山総理は、第 173 回国会における所信表明演説で、25%削減という中
		期目標を達成するための行動を「チャレンジ 25」と名付け、あらゆる政 策を総動員して推進していくことを述べる。
		11月 「気候変動交渉に関する日米共同メッセージ」(2050年までに80%削減
		で合意)
	COP15、COP / N	OP5 開催 (コペンハーゲン) 「コペンハーゲン合意 」 (12 月)
		12月 新成長戦略(基本方針)閣議決定(グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略が掲げられる)
2010	コペンハーゲン合意に	基づく排出削減目標あるいは削減行動の提出期限(1月末)
(平成 22)	COP16、COP / MOP6	(メキシコ)(11~12月予定)

(各種資料に基づき当室作成)

3 温室効果ガスの排出状況

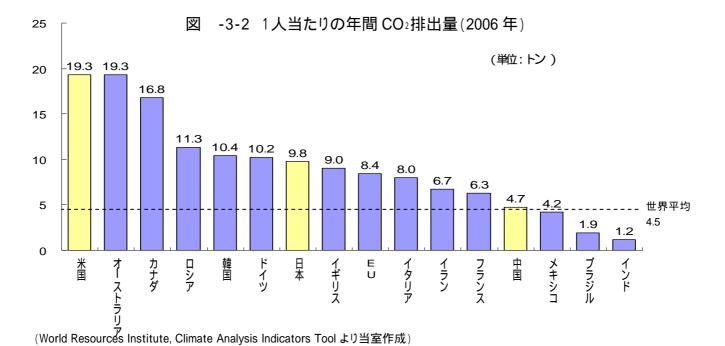
(1) 世界の CO2排出状況

世界の CO2排出状況を国別にみると、2007年には、これまでトップであった米国を抜き中国が世界第 1 位(21.0%)となっている。またインドも日本の排出量を超えるなど、新興国の排出量の増加が顕著となっている(図 -3-1)

また、排出量の多い国について人口1人当たりの排出量をみると、米国等の先進国がいまだその上位を占め、途上国の数倍を排出している国がある。しかし京都議定書で途上国と位置付けられている中国は、既に世界の平均排出量を上回り、先進国に肩を並べつつある(図 -3-2)。

ブラジル 南アフリカ その他 20.7% 1.2% サウジアラビア 1.2% インドネシア 全世界のCO₂排出量 1.3% EU15ヶ国は、COP3(京 290億トン オーストラリア 都会議)開催時点での加盟 アメリカ メキシコ 1.4% 19/9% 国数である 1.5% 出典: IEA「KEY WORLD イラン 韓国 ENERGY STATISTICS , 2009 1.7% 11.0% を基に環境省作成 カナダ 2.0% イギリス フランズ イタリア EUその他 (出所:環境省HP) 3.7% 1.5% 1.3%

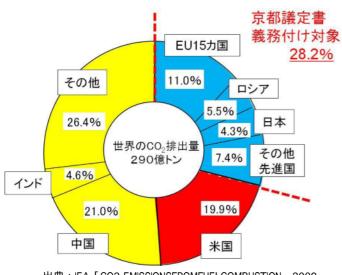
図 -3-1 世界のエネルギー起源 CO₂排出量(2007年)



13

なお、京都議定書において削減義務が課されている国の排出量(エネルギー起源のCO2排出量)をみると、2007年では世界全体の排出量の28.2%しか占めていない(図 -3-3)このことから、実効性のある地球温暖化対策のためには、京都議定書に参加していない、あるいは参加しても削減義務を負っていない国々の取組がいかに重要であるかが分かる。

図 -3-3 世界のエネルギー起源CO₂排出量(2007年)に 占める京都議定書義務付け対象の割合



出典: IEA「CO2 EMISSIONSFROMFUELCOMBUSTION」2009 EDITIONを基に環境省作成

(出所:環境省HP)

(2) 我が国の温室効果ガス排出状況

平成 20(2008)年度の我が国の温室効果ガス総排出量(速報値)は、約 12 億 8,600 万 t (CO²換算)と京都議定書の基準年の総排出量を1.9%上回っている。これは、金融危機の影響による景気後退に伴い各部門のエネルギー需要が減少したこと

等から 2007 年度と比べると 6.2%の減少になるが、柏崎刈羽原子力発電所(新潟県)の停止等により原発の稼働率が 60%程度に落ち込み、その分を石炭火力発電等に頼らざるを得ないこと等が影響し、基準年の総排出量を上回る結果となったものである(図 -3-4)。

また、温室効果ガス排出量のうち約95%を占めるCO2についてその内訳を見ると、家庭からの排出はCO2排出量のうち約2割であり、残る8割は企業や公共部門からの排出であることが分かる(図 -3-5)。

我が国が京都議定書の第1約束期間内に削減約束を達成するためには、合わせて 7.9% (削減約束の6%+1.9%)の温室効果ガスを削減するが要がある。このうち、我が国は京都議定書に基づいて我が国に認められた措置として、森林吸収源対策で3.8%、京都メカニズム(共同実施、クリーン開発メカニズム(共同実施、クリーン開発メカニズム、排出量別で1.6%の確保を目標としているが、仮に、これらの削減分が確保をが、仮に、これらの削減分が確保をしても、なお、差し引き2.5%の温室効果ガスの実質的な排出削減が必要とされる。

今後、京都議定書の削減目標より もさらに厳しい 1990 年比 25%削減 という意欲的な中期目標を達成する ためには、より一層厳しい削減努力 が必要となると考えられる。

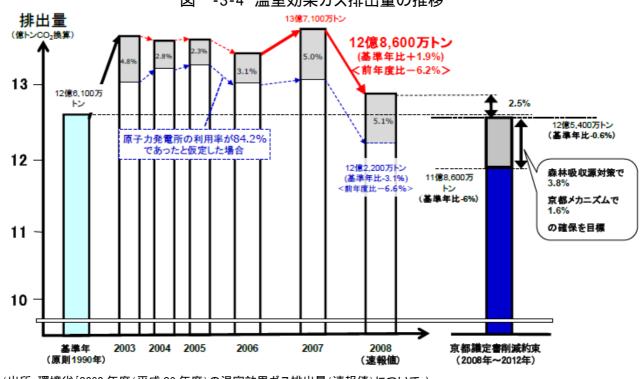


図 -3-4 温室効果ガス排出量の推移

(出所:環境省「2008年度(平成20年度)の温室効果ガス排出量(速報値)について」)

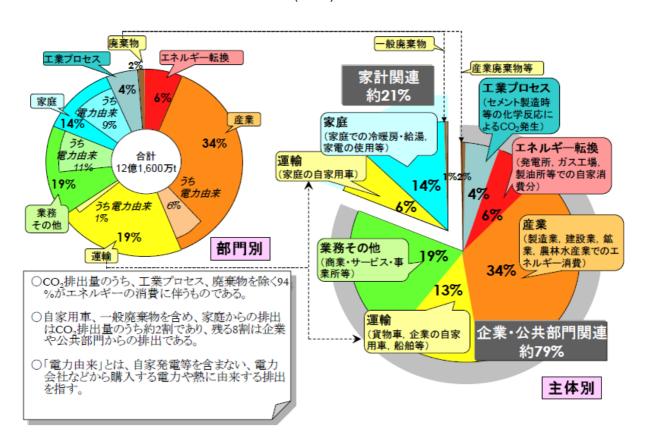


図 -3-5 平成 21(2008)年 CO₂排出量の内訳

(出所:環境省「2008年度(平成20年度)の温室効果ガス排出量(速報値)について」)

25%削減に向けた取組の現状と課題

- 1 国際交渉をめぐる課題
- 2 国内排出量取引制度の在り方
- 3 地球温暖化対策税の在り方
- 4 再生可能エネルギーの活用の在り方
- 5 その他

1 国際交渉をめぐる課題

(1)国際交渉の現状

ア 中期目標を取り巻く状況

中期目標の意義及び国際合意

中期目標とは、通常、2020年までの各国の温室効果ガスの削減目標のことをいう。削減の基準年については我が国及びEU等が1990年、米国や中国等が2005年など様々である。中期目標は、京都議定書の第一約束期間(2008年~2012年)に続く2013年以降の温室効果ガス削減に向けた取組の基礎となるものであり、産業化以降の地球上の平均気温の上昇を2 以内に抑えるために2050年までに世界全体で温室効果ガスを半減、先進国で60~80%削減するという長期目標の通過点となるものとしても重要である。

で述べたとおり、国連気候変動首脳 会合や COP15 の場において、我が国は、 25%削減目標を表明してきた。

(ア) COP15 における中期目標の取扱い

2009年12月のCOP15において我が国は、温室効果ガスの1990年比25%削減目標を掲げ、米国や中国等の先進国・新興国のさらなる削減努力を促すとともに、途上国支援のための鳩山イニシアティブを表明するなど、政治的合意に向け、交渉をリードしようと努めた。

しかし、議長国デンマークの議事運営 に対する途上国側の不信感や、一部の新 興国の強硬な交渉姿勢などから、2007 年の COP13 において合意された「2013 年以降の次期国際枠組みに関する合意の採択」は行えず、法的拘束力のない政治合意であるコペンハーゲン合意を"take note (留意する)"という結果となった。

「コペンハーゲン合意」には、先進国・新興国が掲げる温室効果ガス削減の中期目標の数値は書き込まれなかったが、先進国は排出削減目標を、途上国は削減行動を、2010年1月末までに合意の付表に記入するため、国連気候変動枠組条約事務局(以下「条約事務局」という。)に提出することとされた。



鳩山総理の COP15 における演説(首相官邸 HP)

(イ) 25%削減目標の提出と国内対策

「コペンハーゲン合意」に基づき、我が国は、条約事務局に対して「(1990年比)25%削減」という中期目標を提出した。今後、政府は、その実現に向け、国内において実際に削減に当たる国民及び産業界を交えて、そのメリット・デメリットに関する議論を十分に尽くすとともに、その実現の方策について検討

し、明確な方針及び行程表を国民に対して示す必要があるとされる。なお、政府は、国内削減分である、いわゆる真水の割合及び 25%削減目標の実現に必要な具体策を盛り込んだ行程表について現在、検討中であり、3月にはその詳細が明らかになるとされている。

(ウ) 各国の中期目標の提出と今後の交渉

2010年2月、条約事務局は、コペン ハーゲン合意に基づき1月末までに削減目標等を提出した国は、米国、中国、 EU、インド等の主要排出国を含む55 カ国であること及びこれらの国でエネ ルギー使用による世界の温室効果ガス 排出量の78%を占めることを発表した。 今後、我が国は、交渉戦略を早期に固め、2010年11月~12月にメキシコにおいて開かれる COP16 に臨む必要がある(図 -1-1)

主要排出国の 2020 年までの削減目標・行動の状況は図 -1-2 のとおりである(参考1、2)

なお、国連環境計画(UNEP)は、2010年2月、これまでに各国が条約事務局に 提出した目標を基に計算すると、2020年までに数十億トンの削減不足が生じ、 平均気温の上昇を「産業化以前に比べて 2 以内」に抑えるのは困難とする報告 書を発表し、各国に対し、排出削減に向 けたより積極的な行動を呼びかけてい る。

図 -1-1 次期枠組みをめぐる構図

先 進 国

ΕU

1990 年比 20%、他国が相当の貢献を約束すれば 30%。排出量取引市場の安定のため、次期枠組みの早期合意を望む。

日本

すべての主要排出国の 参加による意欲的な目標への合意を条件に 1990年比、25%。

米国

2005 年比 17%。 地球温暖化対策法案の成立を 目指す。新議定書の早期採択 にも反対。

温暖化対策の検証可能化 (透明化)を要求

フリカ等)

化には反対。

BASIC(新興国)グループ

(中国、インド、ブラジル、南ア

BAU比(何も対策を取らなかっ

た場合との比較)やGDP当たり

の削減目標を掲げるが、義務

より厳しい削減目標と 途上国支援を要求

「南々支援」を強化

削減目標の義務化を要求

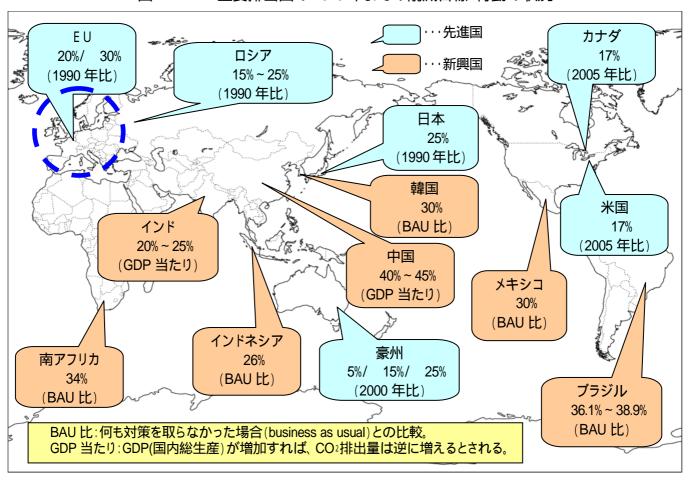
気候変動の悪影響に脆弱な途上国に対する支援

支援を要求

AOSIS(島嶼国)グループ(ツバル、グレナダ、フィジー等) 海面上昇など温暖化による被害への危機感から新議定書の早期採択を要求。

(朝日新聞 2010.2.3 を参考に当室作成)

図 -1-2 主要排出国の 2020 年までの削減目標・行動の状況



<参考1> 先進国の削減目標

(各種資料等を基に当室作成)

> 多写	~ 元连国V用城首综	
国名	2020 年の排出削減量	基準年
米国	・17%程度削減、ただし、最終的な目標は成立した法律に照らして事務局に対して通報されるとの認識。審議途中の法案における削減経路は、2050年までには83%排出を削減するとの目標に沿って、2025年には30%削減、2030年には42%削減を課している。	2005
EU	・20%/30%削減、2013年以降の期間の世界全体の包括的な合意の一部として、他の 先進国・途上国がその責任及び能力に応じて比較可能な削減に取り組むのであれば、 2020年までに 1990年比で 30%減の目標に移行するとの条件付きの提案。	1990
ロシア	·15-25%、人為的排出の削減に関する義務の履行への寄与の文脈におけるロシアの森 林のポテンシャルの適切な算入、すべての主要排出国による温室効果ガスの人為的排 出の削減に関する法的に意義のある義務の受入れを前提。	1990
日本	·25%削減、ただし、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及 び意欲的な目標の合意を前提とする。	1990
カナダ	・17%削減、米国の最終的な削減目標と連携する。	2005
豪州	・5%から15%又は25%削減、大気中の温室効果ガスのレベルを450ppm 又はそれ以下に安定化させることのできる野心的な世界全体の合意がなされる場合は、2020年までに2000年比で25%の削減を行う。また、条件なしに2020年までに2000年比5%の削減を行うとともに、世界全体の合意が450ppmでの大気安定化に満たない場合であっても、主要途上国が実質的に排出を抑制することを約束し、先進経済国が豪州の目標と比較可能な約束を行う場合には、2020年までに2000年比で15%の削減を行う。	2000

(環境省資料を基に当室作成)

<参考2> 新興国の削減行動

国名	国内的に適当な緩和のための行動
.	·2020 年の GDP 当たりの COz排出量を 2005 年比で 40~45%削減。
中国	・2020 年までに非化石エネルギーの割合を 15%、2020 年までに 2005 年比で森林面積を 4 千万へクタール増加等。 これらは自発的な行動であり、法的拘束力を持たない。
インド	·2020 年までに GDP 当たりの排出量を 2005 年比 20~25%削減(農業部門を除<)。
	・削減行動は自発的なものであって、法的拘束力を持たない。
韓国	・温室効果ガスの排出量を追加的な対策を講じなかった場合(BAU)の排出と比べて 2020年までに 30%削減。
	・世界全体の合意の一部として先進国から十分な資金及び技術支援が得られることを前提に、温室効果ガス排出量を 2020 年までに BAU 比で 30%削減。
メキシコ	・メキシコは、すべてのセクターにおける適切な削減・適応行動を含めた気候変動特別プログラムを 2009 年に採択しており、その完全な実施により 2012 年までに排出量を BAU 比で 5100 万トン(CO½換算)削減できる。
	·2020 年までに BAU 比で 34%、2025 年までに BAU 比で 42%の排出削減。
南アフリカ	・これらの行動には先進国からの技術・資金・キャパシティ・ビルディング(能力開発)の支援 が必要であることから、COP16(メキシコ)において条約及び議定書の下での野心的、公 平、効果的かつ拘束力のある合意が必要である。
	・技術・資金・キャパシティ・ビルディングの支援があれば、南アフリカの排出量は 2020 年から 2025 年の間にピークアウトし、10 年程度安定し、その後減少に転じる。
	·2020 年までに BAU 比で 26%削減。
インドネシア	· 具体的な行動として、湿地管理、森林減少速度の緩和、森林· 農地による炭素吸収、エネルギー効率改善、 代替エネルギー源の開発、 固定·液体廃棄物の発生抑制、 低炭素型の交通へ移行。
	·2020 年までに BAU 比で 36.1 - 38.9%削減。
ブラジル	・具体的な行動として、熱帯雨林の劣化防止、セラード(サバンナ地域の植生の一種)の劣化防止、穀倉地の回復、エネルギー効率の改善、バイオ燃料の増加、水力発電の増加、エネルギー代替、鉄鋼産業の改善等。

(環境省資料を基に当室作成)

イ 長期目標を取り巻く状況

長期目標に関する国際合意

で述べたとおり、気候変動による深刻な被害を防ぐためには、産業化以降の気温上昇を2 以内に抑える必要があるとの認識が国際的に共有されるようになってきている。

(ア) G8サミットにおける合意

2008年7月のG8北海道洞爺湖サミットにおいては、「2050年までに世界全

体の排出量の少なくとも 50%の削減を 達成するというビジョンを、UNFCCC の すべての締約国と共有」することが首脳 宣言に盛り込まれた。

2009年7月のG8ラクイラ・サミット(イタリア)の首脳会議においては、「2050年までに世界全体の排出量の少なくとも50%の削減を達成するとの目標を全ての国と共有することを改めて表明する」と、洞爺湖サミットの合意を再確認した。また、先進国全体では、

「(1990 年又はより最近の複数の年と比して)50年までに80%、又はそれ以上、削減するとの目標を支持する」とされた。また、「工業化以前の水準からの世界全体の平均気温が2 を越えないようにすべきとする広範な科学的見地」も認識された。

G8サミットと同時に開催され、中国、インド、韓国等の新興国も参加して行われた「エネルギーと気候に関する主要経済国フォーラム(MEF)」においても、「産業化以前の水準からの世界全体の平均気温の上昇が2を超えないようにす

べきとの科学的見解を認識する」ことが、首脳宣言に盛り込まれた。

(イ) コペンハーゲン合意における長期目標

2009年12月のCOP15において"take note (留意)"されたコペンハーゲン合意においては、これまでのG8首脳会議において共有されてきた「世界全体で2050年までに50%削減」あるいは「先進国全体で2050年までに80%削減」といった具体的な数値目標は盛り込まれなかったが、「気温上昇を2 以内に抑えるべきとの科学的見解を認識」することは盛り込まれた(表 -1-1)。

表 -1-1 最近の国際会議における長期目標に関する合意

	2050 年までの長期目標		産業化以降の世界の気温上昇を2
国際会議名	世界全体	先進国全体	以内に抑制するとの科学的見解
G8 北海道洞爺湖 サミット (2008.7)	世界全体の排出量の少なくとも 50%を削減。		
G8 ラクイラ・サミット (2009.7)	世界全体の排出量の少 なくとも 50%を削減。	80%又はそ れ以上削減。	工業化以前の水準からの世界全体の平均気温が2 を越えないようにすべきとする広範な科学的見地を認識。
エネルギーと気候 に関する主要経済 国フォーラム(MEF) (2009.7)	(世界全体の排出を相当 の量削減するという目標 を 設 定 す る た め に COP15 に向け取り組んで いく。)		産業化以前の水準からの世界全体の平均気温の上昇が2 を超えないようにすべきとの科学的見解を認識。
コペンハーゲン合意 (COP15) (2009.12)			世界全体の気温の上昇が2 より下にと どまるべきであるとの科学的見解を認識。

(外務省資料等を基に当室作成)

(ウ) 我が国及び各国の長期目標

鳩山総理は、2009 年 11 月 6 日の参議院予算委員会において、従来の 2050 年までに 60%以上削減という我が国の長期目標を引き上げ、2050 年までに 80%の削減を目指すことを初めて明らかにした⁶。

さらに、11月13日のオバマ米国大統領との首脳会談後に「気候変動交渉に関する日米共同メッセージ」を発表し、日米両国は、「2050年までに、自らの排出量を80%削減することを目指すとともに、同年までに世界全体の排出量を半減するとの目標を支持する」とした。

なお、これまでに各国の発表した 2050 年までの長期目標は、表 -1-2 のとおりである。

表 -1-2	各国の長期目標
--------	---------

国名	基準年	削減	決定経緯
		率	
米国	2005	83%	ホワイトハウス発表 (2009.11.25)
EU			EU 環境相理事会の合意 は、先進国全体で 1990 年比 60~80%削減
英国	1990	80% 以上	英国気候変動法 (2008.11)
フランス	1990	75%	環境グルネル法 (2009.2)
日本	1990	80%	日米共同メッセージ (2009.11)
カナダ	2006	60 ~ 70%	
豪州	2000	60%	
ノルウェー			2050 年までにカーボンニュートラルを達成

(平成21年12月7日現在。環境省資料を基に当室作成)

ウ 途上国支援

(ア) 途上国における温室効果ガス削減の ための支援の重要性

世界全体の温室効果ガス排出量に占める途上国の排出量の比率は、1990年の34%から、2005年には50%と増加しており、今後も大幅な増加が見込まれている。そのため、地球規模で気候変動対策に取り組むためには、先進国だけではなく、途上国においても温室効果ガスを削減することが必要不可欠である。

なお、途上国において温室効果ガスを 削減するために要する費用は、先進国に おいて追加的に削減を行うよりも安く て済むため、地球規模での削減を進める 上で、途上国における削減は効率的であ るとされる。

途上国の多くは、温暖化対策を行うことによる経済発展への悪影響を懸念している。そのため、先進国は、途上国に対して技術・資金面において、途上国が温暖化対策を行いつつ経済成長を遂げられるように支援する必要がある。

(イ) 気候変動による悪影響に途上国が適応するための支援の必要性

途上国・最貧国ほど、気候変動による 悪影響に対して脆弱である。そのため、 気候変動に起因する自然災害への対応 や生物多様性の保全など、途上国が気候 変動に適応するための技術・資金的支援 が必要となっている。

(ウ) コペンハーゲン合意における支援 約束の状況

コペンハーゲン合意においては、短期 資金として、先進国は途上国に対して、

⁶ 麻生前総理は、世界全体の排出量について今後10 ~ 20 年の間にピークアウトさせ、2050 年に少なくとも 半減させること及び日本の長期的な排出量について 2050年までに60~80%削減するという目標を掲げて いた。

2010 年~2012 年の3年間で300 億ドルの新規で追加的な支援を、長期資金として、2020 年までに年間1000 億ドルの資金を共同で調達することを目指すことが合意された。

我が国は、COP15 において、「鳩山イニシアティブ」として、官民合わせて150 億ドル(うち公的資金 110 億ドル)の支援を発表した。この発表は、各国首脳・閣僚が参加する COP15 のハイレベル会合においても歓迎された。

なお、COP15 において先進国が表明 した途上国支援の規模及び使途等は、表 -1-3 のとおりである。

表 -1-3 COP15 において先進国より表明され た途上国支援の概要

- ・2012 年末までの約3年間で約1兆7,500 億円(約150億ドル)、うち公的資金は 1兆3,000億円(約110億ドル)規模の 支援を実施。
- ・日本の優れた技術や知見を積極的に活用した途上国の削減行動の支援や、途上国や島しょ国の適応プロジェクトやキャパシティ・ビルディングへの支援を強化。
 - ・すべての主要国による公平かつ実効性の ある国際的枠組みの構築と、すべての主要 国の参加による意欲的な目標への合意が 条件。
- ・年間 24 億ユーロ(3年間で72 億ユーロ=約100 億ドル)を、脆弱な途上国や後発開発途上国に重点をおき、適応、森林分野を含めた緩和及びキャパシティ・ビルディングのために支出。
 - ・途上国支援の具体的内容については、現 在上院で審議中のため未定。
- ・クリントン米国国務長官は、COP15中の記者会見において、途上国の温暖化対策のための資金援助として、先進国が連携して年間1000億ドル(約9兆円)を拠出する仕組みを2020年までに作ることを目指す用意があると発表。
- ・すべての主要排出国が削減を着実に進めているかどうかを検証する仕組みの構築が支援の条件。

(環境省資料及び朝日新聞 2009.12.18 を基に当室作成)

(2) 今後の主な課題

ア 温室効果ガス 25%削減の中期目標 の在り方に係る課題

(ア) 「25%」の妥当性

政府の掲げる温室効果ガスを 2020 年までに 1990 年比で「25%」削減する という中期目標については、これに肯定 的な見解と否定的な見解がある。

肯定的な見解

25%削減目標に対して肯定的な見解は、産業化以降の世界の平均気温の上昇を2 以内に抑え、我が国が2050年までに60~80%以上の温室効果ガスの削減を行うためには、早期に必要な政策を決定し、民間の投資を促すことが重要であり、また、技術開発、意識改革、経済構造の転換が早く進めば、その分、環境技術でも政策作りでも世界をリードでき、結果的には低コストで長期目標の達成が可能になるとする。

さらに、25%削減目標の実現のために地球温暖化対策税、国内排出量取引制度、再生可能エネルギーの固定価格買取制度及び省エネ規制の強化等の施策を実施することにより、将来性のある産業の発展や雇用の拡大、エネルギー自給率の向上、農山村地域の活性化など様々なメリットをもたらすとの意見がある。その他、気候変動リスクや将来の化石燃料の価格高騰のリスクを見据えて低炭素社会の構築を行うために25%削減目標の実現を図るべきとする意見もある。

日

Ε

否定的な見解

25%削減目標に否定的な見解は、気候変動に関する国際交渉において我が国のみが高い目標を掲げることは適当ではないとする。また、国内の家計・産業の負担が大きくなることなどから、25%削減目標については、その撤回を含めて見直すべきであるとする。

この意見は、以下のように国際関係を 理由とするものと、国内への影響を理由 とするものに大別される。

<国際関係を理由とするもの>

日本の排出量はわずか4%

日本の CO2排出量は、世界全体の排出量の 4%に過ぎず、国民が一丸となって国内の排出 削減に取組んでも、地球規模での削減には貢献できない。

各国は自国の国益を最優先に考える

我が国が「地球益」を考えた意欲的な目標を 掲げても、各国は温暖化交渉において自国の国 益を最優先に考えており、日本の野心的な目標 に影響されて一層の努力をすることはない。

国際交渉の手法の変化

高い目標値を掲げることで環境対策に熱心な ことを示し、交渉をリードするという手法は、 既に国際的に意味をなさなくなってきている。

日本は排出権購入の「お客様」

我が国が経済合理的な削減余地を大幅に上回る目標を掲げても、各国からは排出権を購入してくれる「いいお客様」扱いされるだけである。

目標が高すぎるため米国や中国が参加しない

1990 年比 25%減では目標が厳しすぎて、米国や中国を引き込むことが困難になる。

国際的公平性の担保

国際的公平性を担保するためには、公平性を図る評価基準(これまでの削減努力や今後の削減の困難さを示す限界削減費用や国民負担など)を明確にする必要がある。また、発表済みの米国、EU等の削減目標との比較において、日本の削減目標としてどのような水準が公平なのかを改めて検討すべきである。

<国内への影響を理由とするもの>

産業への影響

高い削減目標を実現するために日本だけが国内に対して厳しい環境規制を課すと、企業は排出枠の購入や工場への省エネ投資を行う必要に迫られ、結果として技術開発のための資金が不足し、国内企業の国際競争力が弱まる。

この見解に対しては、次のような反論がある。

- ・いま投資した方が将来的に安く済み、技術 革新により日本企業の国際競争力が増すほ か、新しい分野における雇用も生み出す。
- ・鉄鋼、セメント、電力等の排出量の多い産業に対しては、地球温暖化対策税の減免や 国内排出量取引制度において排出枠の無償 割り当てを行う等、十分に配慮した制度設計を行うので問題ない。

さらなる削減は困難(乾いた雑巾)

日本の産業部門は、すでに世界トップクラスの効率に達しており、これ以上削減を行うのは、 乾いた雑巾を絞るようなものである。

この見解に対しては、次のような反論がある。

・業種によっては、効率性において欧米企業 に抜かれているものもあり、実態を検証す る必要がある。

2020年までに技術が間に合わない

25%削減には、CCS⁷(CO²回収・貯留)や水 素製鉄など革新的な環境技術の導入が欠かせないが、実用化は2030年以降で、2020年には間 に合わない。

この見解に対しては、次のような反論がある。

・EU は CCS について 2020 年までの実用化を 目指して実証実験を進めている。我が国に も世界最先端の CCS 技術を保有する企業が あり、今後、国内での CCS の早期導入を図 る余地がある。

家計への影響

家計への負担増が避けられない。

この見解に対しては、次のような反論がある。

・地球温暖化対策税、排出量取引、再生可能 エネルギーの固定価格買取制度及び省エネ 規制強化など、25%の削減を国内で担保す る政策を実施しても、GDP や国民の可処分 所得は増加する。

⁷ CCS: Carbon Capture and Storage の略

(イ) 前提条件のついた削減約束の在り方

日本が 25%削減約束の前提条件として掲げる「すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意」については、内容が曖昧であるため、早急に前提条件を具体化する必要がある、との意見がある。

この意見は、以下のような国際交渉上 の理由及び国民に対する説明責任を主 な理由とする。

国際交渉上の理由

相手国に具体的な譲歩を迫るためには、まず「公平性」の基準を明確にした上で、日本の25%削減目標と相手国に要求する目標とが公平であると相手を説得する必要がある。

国民に対する説明責任

政府の掲げる「公平」、「意欲的」などの意味や理由を、実際に削減に取り組むことになる 国民に対して説明する必要がある。

前提条件である「主要国の参加」がない場合の対応

万一、米国、中国等の主要排出国が拘束力ある次期枠組みに参加しないなど、「主要国の参加」という前提が崩れた場合、日本は 25%削減を達成できなくても国際公約には違反しないとの意見があることから、前提条件である「主要国の参加」がない場合の対応を明らかにすることが求められている。

前提条件である「公平」の具体的基準

主に経済団体や産業界等からは、国際的公平性を担保するためには、公平性を図る評価基準として、これまでの削減努力や限界削減費用(追加的に CO₂を 1トン削減するために要する費用)や国民負担等を明確にする必要があるとの主

張がなされている。この主張は、少なくとも我が国の限界削減費用や国民負担が米国やEU等の先進国と同程度となるように、日本の削減目標としてどのような水準が公平なのかを改めて検討すべきであるとする(表 -1-4)

表 -1-4 限界削減費用の各国比較

国名	1990 年比	2005 年比	限界削減費用
	換算	換算	
日本	25%	30%	4万2,840円
ΕU			4,320 円~
	20/30%	14/25%	1万2,150円
米国	3%	17%	5,400 円
韓国	+ 80%	4%	1,890 円
中国	+ 327~	+ 88~	0~ 270 円
	366%	105%	
インド	+ 344~	+ 127~	0円
	373%	144%	

中国、インドは GDP あたりの削減率で発表され たものを、現在の経済成長が続くと仮定して 1990 年比、2005 年比の排出量に換算したも の。削減にかかる費用は省エネの効果を差し 引いた金額。

(朝日新聞 2009.12.18 を基に当室作成)

(ウ) 25%削減の内訳

真水の割合の公表

25%削減における国内削減分であるいわゆる真水の割合に関連して、どの程度を真水で削減し、どの程度を森林吸収や海外の排出枠購入で賄うかの議論を早急に進め、その割合を明らかにすべき、との意見がある。その理由としては、国民への説明責任や新興国・途上国からの期待が挙げられる。

国民への説明責任

国際交渉に臨む前に、国民的な負担や、国内 削減分の「真水」の水準など、具体的な中身が 明らかになっていないことが異例である。

新興国・途上国の期待

新興国・途上国は、日本を含む先進国が、その資本・技術により新興国・途上国内において 温室効果ガスを削減することを望んでいるが、 日本が真水分を明らかにしないことにより、排 出枠を生み出す排出削減事業がどれだけ自国を 潤すか見えないため、不満を抱いている。

これに対して、25%の内訳は国際交渉によって決まるものであり、真水の実際の比率は、次期枠組みをめぐる外交交渉の駆け引きに必要な"持ち札"でもあり、明らかにすべきではない、との意見もある。

真水の割合(海外クレジットの割合) をどの程度にすべきか

ある程度の国内の経済成長を見込むのであれば、真水の割合は 1990 年比 10~15%程度が限界であり、それ以上の削減は、生産量を落とす必要があるため、国内企業が海外に移転する可能性がある、との意見がある。

真水の割合と海外からのクレジットの割合は、前者の割合が多くなれば、後者の割合が相対的に少なくなるという関係にある。それぞれを多くした場合の長所・短所については表 -1-5 のとおりである。

表 -1-5 真水と海外クレジットの関係

真水の割合が多い場合 (=海外クレジットの割合が少ない場合)		真水が少ない場合 (=海外クレジットの割合が多い場合)	
長所	・真水の割合が多い場合、企業は資金を 設備投資等に回すことにより、技術革新を 促進し、企業の国際競争力が増す可能 性がある。また、技術革新の結果、新しい 雇用が創出される可能性がある。	長所	・真水の割合が少ないことにより、国民・企業等の省エネ製品購入、設備投資等に要する費用が安〈て済む可能性がある。 ・海外クレジットの活用により、日本が競争力を維持しつつ効果的に削減を進めるこ
	・海外クレジットの割合が少な〈て済む結果、国富の流出を防げる。		とが可能となる。 ・一定割合を海外クレジットで賄うことは、 途上国支援としての側面もある。
短所	・真水が多い場合、企業が工場への省エネ 投資を行う必要に迫られるため、技術開 発のための資金が不足し、企業の国際競 争力が弱まる可能性がある。また、企業 が海外に移転し、産業の空洞化や失業率 の増加を招く可能性がある。 ・海外クレジットが少ないことにより、日本が クレジットを購入することによる間接的な 援助を期待していた途上国から不満を持 たれる可能性がある。 ・日本企業が海外に移転する場合、「日本 は自国の CO ₂ 排出を他国に押し付けた」と して非難を受ける可能性がある。	短所	・真水が少ない場合、企業が設備投資を 行わない結果、真水が多い場合に比べ て技術革新が進まない可能性がある。 ・多額の海外クレジットの購入費用が必要 となり、これらは税金や電力料金の形で 国民負担になるなど、国富の流出となる 可能性がある。

(各種資料を基に当室作成)

イ 次期枠組み構築に向けた課題

(ア) 削減目標の基準年

削減目標の基準年を 1990 年にするか 2005 年にするかについては、基準年をどちらにとっても 2020 年までに削減する総量は変わらないため、表現に関しては柔軟に対処することが可能であるとの意見がある。

これに対して、全体の量は変わらないとしても、基準年の問題は、日本が欧州の定めた枠組みに従うのか、日米中が主導する新たな枠組みを提案するかという問題であることから、日本が主導権を発揮できるように基準年を定めるである、との意見もある。さらに、この立場は、国際交渉の現場の関心事は、日本の削減策ではなく、いかに米国と中国を拘束力のある一つの枠組みに参加を力をあることから、基準年を1990年から2005年にすることで、同様に2005年を基準年に掲げる米国を枠組みに引き入れる効果が望め、中国も米国に続くことが期待されるとする。

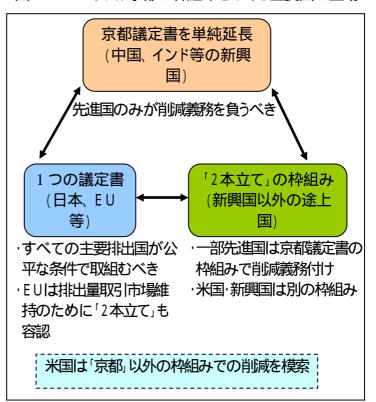
(イ) COP16 に向けた新議定書の展望

COP15 の交渉においては、日本や EU が参加する京都議定書を延長しつつ、米 国や中国が京都議定書とは別の緩やか な枠組みに参加する「2本立て」方式が 提案されたことから、今後の国際枠組みの在り方が問題となる。

具体的には、 すべての主要排出国が 削減義務を負う、京都議定書に代わる 1 つの新議定書を採択する、 京都議定書 と米中等が参加する拘束力の緩やかな 新議定書が 2 本立てとなり、()いずれ 両議定書が融合する、又は()2本立て のままになる、等の可能性がある。

本年 11 月~12 月に行われる COP16 の交渉においても、米国や中国が法的拘束力の緩い自主的な取組を中心とする枠組みとなる一方で、京都議定書が延長され、日本だけが厳しい削減義務を負うこととなる可能性があることから、これには反対を貫くべき、との意見がある。

図 -1-3 ポスト京都の枠組みをめぐる主要国の立場



(日経新聞 2009.12.18 を基に当室作成)

(ウ) 京都議定書型の削減数値目標に代わる新たな方式

COP15 において日本が行った、数値目標を基軸とした駆け引きは、CO2排出量の60%を先進国が占める京都議定書採択時の手法であり、米国と中国が世界のCO2排出量の40%を占める現在においては全く通用しない旧式な発想の手法である、との意見がある。

また、議会が強く国内事情で動く米国や、経済成長最優先の中国は、今後、「排出総量規制&罰則型」の京都議定書の下で削減義務を負うことはないとの指摘もなされている。

このような状況の下、我が国が国際的 リーダーシップを発揮するためには、自 国の削減目標のみならず、米国や中国、 そして途上国が参加を検討できるよう な、先進国と途上国の間の溝に橋を架け る次期枠組みに関する総合的な構想を 提示しなければならないとの主張がな されており、現在の京都議定書に代替す る方式として、以下の3つの案が主張さ れている。

義務的削減目標から、自主申告 + 国際的レビュー方式へ

コペンハーゲン合意の最大の特徴は、京都議 定書離脱中の米国と中国等が削減目標を作る一 つの枠内に入ることがほぼ確実になったことで ある。現行議定書のような各国に削減目標を義 務付け、その遵守をペナルティ措置で担保する 仕組みから、自主申告 + 国際的レビュー方式へ と移行していくべきである。

数値目標競争から次期枠組みの構想力競争へ

数値目標競争にまい進するのではなく、公平かつ実効性ある問題解決の枠組みを総合的に構想する外交力が必要となっている。日本は、世界各国の目標と比べて突出している中期目標を改めて、経済的・技術的にバランスの取れたものに見直すか、幅を持った数値目標に改定するとともに、コペンハーゲン合意を基礎として、次期枠組みの具体的構想の提示に外交の重心を移していくべきである。

二国間・地域内協力による削減を日本の削減 分としてカウントする仕組みの創設

今後、米国や中国が法的拘束力のある枠組みに入るつもりはないと思われることや、COP 交渉の妥結を待っているだけでは温暖化防止が間に合わないこと等から、二国間や地域内での協力の仕組みを検討し、国連プロセスを補完する

モデルを提示していくべきである。

日本の中期目標の真水部分を合理的なレベルに抑えるとともに、それ以上の削減部分は、日本とアジアの途上国などの二国間や地域内での協力により、途上国の温室効果ガス削減の目標値を達成した場合に生じるオフセット・クレジットを日本の削減分にカウントできるようにすべきである。

(I) COP16 に向けた日本の交渉スタンス

京都議定書では、現在、合わせて世界の CO2排出量の約4割を占める米国と中国に対して削減義務が課せられておらず、このままでは地球規模の削減に実効性を持たせることができないことや、国際的公平性にも欠けることから、COP16 に向けて、我が国は、引き続き米国・中国等の主要排出国の参加を呼びかけていくべきである、とされる。

その際、新興国・途上国が発言権を増すなど、地球温暖化に関する国際交渉の構図が大きく変化しつつあることを認識し、新興国をどのように説得するかについての戦略を練り直すなど、COP16の本格協議までに、どれだけ周到な交渉戦略のシナリオを描けるかが問われる、とされる。

また、日本が説得力のある主張をする ためには、米国のように、閣僚級の担当 特使を設置するなどの交渉体制の見直 しが必要である、との意見もある。

なお、交渉が不調に終わった場合、負担ばかりで効果の乏しい合意であるならば、日本は次期枠組みに不参加の決意を表明すべき、との意見もある。

(オ) 国連における全会一致方式は限界か

コペンハーゲン合意が「採択」に至らず「留意」に止まったのは、ごく一部の 国が採択に反対したためとされる。

国連を舞台とした会合や WTO (世界 貿易機関)の交渉では、参加国・地域すべての合意が意思決定の原則であり、このような全会一致方式は、審議を尽くす面では利点があるものの、新興国・途上国と先進国の利害が対立しやすい多極化時代となった今日においては、議論が滞る場面が増えてきている、とされる。

そのため、1国でも反対すれば正式に 採択されないという、現在の国連のコン センサス(全会一致)方式は限界にきて おり変更すべき、との意見がある。

この考えに基づき、国連の COP 本会合を補完するものとして、主に以下の3つの案が挙げられている。

コアグループの形成

190 カ国以上の主張をすべて満足させる合意 形成は現実的には不可能であるため、国連安全 保障理事会の常任理事国のようなコアグループ を作り、そこである程度、案の作成を進めることを検討すべきである。

気候変動問題に関するハイレベル委員会

気候変動問題に戦略的に対処するため、ハイレベルの委員会を 2010 年の早い段階に新設すべきである。

エネルギーと気候に関する主要経済国フォーラム (MEF)

世界の温室効果ガスの大半を排出している大量排出国のみが集まって補完的に議論をしている「エネルギーと気候に関する主要経済国フォーラム(MEF)」が、交渉の中核になるべきである。

ウ 長期目標の在り方

コペンハーゲン合意においては、世界全体の平均気温の上昇を2 未満にとどめなければならない、とされたが、世界全体や先進国全体で2050年までに目指す削減目標の値については触れられていない。

我が国は、2020年までに 1990年比で 25%削減するという中期目標を、2050年までに 80%削減するという長期目標の実現に向けた通過点として位置付けている。仮に現在世代が 25%削減を行えないとすると、大幅削減の負担は、将来世代に持ち越されることとなるため、世代間の公平な削減という観点に立ち、2050年80%削減をいかに達成するかという道筋を示して、2020年、2030年、2040年までにどの程度削減して、2050年80%削減を実現するかという方策を決定しなければならない、との意見がある。

この点、米国は、具体的な政策措置(排出量取引制度等)により、2020年 17%、2025年 30%、2030年 42%、 2050年 83%という段階的な削減目標を含む温暖化対策法案を上院において審議している。

エ 途上国支援の在り方等

途上国は、温暖化対策が経済成長の足かせになることを警戒しており、それが 交渉を難しくしているとされる。

(ア) 鳩山イニシアティブの評価

途上国支援のための鳩山イニシアティブについては、その規模が当初の約90億ドルから官民合わせて150億ドル

に膨らんだことから、税収減が深刻な日本にとっては重い負担となるにも関わらず、COP15 における交渉の主役は米国や中国であり、日本は蚊帳の外であったことからもわかるように、評価されなかったとする意見がある。

これに対して、鳩山イニシアティブも 25%削減目標と同様、条件付であり、 援助だけを約束したわけではないとの 意見もある。

(イ) 途上国支援の在り方

今後の途上国支援の考え方について は以下のように様々な見方があり、これ らを踏まえ支援を検討していくことが 必要とされる。

日本の人材・技術を活かした技術協力共同 体の構築

途上国支援においては、金だけでなく人的 資源と知恵を投入すべきである。アジアでの 技術協力の共同体作りは、日本の技術を活か す絶好の場所となる。

技術移転によるビジネスチャンスの発掘

世界でもトップクラスの日本の技術を活かして、個別に途上国に技術を提供し、そのような貢献を評価してもらえる仕組みを作ることが重要だ。技術の輸出、新技術の開発により、新たなビジネスチャンスも生まれる。

途上国支援が日本の削減実績としてカウン トされるルール作り

短期でも中長期でも、厳しい経済状況の下では巨額の支出となる。日本企業の商機につなげるといった発想も求められる。途上国支援が日本の削減実績に計上されるよう、ルール作りでも積極的に提案をすべきである。

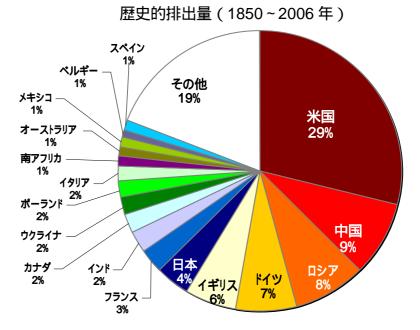
【コラム】先進国及び途上国の責任と歴史的排出量

気候変動枠組条約では、「共通だが差異ある責任」という考え方に基づき、これまで多くの温室効果ガスを排出してきた先進国に、より多くの義務を課している。中国、インド等の新興国は、この考え方に基づき、先進国はその歴史的な累積排出量と1人当たりの排出量の高さに責任を負い、率先して排出量を削減すべきと考え、COP15で先進国にのみ排出削減を求めるなどしていた。

こうした中、1850~2006年までの歴史的な累積排出量を見ると、新興国の中国はすでに我

が国の排出量を超え、第1位 の米国に次ぐ排出量であり、 インドもカナダやイタリアと 並ぶなど先進国並みの排出量 となっているという状況にあ る。

歴史的排出量に基づく責任 を削減目標の根拠にするとい う考え方は、削減コスト等削 減目標に関する他の指標と して、途上国の義務を最も をして、先進国の義務を最も が多ままるが はである。 は、がのようにかんがみにが は、のようにかんがいる は、のかその動向が注 は、のかその動向が注 は、のかそのもされる。



(出所: World Resources Institute, Climate Analysis Indicators Tool より当室作成)

国内排出量取引制度の在り方

(1) 排出量取引制度とは

排出量取引制度は、排出権取引、ある いは排出枠取引ともいわれ、ある物質の 排出量の削減目標を達成するために、各 排出元の間でその排出量(枠)を取引す る仕組みをいう。同じ排出量を削減する 場合に、より少ない費用で削減できる方 法を選択することにより、結果として社 会全体のコストを低減することができ るシステムであると考えられている。

排出量取引制度の方式の1つとして、 キャップ・アンド・トレード方式がある。 現在、我が国で検討されている国内排出 量取引制度は、このキャップ・アンド・ トレード方式が前提となっている。同方 式は、目標年における温室効果ガスの総 排出量を定め、それを個々の主体に排出 枠として配分し(キャップをかける) 個々の主体間の排出枠の一部の移転(ま たは獲得)を認める制度のことである (図 -2-1)。

【総排出量:100】 30 10 20 40 A社とB社が排出量取引を行う場合・・・ B社, A社 排出枠 削減目標量 実績:50 排出量 削減目標量 70 排出量 排出枠 50 実際の排出量 40 排出枠 20 40 X年(実績) 目標年 X年(実績) 目標年

-2-1 キャップ・アンド・トレード方式の仕組み

総排出量の設定及び排出枠の配分

目標年における全体の総排出量を100とし、 個々の主体(A社、B社、C社、D社)に対し、 それぞれ 40、20、30、10 の排出枠を配分する。

排出量取引

A社は削減努力の結果、割り当てられた排出枠より 20 の排出量を抑えることができた。一方、B社は削減目標を 20 達成することができなかった。このため A 社は、余っ た排出枠を削減目標が達成できなかったB社に販売する ことができ、B社は排出枠を購入することにより削減目標 を達成することができた。

(各種資料を基に当室作成)

キャップ・アンド・トレード方式による排出量取引制度は、排出総量にキャップをかけるため、排出量を確実にコントロールできるといったメリットがある一方で、排出枠の初期割当を行うに当たり衡平性を担保するのが難しいといったデメリットもあるため、制度設計を行う上で、十分な検討を行う必要がある(表 -2-1)。

表 -2-1 キャップ・アンド・トレードのメリット・デメリット

メリット	・キャップをかけることにより排出総量を確実にコントロールすることができる ・事業者同士の排出枠の取引が認められるため、各事業者は柔軟に削減義務を遵守できる ・市場メカニズムにより全体の削減コストを抑制できる ・排出量が経済価値をもつことにより、企業に排出削減のインセンティブが生まれ、排出削減行動を促す
デメリット	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(経済産業省「地球温暖化対応のための経済的手法研究 会」資料等を基に当室作成)

(2) 我が国の取組

ア 国の動き

我が国では、G 8 北海道洞爺湖サミットを目前に控えた平成20(2008)年6月に福田元総理が発表した「福田ビジョン」を契機として、国内排出量取引の議論が動き始め、同年10月より「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」が行われている。

政権交代後の平成 21(2009)年9月、 鳩山総理は、国連気候変動首脳会合において、温室効果ガスを「2020年までに 1990年比 25%削減」することを世界に 向けて発信し、その実現に向け、国内排 出量取引制度の導入等のあらゆる政策 を総動員していくと表明した。

これを受け、現在、国内排出量取引制度の導入に向けたプロジェクトチームが設置され、制度構築に向けた検討が始まっている。(表 -2-2)

(制度の仕組みは表 -2-3 参照)

表 -2-2 国内排出量取引制度をめぐる動き

スーニ 四部間 国産 医外の こうくり いっぱん			
年月日	事 項		
H20 (2008)年	福田総理演説「『低炭素社会・日本』をめざして」(福田ビジョン)		
6月9日	2008 年秋からの、排出量取引の国内統 合市場の試行的実施、実験の開始を表明		
	地球温暖化問題に関する懇談会提言 ~「低炭素社会・日本」をめざして~		
6月16日	欧米の動向を注視しつつ、試行的実施を 通じて、我が国の実情を踏まえたものと して検討		
	「低炭素社会づくり行動計画」閣議決定		
7月29日	2008 年 9 月中を目途に試行的実施の設 計の検討を進め、10 月を目途に試行的 実施を開始すると明記		
10月21日	「排出量取引の国内統合市場の試行的実施について」決定 参加企業の募集開始		
	地球温暖化対策推進本部において決定		
	鳩 山 政 権 下 の 動 き		
H21	国連気候変動首脳会合 鳩山総理が演説		
(2009)年 9月22日	国内排出量取引制度の導入等のあらゆ る政策を総動員して実現を目指す決意 を表明した		
	国内排出量取引プロジェクトチーム 第 1 回会合開催		
11月6日	閣僚委員会の下に設置された副大臣級 検討チームにおいて、90年比25%削減 する政府目標の実現に向け、国内排出量 取引 PT を設置し、第1回会合を開催		

(各種資料を基に当室作成)

イ 東京都の取組

このような国の動きに先行する形で、 温室効果ガスの排出量取引制度の導入 を決めたのが東京都である。

東京都は、2020年までに都の温室効果ガス排出量を2000年比で25%削減する、という数値目標を掲げており、企業のCO2削減を推進する手段として排出量取引制度を位置付けている。都の制度は、温室効果ガスの大規模排出事業所を対象に温室効果ガスの総量削減義務を課すキャップ・アンド・トレード方式によるものであり、平成22(2010)年度からの導入が決定している8。

(制度の仕組みは表 -2-3 参照)

なお、平成 21 (2009) 年 5 月には、このような義務的な排出量取引制度を構築したことにより、国際炭素行動パートナーシップ (ICAP) の正式メンバーとして加盟が認められている。

さらに、最近の動きとしては、東京都を含める首都圏の8自治体¹⁰が、環境分野における首都圏広域連合を設置することで合意しており、温室効果ガスを効果的に削減していくため、共同の排出量取引制度の創設に向け検討を始めているところである。

(3) 諸外国の取組

* 平成20(2008)年6月に改正された「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)」により導入が決定した。

ア EU の域内排出量取引制度(EU-ETS)

2005 年 1 月、EU は世界に先駆けて EU 域内において国際的なキャップ・アンド・トレード方式による排出量取引制 度を開始した。

現在は、第2フェーズでの取組が行われているところであるが、同時に、第3フェーズに向けた制度設計の検討も進められている。第3フェーズは第2フェーズと比べ、規制対象業種が拡大され、排出枠の割当が原則オークション¹¹となる等、事業者にとってより厳しい制度となることが予想される。

(制度の仕組みは表 -2-3 参照)

イ 米国の取組

米国政府は、京都議定書を締結していないものの、連邦議会等において、排出 量取引の導入に向けて積極的な取組を 行っている。

連邦議会においては、従来から、民主党、共和党を問わず、温室効果ガス削減や排出量取引制度に関連する法案が数多く提出されている。

オバマ政権下では、2009年5月、排出量取引制度の導入を含むワックスマン・マーキー法案が下院の委員会で可決され、同年6月には下院本会議でも可決された。また、同年11月には、同様に排出量取引制度導入を含むケリー・ボクサー法案が上院の環境・公共事業委員会で可決されており、今後の動きが注目されている。

(制度の仕組みは表 -2-3 参照)

⁹ 地球温暖化を防止するため、義務的なキャップ・アンド・トレード制度を採用している政府や公共機関が、地域炭素市場の設計やリンクの可能性等の排出量取引の在り方について、国際的な対話の場を設けることを目的として、平成 19(2007)年 10 月、ポルトガル・リスボンで創設された組織。

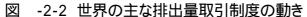
¹⁰ 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎 市、千葉市、さいたま市。

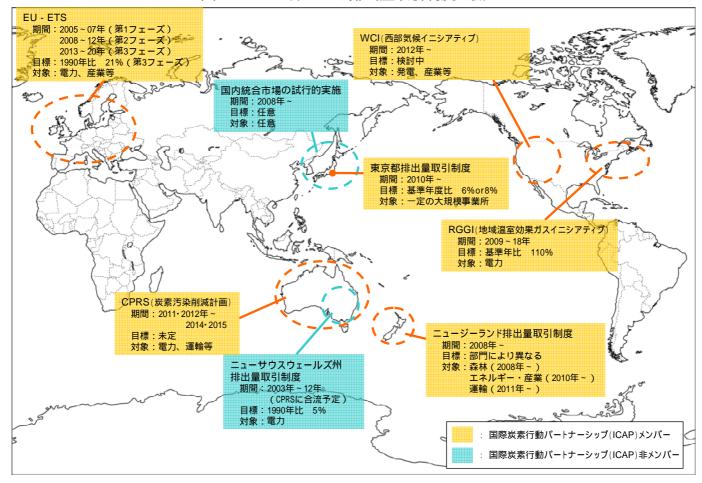
¹¹ オークションとは、規制対象の事業者に対して、競売形式で排出枠を有償で割り当てる方法のこと。

表 -2-3 排出量取引制度の比較

	スペーン・1十四里状 リルリス・シャン・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・					
	キャップ&トレード方式 アメリカ EU(EU・ETS) 日本(東:			口本 / 声 京 初 \	口士(団)	
	ワックスマン・ ケリー・		T	日本(東京都)	日本(国) 国内統合市場の	
	マーキー法案ボクサー流		第3フェーズ	環境確保条例	試行的実施	
期間	2012年-2050年	2008年~2012年	2013年-2020年	(第1計画期間) 2010~2014年度 (第2計画期間) 2015~2019年度	2008~ 2012 年度	
削減目標	(排出量取引対象部門による削減 2012 年: 3 %減 2020 年: 17%減 2030 年: 42%減 2050 年: 83%減 (2005 年比) 2012 年: 3 %; 2020 年: 20% 2030 年: 42%減 2050 年: 83%減 (2005 年比) (2005 年	減 減 減 5.6%減(2005 年比)	(2020 年時点) 21%減(2005 年比)	(対象事業所の削減義務率) (第1計画期間) 6~8%減(基準年比)	参加事業者が自主的に設定 (排出総量目標又は原単位目標を選択可能)	
ガ対 ス象	CO_2 、 CH_4 、 N_2O 、 SF_6 、 $HFCs$ 、 PFC 、 NF_3	CO ₂ 1	CO ₂ 、N ₂ O、 PFC、CCS ² 等	CO ₂	CO ₂	
規制対象	エネルギー部門 産業部門 等	エネルギー·産業部門におけるエネルギー多消費施設 航空部門(2012 年以降)	第2フェーズの対象 に加え、アルミ·化学	前年度の燃料、熱、電 気の使用量が、原油 換算で1500 kl以上の 事業所	事業者の自主的参加によるものであり、 対象業種は特定されていない	
割当方法(3)	グランドファザリ ング方式とオー クション方式の 組合せ 段階的にオーク ションの割合を 高めていく	ークシ グラントノァザリング ちま が中心	<産業部門> 2013 年に 20%オー クション。2020 年に 70 %、2027 年に 100%へ <発電部門> 原則100%オークショ ン	グランドファザリング方 式	目標設定参加者が 設定した目標に相当 する排出枠の事前交 付か、目標と実績の 差分について事後的 に清算をするかのい ずれかを選択する	
遵守方法	本法案に基づ〈排出枠 国内外のオフセットクレジッ 他国制度の排出枠 4	ト EU ETS 域内にお CDM、JI ⁵によるか		超過削減量 都内中小クレジット 再エネクレジット 都外クレジット ⁶	試行的実施のス キームにおける排 出枠 京都クレジット ⁷ 国内クレジット ⁸	
ペナルティ	・罰金 (不足した排出枠の量×遵守 排出枠市場価格の2倍) ・不足分排出枠の償却義務		同左 (課徴金は、消費者 物価指数により毎年 スライド)	(削減義務未達成) ・措置命令 (義務不足量×最大 1.3 倍の削減) (さらに措置命令違反) ・罰金(上限50万円) ・知事が代わって命令 不足量を調達し、違 反者に費用請求	なし	
への対応国際競争力問題	国際競争力に深刻な影響を登産業部門に無償割当を行う。 2025 年から、米国と同等の温暖しまのでは、主要貿易相手国からの輸入品に関しては、その輸入品に関しては、その輸入者に排出枠の提出を求める。	審議を 法案 ランス ランス ランス ランス ランス ランス ランス ランス	直接・間接費用の増加分と総輸出入額の割合から見て、深刻な影響のある部門には100%無償割当。深刻ではないが影響のある部門には、無償割当の割合を2013年に80%、2020年に30%と段階的に削減。	なし	なし	

- 1 一部の国は他の温室効果ガスにも拡大予定。
- 2 石油化学・アンモニア・アルミ起源 CO2、硝酸等起源 N2O(亜硝酸窒素)、アルミ起源 PFC(パーフルオロカーボン)、CCS(温室効果ガスの地中貯留) 等を追加。
- 3 割当方法については、39頁、「イ 割当対象の在り方」参照。
- 4 リンクする取引制度は、 絶対量の義務削減目標を課し、かつ 算定、遵守、施行、オフセットの質と利用制限について、法案と同等の厳しさを課すものに限る。
- 5 参考資料「2 国際排出量取引で取得・移転が行える排出枠・クレジットの種類」参照。
- 6 超過削減量:対象事業所が義務量を超えて削減した量、 都内中小りシット:都内中小規模事業所の省エネ対策による削減量、 再エネクシット:再生可能エネルギー環境価値(グリーンエネルギー証書、生グリーン電力等を含む。)、 都外りシット:都外の大規模事業所の省エネ対策による削減量
- 7 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づ〈算定割当量(クレジット)のこと。京都議定書で定められた手続により発行され、同議定書の削減目標達成のために用いられる。 CDM により発行される CER や JI により発生する ERU、京都議定書における初期割当量(AAU)、吸収源活動による吸収量(RMU)などがある。
- 8 国内の大企業の資金・技術により中小企業が排出を削減した場合に、第三者認証機関により排出枠として認証されたクレジット。
- 9 本法案は、上院環境・公共事業委員会において、民主党委員 12 名中 11 名による賛成多数で可決した。同委員会の全共和党委員 7 名が審議をボイコットしたため、投票は民主党委員のみにより行われた。 (環境省資料等を基に当室作成)





(注)この他、カナダや米国における「MGA:中西部地域温室効果ガス削減アコード」等の取組が行われている。

(各種資料を基に当室作成)

ウ その他の国の動き

ニュージーランド政府は、2008年から、森林部門について排出量取引制度を導入しており、2013年までには運輸、エネルギー、産業、農業、廃棄物部門へと対象を広げていく方針を示している。しかし、2008年11月に政権が交代したため、排出量取引制度についても今後改正される予定である。

オーストラリア連邦政府は、国内排出 量取引制度を遅くとも 2012 年までに 導入すると表明している。2009 年 10 月には国内排出量取引制度関連の修正 法案を再提出¹²したが、同法案は同年 12 月に否決された。その後政府は、2010年2月に、再度修正したものを議会に提出した。

なお、オーストラリアでは、連邦政府に先駆け、2002年からニューサウスウェールズ州が、電力関連業者を対象とする排出量取引制度を運用してきた実績がある。

このように、現在、世界各地で排出量取引制度の構築が進められてきており、将来的には、各国の排出量取引制度が相互にリンクされ、広範囲な国際取引市場が実現する可能性があるともいわれている。(図 -2-2)

^{12 2009} 年5月に国内排出量取引制度関連法案(炭素 汚染削減制度: CPRS) が議会に提出され、同年6月 に下院を通過したが、同年8月に上院で否決された

経緯がある。

(4) 排出量取引の動向

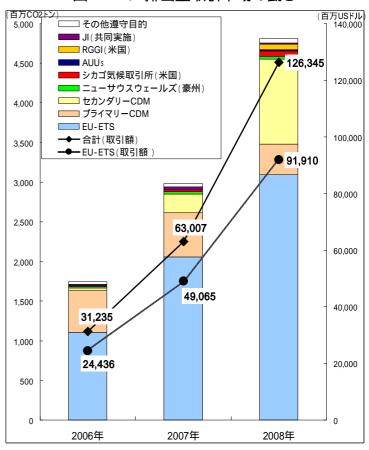
世界の市場状況

世界銀行が 2009 年5月に公表した 資料によると、CO2の排出量取引市場の 規模は 2008 年には取引額 1,260 億 US ドルに達し、2007年の取引額(630億 US ドル)の 2 倍近くに成長している(図 -2-3、表 -2-4)。

このうち、最も活発に取引が行われた のは、欧州の EU-ETS であり、2008 年 の取引額は920億USドルと、世界全体 での取引額の約7割を占めている。

しかし 2009 年は、景気の悪化による 影響に加え、同年 12 月に開かれた COP15 において世界全体での排出削減 目標の合意がまとまらなかったことに よる先行きの不透明感等により、 EU-ETS の排出量価格は下落している。

-2-3 排出量取引市場の動き



(「State and Trends of the Carbon Market 2009」(2009 年5月、世界銀行)等 を基に当室作成)

取引量:百万 002 トン

-2-4 2006 - 08 年の炭素取引市場の規模

取引額:百万 US ドル 2006年 2007年 2008年 取引量 取引額 取引量 取引量 取引額 取引額 アローワンス (排出枠)市場 24.436 49.065 1.104 2.060 3.093 91.910 **EU-ETS** 20 225 25 224 ニュー サウス ウェールズ(豪州) 31 183 23 10 38 72 69 309 シカゴ気候取引所(米国) RGGI(米国) 65 246 na na 18 211 AAUs(1) na na 1.134 24.699 2.108 49.361 3.276 92.859 小計 プロジェクト市場 プライマリーCDM(537 5.804 552 7.433 389 6.519 2) 240 5.451 26.277 セカンダリーCDM(25 445 1.072 3) 141 499 294 JI(共同実施) 16 41 20 33 146 43 263 54 397 その他遵守目的(611 6.536 876 13.646 1.535 33.487 小計 31.235 2,984 126,345 合計 1,745 63,007 4,811

- 1:京都議定書において先進国に割当てられた排出枠(初期割当量)
- 2:CDM(クリーン開発メカニズム)プロジェクトの実施により取得する排出権
- 3:CDM プロジェクトの実施により他の企業が取得した排出権を二次的に取得する排出権
- 4:CDM/JIプロジェクトとして国連に正式に登録される前の段階の排出権

(「State and Trends of the Carbon Market 2009」(2009 年5月、世界銀行)等を基に当室作成)

イ 我が国のクレジット 取得状況

我が国では、京都議定 書の削減約束を達成する ため、平成 18 (2006) 年度より「京都メカニズ ムクレジット取得事業」 を NEDO ((独)新エネルギ ー・産業技術総合開発機 構)に委託し、実施して いる(図 -2-4)

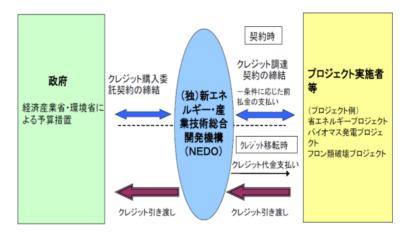
平成 20 (2008)年度 までに取得したクレジットの総契約量は、約 5,510.4 万トン (CO₂換算)¹³となっている。

また、政府における京都メカニズムクレジット取得事業予算額は平成21(2009)年度までは年々増加していたが、平成22(2010)年度の同予算案では、428億円と前年度同額程度となっている(図 -2-5)。

(5) 今後の主な課題

我が国では、現在、キャップ・アンド・トレード方式による国内排出量取引制度の構築に向けた検討が行われている。制度設計に当たっては、様々な課題について検討する必要があるが、ここでは、

図 -2-4 京都メカニズムクレジット取得事業概要



(出所: NEDO「平成 20 年度京都メカニズムクレジット取得事業について」)

図 -2-5 京都メカニズムクレジット契約量及び購入費



主な論点として考えられる事項について整理を行った。

ア 排出枠の割当方法

まず最も大きな問題として挙げられるのが、排出量の削減目標を踏まえた各主体への初期割当の方法である。初期割当の方法は、主に、無償割当のグランドファザリング方式及びベンチマーク方式、有償割当のオークション方式の3つ

¹³ 変更契約分を含む数値となっており、必ずしも各年度に報道発表資料で示された数値の合計と一致するものではない。(図 -2-5 は、各年度の報道発表資料を基に作成しているため、この数値の合計とは一致しない。)

があるが、各主体の衡平性を担保するため、これらをどのように組み合わせるのか、慎重に検討を進める必要がある(表-2-5)。

なお、欧州の EU-ETS では、現在、過去の排出実績をもとに排出枠を割り当てるグランドファザリング方式での初期割当が行われているが、省エネ対策に熱心な企業より、あまり省エネをせずにCO2を大量に排出している企業ほど多くの排出枠をもらえるといった課題が指摘されている。欧州では、このような課題を踏まえ、今後オークション方式へ移行する姿勢を打ち出している。

イ 割当対象の在り方

排出量取引制度の対象を設定するに当たっては、化石燃料の生産・輸入・販売段階(川上)に着目するか、化石燃料・

電力の消費段階(川下)に着目するか、また、電力消費に伴う排出の場合に、直接排出・間接排出のいずれを対象とするかにより、カバー率、排出削減インセンティブ等に違いが生ずる。このため、これらを踏まえて、割当対象を適切に設定する必要がある。(表 -2-6、図-2-6)

また、規制対象を検討する場合、地球 温暖化対策税等の他の経済的手法との ポリシーミックス¹⁴も議論していく必 要がある¹⁵。

ウ 国際競争下にある企業への配慮

キャップ・アンド・トレード方式により、各企業に排出枠を設定した場合、温室効果ガスを大量に排出する企業にとっては、何らかの削減対策等を講じる必要があり、新たなコスト負担が生じる。

割当方法 メリット デメリット 概要 過去の削減努力の反映が難し 過去の排出実績をもと グランドファ に規制対象の事業者 〈衡平性の観点から問題 過去の排出量実績のデータがあれ ザリング方 に対して、排出枠を無 無 ば、比較的導入が容易 (効率の悪い事業者に多くの排出 償で割り当てる方法 枠を割り当ててしまう) 償 ベンチマークの確立が困難な 規制対象の事業者に セクターがある 対して、原単位(単位 事業者による過去の削減努力を適 割 ベンチマ 生産量当たりの温室 切に評価可能 (例えば、一つの製造プロセスで 当 ーク方式 効果ガスの排出量等) 国際的にも衡平な割当の実現が可 複数の生産品がある場合など) に基づいて排出枠を 能 設定の仕方次第では、競争を 無償で割り当てる方法 歪める可能性がある オークション自体のルールを 規制当局が事業者毎の割当量を決 定する必要がないため実施が容易 決定しなければならず、ルー 有 排出量の大きな事業者に削減のイ ル次第では、競争を歪める可 規制対象の事業者に ンセンティブが働く 能性がある 儅 オークショ 対して、競売形式で排 多〈排出する事業者ほど、多〈の排 排出枠調達にかかる初期コス ン方式 出枠を有償で割り当て 出枠を調達しなければならず、汚 トの負担が大きくなることか 割 る方法 染者負担の原則に適う ら、事業者の競争力への影響 当 既存排出源と新規排出源を区別せ が大きくなる懸念がある ずに済み、その競争条件を均等化 投機資金の流入など、マネー

させることができる

表 -2-5 排出枠の主な初期割当方式の比較

(経済産業省「地球温暖化対応のための経済的手法研究会」 資料を基に当室作成) ゲームの対象になりやすい

¹⁴ 規制的手法、経済的手法などの諸政策手法を、効果的に組み合わせること。

¹⁵ 地球温暖化対策税との関係については 52 頁、「(オ) ポリシ- ミックス」参照。

表 -2-6 排出枠の主な初期割当方式の比較

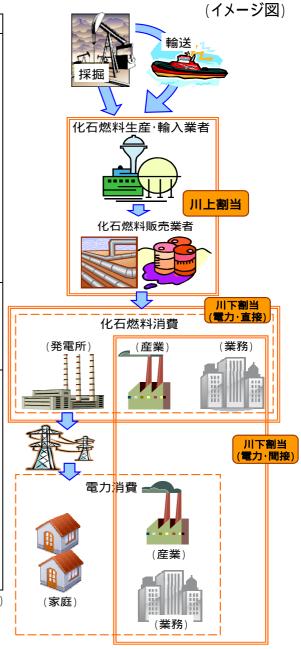
	衣 -2-6 排山枠の主な	例期割ヨク丸の比較
	メリット	デメリット
	・対象ガスを化石燃料起源 COzに限定した場合、我 が国は化石燃料のほとん どを海外から輸入しており、化石燃料起源 COzの ほぼ全量をカバーするこ	実際に化石燃料を燃焼させる川下の企業や消費者の参加意識が低くなり、排出削減インセンティブが低くなるおそれがある
川上割当	とができる ・我が国の化石燃料輸入者は商社、石油会社、ガス会社、電力会社などに限定され、割当対象者が少数であるため、行政費用、算定・検証費用を大幅に抑制可能	・割当対象者自身による排出削減手段が自身の生産・輸入・販売量を減少させることに限定されるため、売り上げ確保のために海外クレジット購入に依存するなど、結果的に国内での排出削減につながらないことが懸念される
電力・直接)川下割当	・実際に化石燃料を消費し 排出する者を直接的に割 当対象とするため排出者 の参加意識が高まり、削 減インセンティブが大きい	・検証等にかかるコスト負担 等を考慮すると裾切基準を 設定する必要があり、川上 割当に比べカバー率が低 〈なる
	・需要家に対し、化石燃料	・発電所における排出削減 インセンティブが低くなることが懸念される
電力 間接川下割当	及び電力の全体的な省エネルギーのインセンティブ	・管理対象となる主体の数が多くなり、検証等も煩雑になるため、相対的に行政コストが高くなる
	選択するインセンティブを 与えることができる	・検証等にかかるコスト負担 等を考慮すると裾切基準を 設定する必要があり、川下 割当(電力・直接)に比べさ らにカバー率が低くなる

(環境省「国内排出量取引制度のあり方について中間まとめ」等の資料を基に当室作成)

このような炭素規制が、世界中で等しく 行われている場合には、コスト負担は増加するものの国際競争力の影響は生じない。しかし、炭素規制の度合いが国によって異なる場合、強い規制国の企業は、相対的に製造コストが上昇することとなり、国際競争力に影響が生ずる。

我が国では、炭素規制によるコスト負担が大きく、国際競争下にさらされる部門として鉄鋼部門などが考えられ、これらの企業の競争力低下を引き起こすことが懸念されている。

図 -2-6 化石燃料の流通と割当対象



(環境省「国内排出量取引制度のあり方 について中間まとめ」等の資料を基に当室作成)

また、国際競争力の低下やコスト負担を回避するため、企業が生産拠点を炭素規制の緩やかな国に移転した場合、移転先で排出を増加させ、地球全体としてはかえって排出が増加する可能性がある。これを炭素リーケージ問題という。

これらの問題については、実証的な分析に基づき影響の大きい部門を特定した上で、排出枠を無償で割り当てる等の対応策を検討していく必要がある。

工 費用緩和措置

(ア) 課題

a 排出枠の需給ギャップ

割当枠を設定した後、この水準まで削減することを可能とする技術開発・実用化の遅れといった何らかの事情により、当初の見込みより削減が進まなかった場合、排出枠の需給ギャップが生じることが考えられる。その場合、排出枠価格が長期高止まりする、さらには絶対的な排出枠の供給不足により国内排出量取引制度の下で多数の割当対象者が不遵守となるような事態が生じ得る。

b マネーゲーム化

また、排出枠という新たな取引対象が 過剰投機やマネーゲームの対象となり、 実際の削減に貢献しないのではないか と懸念する声がある。企業活動のために 排出枠が必要な企業による取引ではな く、投機的取引が中心になり、企業の限 界削減コスト¹⁶とは無関係に排出枠価 格が短期的に大幅に急変動するのでは ないかと危惧されている¹⁷。

しかしその一方で、排出枠は自由に売買できるため、株等と同様に投資の対象にはなり得るが、制度全体で削減目標を設定し、需給バランスが明らかになれば、長期的に見て制度は安定し、確実に総排出量のコントロールが可能であるという意見もある。

このため、この問題については、実際 にマネーゲームが起きているのか十分

16 温室効果ガスの排出量を追加的に1単位削減する ために必要な対策費用の増加分。

17 参考資料「3 排出量取引の価格気配動向」参照。

に吟味する必要があると指摘されている。

(イ) 対応策

これらの問題への対応策としては、大きく2つの手法が考えられる。

1つ目の手法としては、排出量取引制度自体に、バンキング¹⁸やボローイング¹⁹、プライス・キャップ²⁰といった費用緩和措置を組み込んでおく手法がある。

このような費用緩和措置を導入する場合には、本来の排出削減に対するインセンティブを損なわないよう、費用緩和効果とのバランスをとる必要がある。

2つ目の手法としては、実際に取引が 行われる取引所等において、取引ルール として、盛り込む手法がある。例えば、 価格の不安定化を防止するサーキッ ト・ブレーカー²¹や値幅制限²²といった ものがある。

オーその他

ア~エのような制度設計上の課題以外にも、現在行われている国内統合市場の試行的実施との関係性の整理や、国際的に行われている各国の排出量取引制度とのリンケージをどうするのかといった問題もある。

¹⁸ 目標以上に削減できた場合に、余剰排出枠を次の 約束期間に繰り越せる仕組み。

¹⁹ 次の約束期間から割当量の一部を前借りできる仕組み。

²⁰ あらかじめ排出枠の上限価格を設定し、その価格を 払えば排出枠を入手可能とする措置。

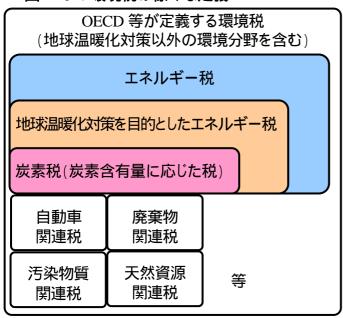
²¹ 一定以上の値動きに対し、一定時間取引を中断することで、短期的な価格急変動を防止する措置。

²² 前日終値から一定の値幅を設けるなど、ストップ値幅を設定する措置。

3 地球温暖化対策税の在り方

環境税は、図 -3-1 に示すとおり様々な意味²³ (OECD 等においても幅広い定義²⁴)で用いられているが、本論においては、昨年の税制改正において要望された「地球温暖化対策税」と諸外国や我が国でこれまで議論されてきた温暖化対策としての環境税を同義として記述していくこととする。

図 31環境税の様々な定義



(「環境税をめぐる状況」(調査と情報 - ISSUE BRIEF - No.665)を基に当室作成)

(1) 諸外国における地球温暖化対策としての環境税の導入状況

地球温暖化対策としての環境税は、 1970年代のオイルショック、1980年 以降の環境問題に対する関心の高まり や、気候変動枠組条約に関する国際交渉 などを背景に、1990年、フィンランド において、世界で初めて二酸化炭素税と して導入された。

1990年代の前半には、気候変動枠組条約の採択や地球サミットの開催などの動向を踏まえ、北欧諸国において環境税の導入が進んだ。

1990年代の後半には、京都議定書の採択など大きな動向があり、イギリスやドイツ等の西欧諸国においても環境税の導入が実施されるようになった。

2003年10月、ヨーロッパにおいて、「エネルギー製品と電力に対する課税に関する枠組み EC 指令」が公布され、EU 各国はエネルギー製品及び電力に対して最低税率を上回る税率の設定の責務が規定された。

その他、欧州諸国における環境税の導入状況は表 -3-1 のとおりである。

ア 税の導入方法

環境税の導入方法は国によって様々であり、既存税制の活用か新税かなどに分けることができる。

²³ 環境に負荷を与える様々な財やサービスを課税対象 (二酸化炭素、自動車、廃棄物、有害汚染物質及び天 然資源の採取等)とする税全般を環境税と呼ぶことが ある。

²⁴ OECD(経済協力開発機構)、IEA(国際エネルギー機関)及び欧州委員会は環境税を「特に環境分野に関連すると考えられる課税対象に対して賦課する義務的かつ一方的な政府への支払い」と定義している。この定義の下では、税の名称、目的や使途が判断基準とならないこともあり、OECD 加盟国では環境税に該当するものとして、約375の税をあげることができるとされている。(参考資料「4 OECD環境統計における環境関連歳出と税制」参照。)

表 -3-1 欧州諸国における環境税の導入状況

7ィンランド	フィンランド
1994年 炭素含有量及びエネルギー量を基準とする課税に 1997年 炭素含有量のみに応じた課税に再変更 一般化炭素税の導入(既存の燃料税に炭素税を上乗せ。ただし、課税は炭素含有量に比例せず。) 1992年 石炭等に課税対象を拡大 1999年 独立した税目に改組(従来は燃料税の一部) 2003年 石炭を課税対象から除外 スウェーデ 1991年 二酸化炭素税の導入(炭素含有量に応じた課税を導入するとともに、既存の燃料税を引下げ) デンマーク 1992年 二酸化炭素税の導入(炭素含有量に応じた課税を導入するとともに、既存の燃料税を引下げ) オランダ 1988年 一般燃料課徴金の導入(環境関連支出の財源である既存の課徴金を統合) 1990年 一般燃料課徴金を炭素含有量に応じた課税にするとともに税率引上げ 1992年 一般燃料税の導入(炭素含有量及びエネルギー量を基準とする課税に移行) 1996年 燃料規制税の導入(家庭等による小規模なエネルギー消費を対象に追加的な課税を導入) 2004年 一般燃料税を燃料税に改組(石炭以外の課税対象は各種消費税に統合され、燃料税の課税対象から除外)	
1997年 炭素含有量のみに応じた課税に再変更	
フルウェー 1991年 二酸化炭素税の導入(既存の燃料税に炭素税を上乗せ。ただし、課税は炭素含有量に比例せず。) 1992年 石炭等に課税対象を拡大 1999年 独立した税目に改組(従来は燃料税の一部) 2003年 石炭を課税対象から除外 スウェーデ 1991年 二酸化炭素税の導入(炭素含有量に応じた課税を導入するとともに、既存の燃料税を引下げ) デンマーク 1992年 二酸化炭素税の導入(炭素含有量に応じた課税を導入するとともに、既存の燃料税を引下げ) オランダ 1988年 一般燃料課徴金の導入(環境関連支出の財源である既存の課徴金を統合) 1990年 一般燃料課徴金を炭素含有量に応じた課税にするとともに税率引上げ 1992年 一般燃料税の導入(炭素含有量及びエネルギー量を基準とする課税に移行) 1996年 燃料規制税の導入(家庭等による小規模なエネルギー消費を対象に追加的な課税を導入) 2004年 一般燃料税を燃料税に改組(石炭以外の課税対象は各種消費税に統合され、燃料税の課税対象から除外)	
課税は炭素含有量に比例せず。) 1992年 石炭等に課税対象を拡大 1999年 独立した税目に改組(従来は燃料税の一部) 2003年 石炭を課税対象から除外 スウェーデ 1991年 二酸化炭素税の導入(炭素含有量に応じた課税を導入するとともに、既存の燃料税を引下げ) 「デンマーク 1992年 二酸化炭素税の導入(炭素含有量に応じた課税を導入するとともに、既存の燃料税を引下げ) 1988年 一般燃料課徴金の導入(環境関連支出の財源である既存の課徴金を統合) 1990年 一般燃料課徴金を炭素含有量に応じた課税にするとともに税率引上げ 1992年 一般燃料税の導入(炭素含有量及びエネルギー量を基準とする課税に移行) 1996年 燃料規制税の導入(家庭等による小規模なエネルギー消費を対象に追加的な課税を導入) 2004年 一般燃料税を燃料税に改組(石炭以外の課税対象は各種消費税に統合され、燃料税の課税対象から除外)	
1992年 石炭等に課税対象を拡大 1999年 独立した税目に改組(従来は燃料税の一部) 2003年 石炭を課税対象から除外 スウェーデ 1991年 二酸化炭素税の導入(炭素含有量に応じた課税を導入するとともに、既存の燃料税を引下げ) デンマーク 1992年 二酸化炭素税の導入(炭素含有量に応じた課税を導入するとともに、既存の燃料税を引下げ) オランダ 1988年 一般燃料課徴金の導入(環境関連支出の財源である既存の課徴金を統合) 1990年 一般燃料課徴金を炭素含有量に応じた課税にするとともに税率引上げ 1992年 一般燃料税の導入(炭素含有量及びエネルギー量を基準とする課税に移行) 1996年 燃料規制税の導入(家庭等による小規模なエネルギー消費を対象に追加的な課税を導入) 2004年 一般燃料税を燃料税に改組(石炭以外の課税対象は各種消費税に統合され、燃料税の課税対象から除外)	ノルウェー
1999年 独立した税目に改組(従来は燃料税の一部) 2003年 石炭を課税対象から除外 スウェーデ 1991年 二酸化炭素税の導入(炭素含有量に応じた課税を導入するとともに、既存の燃料税を引下げ) 1992年 二酸化炭素税の導入(炭素含有量に応じた課税を導入するとともに、既存の燃料税を引下げ) 1988年 一般燃料課徴金の導入(環境関連支出の財源である既存の課徴金を統合) 1990年 一般燃料課徴金を炭素含有量に応じた課税にするとともに税率引上げ 1992年 一般燃料税の導入(炭素含有量及びエネルギー量を基準とする課税に移行) 1996年 燃料規制税の導入(家庭等による小規模なエネルギー消費を対象に追加的な課税を導入) 2004年 一般燃料税を燃料税に改組(石炭以外の課税対象は各種消費税に統合され、燃料税の課税対象から除外)	
2003年 石炭を課税対象から除外	
スウェーデ 1991年 二酸化炭素税の導入(炭素含有量に応じた課税を導入するとともに、既存の燃料税を引下げ) デンマーク 1992年 二酸化炭素税の導入(炭素含有量に応じた課税を導入するとともに、既存の燃料税を引下げ) オランダ 1988年 一般燃料課徴金の導入(環境関連支出の財源である既存の課徴金を統合) 1990年 一般燃料課徴金を炭素含有量に応じた課税にするとともに税率引上げ 1992年 一般燃料税の導入(炭素含有量及びエネルギー量を基準とする課税に移行) 1996年 燃料規制税の導入(家庭等による小規模なエネルギー消費を対象に追加的な課税を導入) 2004年 一般燃料税を燃料税に改組(石炭以外の課税対象は各種消費税に統合され、燃料税の課税対象から除外)	
ン に、既存の燃料税を引下げ) デンマーク 1992年 二酸化炭素税の導入(炭素含有量に応じた課税を導入するとともに、既存の燃料税を引下げ) オランダ 1988年 一般燃料課徴金の導入(環境関連支出の財源である既存の課徴金を統合) 1990年 一般燃料課徴金を炭素含有量に応じた課税にするとともに税率引上げ 1992年 一般燃料税の導入(炭素含有量及びエネルギー量を基準とする課税に移行) 1996年 燃料規制税の導入(家庭等による小規模なエネルギー消費を対象に追加的な課税を導入) 2004年 一般燃料税を燃料税に改組(石炭以外の課税対象は各種消費税に統合され、燃料税の課税対象から除外)	
デンマーク 1992年 二酸化炭素税の導入(炭素含有量に応じた課税を導入するとともに、既存の燃料税を引下げ) 1988年 一般燃料課徴金の導入(環境関連支出の財源である既存の課徴金を統合) 1990年 一般燃料課徴金を炭素含有量に応じた課税にするとともに税率引上げ 1992年 一般燃料税の導入(炭素含有量及びエネルギー量を基準とする課税に移行) 1996年 燃料規制税の導入(家庭等による小規模なエネルギー消費を対象に追加的な課税を導入) 2004年 一般燃料税を燃料税に改組(石炭以外の課税対象は各種消費税に統合され、燃料税の課税対象から除外)	スウェーデ
に、既存の燃料税を引下げ) 1988年 一般燃料課徴金の導入(環境関連支出の財源である既存の課徴金を統合) 1990年 一般燃料課徴金を炭素含有量に応じた課税にするとともに税率引上げ 1992年 一般燃料税の導入(炭素含有量及びエネルギー量を基準とする課税に移行) 1996年 燃料規制税の導入(家庭等による小規模なエネルギー消費を対象に追加的な課税を導入) 2004年 一般燃料税を燃料税に改組(石炭以外の課税対象は各種消費税に統合され、燃料税の課税対象から除外)	
オランダ 1988年 一般燃料課徴金の導入(環境関連支出の財源である既存の課徴金を統合)	デンマーク
金を統合) 1990年 一般燃料課徴金を炭素含有量に応じた課税にするとともに税率 引上げ 1992年 一般燃料税の導入(炭素含有量及びエネルギー量を基準とする 課税に移行) 1996年 燃料規制税の導入(家庭等による小規模なエネルギー消費を対象に追加的な課税を導入) 2004年 一般燃料税を燃料税に改組(石炭以外の課税対象は各種消費税に統合され、燃料税の課税対象から除外)	1 - 1 - 1
1990年 一般燃料課徴金を炭素含有量に応じた課税にするとともに税率 引上げ 1992年 一般燃料税の導入(炭素含有量及びエネルギー量を基準とする 課税に移行) 1996年 燃料規制税の導入(家庭等による小規模なエネルギー消費を対象に追加的な課税を導入) 2004年 一般燃料税を燃料税に改組(石炭以外の課税対象は各種消費税に統合され、燃料税の課税対象から除外)	オランダ
引上げ 1992年 一般燃料税の導入(炭素含有量及びエネルギー量を基準とする 課税に移行) 1996年 燃料規制税の導入(家庭等による小規模なエネルギー消費を対象に追加的な課税を導入) 2004年 一般燃料税を燃料税に改組(石炭以外の課税対象は各種消費税 に統合され、燃料税の課税対象から除外)	
1992年 一般燃料税の導入(炭素含有量及びエネルギー量を基準とする 課税に移行) 1996年 燃料規制税の導入(家庭等による小規模なエネルギー消費を対象に追加的な課税を導入) 2004年 一般燃料税を燃料税に改組(石炭以外の課税対象は各種消費税に統合され、燃料税の課税対象から除外)	
課税に移行) 1996年 燃料規制税の導入(家庭等による小規模なエネルギー消費を対象に追加的な課税を導入) 2004年 一般燃料税を燃料税に改組(石炭以外の課税対象は各種消費税に統合され、燃料税の課税対象から除外)	
1996年 燃料規制税の導入(家庭等による小規模なエネルギー消費を対象に追加的な課税を導入) 2004年 一般燃料税を燃料税に改組(石炭以外の課税対象は各種消費税に統合され、燃料税の課税対象から除外)	
象に追加的な課税を導入) 2004年 一般燃料税を燃料税に改組(石炭以外の課税対象は各種消費税 に統合され、燃料税の課税対象から除外)	
2004年 一般燃料税を燃料税に改組(石炭以外の課税対象は各種消費税 に統合され、燃料税の課税対象から除外)	
に統合され、燃料税の課税対象から除外)	
する規制を撤廃)	
イギリス 1993~99 炭化水素油税の引上げ(税率を物価上昇率以上に毎年引上げ)	イギリフ
年	コーフス
2001年 気候変動税の導入(事業用の電気、石炭、ガスの供給に課税対	コモッス
象を拡大)	コモッス
ドイツ 1999年 鉱油税の引上げ、電気税の導入(2000年から4年間に亘り両税の	177
税率を段階的に引上げ)	
2006年 鉱油税をエネルギー税に改組(石炭等を課税対象に追加)	
イタリア 1999年 鉱油税の改正(既存の鉱油税の税率を炭素含有量に応じたもの	
とするとともに、2005年まで段階的に税率引上げ、石炭等に課税	ドイツ
対象を拡大)	ドイツ
フランス 2007年 石炭税の導入(電力換算によるエネルギー量を基準として課税)	ドイツ
2010年 炭素税の導入(ガソリンや石油等の売買に対する既存の税とは別	ドイツ
(予定) に、家庭や企業でこれらを燃焼してCOzを排出することに課税)	ドイツ
スイス 2008年 二酸化炭素税(COzlevy)の導入	ドイツ

(「地球温暖化対策税について」(平成21年12月2日、環境省資料)及び「欧州諸国におけるエネルギー税制による地球温暖化問題への取組み(未定稿)」(平成21年1月現在、財務省ホームページ資料)を基に当室作成)

既存税制を活用した国は、イギリス、 ドイツ、フランス等がある。イギリスの 気候変動税やドイツのエネルギー税は、 既存のエネルギー税制では対象外であ

ったエネルギーへの課税を、新税もしく は既存税制の改組によって導入した。 新税を導入した国には、フィンランド、 デンマーク、オランダ等がある。フィンランドは既存税制に炭素含有量に応じた付加課税分を設定し、デンマークは炭素含有量に応じた新税を導入した。オランダは、1992年に既存税制に炭素含有量に応じた新税を導入したものの、2004年に同税を既存税制に統合する改組を行った。

イ 最近の動向

最近の動向として、フランスでは2010年1月から炭素税を導入する方針を表明していたが、2009年12月29日、フランスの違憲審査機関である憲法評議会が炭素税について、特例が多すぎて温暖化対策に不可欠な公平な課税という原則が確立していないとして違憲の判断を下した25。これを受け、2010年1月20日、フランス政府は課税対象を拡大した修正案26を閣議決定し、7月1日からの導入を目指している。

(2) 我が国と EU 諸国のエネルギー課税 の比較

我が国や EU 諸国において、環境税の 課税対象となる化石燃料等に対しては、 既に各種のエネルギー関係諸税が存在 している。また、課税対象は石油製品、 石炭、ガス及び電気といったようにほぼ 同様であるものの、その税率は国によっ て様々である。 EU 諸国におけるエネルギー課税の税率は我が国よりも概ね高く設定されており、例えば、我が国ではガソリン 1 [®] 当たり約 55 円であるのに対し、ドイツやオランダなどは 90 円を越える課税となる税率を設けている。その他の税率については表 -3-2 のとおりである。

我が国よりも比較的高い税率が設定されている欧州ではあるが、窯業(セメント等) 金属製造(鉄鋼等)など排出量取引(EU-ETS)の対象となっているエネルギー多消費産業については、免税または大幅な減税といった措置がなされている。

ア 税収の使途

エネルギー関係諸税の税収使途については、欧州諸国では基本的に一般財源とされており、ドイツやイギリス等では税収の多くが企業の社会保険料や年金保険料の負担を軽減するための財源などとして使われている。

²⁵ 違憲判断は、温室効果ガスを大量に排出する火力 発電所や石油精製施設、セメント工場、コークス製造 工場等が産業界への配慮から軒並み課税を免除さ れている点を問題視した(『読売新聞』(2009.12.31)。

れている点を問題視した(『読売新聞』(2009.12.31)。 憲法評議会の裁定を受け、発電所等の大規模排出 施設を原則として課税することとした(『日経新聞』夕 刊(2010.1.21)。

表 3 2 我が国とEU諸国のエネルギー課税の税率の比較

	ガソリン	軽油	重油	石炭	天然ガス	電気
	55.84(円/L)	34.14(円/L)	2.04(円/L)	0.70(円/kg)	1.08(円/kg)	0.375(円/kWh)
日本	揮発油税 :53.80	軽油引取税:32.10	石油石炭税∶2.04	石油石炭税∶0.70	石油石炭税∶1.08	電源開発促進税:
	石油石炭税: 2.04	石油石炭税: 2.04				0.375
イギ	89.80(円/L)	89.80(円/L)	16.57(円/L)	2.12(円/kg)	4.61 (円 / kg)	0.779(円/kWh)
リス	炭化水素油税:	炭化水素油税:	炭化水素油税:	気候変動税∶2.12	気候変動税∶4.61	気候変動税 :0.779 │
ス	89.80	89.80	16.57			
ド	91.53(円/L)	65.78(円/L)	3.43(円/L)	1.23(円/kg)	5.38(円/kg)	1.720(円/kWh)
1	エネルギー税:	エネルギー税:	エネルギー税:	エネルギー税:	エネルギー税:	電気税∶1.720
ッ	91.53	65.78	3.43	1.23	5.38	
글	84.87(円/L)	59.91(円/L)	2.33(円/L)	1.23(円/kg)	2.91 (円/kg)	-
	石油産品内国消	石油産品内国消	石油産品内国消	石炭税∶1.23	天然ガス消費税:	地方電気税∶従価税
<u> </u>	費税∶84.87	費税∶59.91	費税 ∶2.33		2.91	
オランダ	97.99(円/L)	59.25(円/L)	59.25(円/L)	1.84(円/kg)	33.99 ~ 1.72	15.173 ~ 0.070
	鉱油税∶97.99	鉱油税∶59.25	鉱油税∶59.25	石炭税∶1.84	(円/kg)	(円/kWh)
ダ					エネルギー税	エネルギー税
구	87.68(円/L)	50.90(円/L)	8.43(円/L)	6.25(円/kg)	4.10(円/kg)	0.326(円/kWh)
1	液体燃料税	液体燃料税	液体燃料税	電気 特定燃料税	電気·特定燃料税	電気・特定燃料税
길	- 基本税:80.05	- 基本税: 42.89	- 基本税: -	- 基本税: -	- 基本税: -	- 基本税: -
ド	- 付加税: 6.68	- 付加税: 7.52	- 付加税:8.08	- 付加税: 6.09	- 付加税: 3.92	- 付加税: 0.308
	- 戦略備蓄料:0.95	- 戦略備蓄料:0.49	- 戦略備蓄料:0.35	- 戦略備蓄料: 0.17	- 戦略備蓄料:0.18	- 戦略備蓄料:0.018
デンマ	77.19(円/L)	57.87(円/L)	40.92(円/L)	31.85(円/kg)	66.92(円/kg)	12.667(円/kWh)
1 2	鉱油エネルキ'-税:72.98	鉱油エネルギー税:53.24	鉱油エネルキ'-税:35.97	石炭税: 27.69	天然ガス税:61.09	電気税: 11.016
ーク	CO ₂ 税: 4.20	CO ₂ 税: 4.64	CO ₂ 税: 4.95	CO ₂ 税: 4.16	CO ₂ 税: 5.83	CO ₂ 税:1.651
	2	- 2	2,00	- 2	7.000	- 1
幂 E						
最低税率	50.20(円/L)	42.23(円/L)	1.89(円/L)	0.56(円/kg)	1.32(円/kg)	0.070(円/kWh)
率						

- (注1) 使途は基本的に一般財源(但し、ドイツのエネルギー税についてはその一部を道路関連の支出に充てることが法令上 定められている、等の例外がある。)。
- (注2) ガソリン及び軽油については無鉛·交通用、重油、石炭、天然ガス及び電気については事業用を前提としている。この他、各種減免措置あり。
- (注3) イギリスのガソリンは無鉛の税率。また、石炭、天然ガス及び電気に対する気候変動税については事業用のみ課税される。
- (注4) ドイツのガソリンは無鉛・低硫黄、軽油は低硫黄、重油は事業用、天然ガスは事業用及び電気は事業用の税率。
- (注5) フランスのガソリンは低鉛・動力用、軽油は非事業用の税率。また、石炭税及び天然ガス消費税は事業用のみ課税される。電気に対しては地方電気税があり、課税標準は契約電力によって異なる(税抜電気料金の0~80%)。税率は市で最大8%、県で最大4%である。
- (注6) オランダのガソリンは無鉛、軽油は交通用及び天然ガス・電気は事業用の税率
- (注7) フィンランドのガソリンは改変無硫黄、軽油は無硫黄及び電気は鉱業・工業・温室用の税率。各税の付加部分(CO²課税部分)はCO²排出量1トン当たり約2,854円に設定されている(天然ガスは半額)。
- (注8) デンマークのガソリンは無鉛、軽油は動力用、天然ガスは非動力用及び電気は非居住用電力の税率。なお、デンマークのCO²排出量1トン当たり約1,689円に設定されている。
- (注9) EU最低税率はEC指令で定められており、ガソリンは無鉛・動力用、軽油は動力用、重油は加熱・事業用、石炭は加熱・事業用、天然ガスは加熱・事業用及び電気は事業用の税率。また、2010年に税率の引上げが行われる。
- (備考1) 各国政府資料及びEU HP「Taxes in Europe Database」の税率を基に、重油・天然ガスについては比重0.9(kg/l)・0.65 (kg/m)及び環境省・経済産業省「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」による係数26.6(GJ/トン)・40.9(MJ/m)を用いて単位を揃えている。
- (備考2) 為替レート: 1ポンド = 約165.72円、1ユーロ = 約139.85円、1デンマーク・クローネ = 約18.77円(2008年4月から2009年10月までの為替レートの平均値)

(環境省資料「地球温暖化対策税について」(平成21(2009)年12月2日)を基に当室作成)

表 3 3 我が国とEU諸国のCO2排出量1トン当たりのエネルギー課税の税率の比較

	ガソリン	軽油	重油	石炭	天然ガス
日本	24,052(円) 揮発油税 : 23,173 石油石炭税 : 879	13,034(円) 軽油引取税:12,255 石油石炭税: 779	753(円) 石油石炭税: 753	291(円) 石油石炭税∶291	400 (円) 石油石炭税∶400
イギリス	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		6,116(円) 炭化水素油税∶6,116	881(円) 気候変動税∶881	1,481 (円) 気候変動税∶1,481
ドイツ	39,424 (円) エネルギー税∶39,424	25,115 (円) エネルギー税:25,115	1,267 (円) エネルギー税:1,267	510(円) エネルギー税:510	1,677 (円) エネルギー税: 1,677
フランス	36,557(円) 石油産品内国消費税: 36,557	22,873(円) 石油産品内国消費税: 22,873	859(円) 石油産品内国消費税: 859	510(円) 石炭税∶510	907(円) 天然ガス消費税:907
オランダ	42,206(円) 鉱油税:42,206	22,622(円) 鉱油税: 22,622	21,867 (円) 鉱油税: 21,867	765 (円) 石炭税∶765	10,600~537(円) エネルギー税
フィンランド	37,768(円) 液体燃料税 - 基本税: 34,479 - 付加税: 2,879 - 戦略備蓄料:410	19,435(円) 液体燃料税 - 基本税: 16,375 - 付加税: 2,872 - 戦略備蓄料:187	3,112(円) 液体燃料税 - 基本税: - - 付加税: 2,983 - 戦略備蓄料:130	2,595(円) 電気·特定燃料税 - 基本税: - - 付加税: 2,526 - 戦略備蓄料:68	1,277 (円) 電気·特定燃料税 - 基本税: - - 付加税: 1,221 - 戦略備蓄料:56
デンマーク	33,246(円) 鉱油エネルギー税: 31,435 CO₂税: 1,811	22,096(円) 鉱油エネルギー税: 20,326 CO ₂ 税: 1,770	15,103 (円) 鉱油エネルギー税: 13,277 CO ₂ 税: 1,826	13,219(円) 石炭税∶11,492 CO₂税∶1,727	20,868(円) 天然ガス税:19,049 CO ₂ 税: 1,819
最低税率	21,625(円)	16,124(円)	697(円)	232(円)	412(円)

- (注1) 使途は基本的に一般財源(但し、ドイツのエネルギー税についてはその一部を道路関連の支出に充てることが法令上定められている、等の例外がある。)。
- (注2) ガソリン及び軽油については無鉛・交通用、重油、石炭及び天然ガスについては事業用を前提としている。この他、 各種減免措置あり。
- (注3) イギリスのガソリンは無鉛の税率。また、石炭及び天然ガスに対する気候変動税については事業用のみ課税される。
- (注4) ドイツのガソリンは無鉛・低硫黄、軽油は低硫黄、重油は事業用及び天然ガスは事業用の税率。
- (注5) フランスのガソリンは低鉛·動力用、軽油は非事業用の税率。また、石炭税及び天然ガス消費税は事業用のみ課税 される。
- (注6) オランダのガソリンは無鉛、軽油は交通用及び天然ガスは事業用の税率
- (注7) フィンランドのガソリンは改変無硫黄及び軽油は無硫黄の税率。各税の付加部分(CO2課税部分)はCO2排出量1トン当たり約2,854円に設定されている(天然ガスは半額)。
- (注8) デンマークのガソリンは無鉛、軽油は動力用及び天然ガスは非動力用の税率。なお、デンマークのCO²排出量1トン当たり約1,689円に設定されている。
- (注9) EU最低税率はEC指令で定められており、ガソリンは無鉛·動力用、軽油は動力用、重油は加熱·事業用、石炭は加熱·事業用及び天然ガスは加熱·事業用の税率。また、2010年に税率の引上げが行われる。
- (備考1) 各国政府資料及びEU HP「Taxes in Europe Database」の税率を基に、重油・天然ガスについては比重0.9(kg/l)・0.65(kg/m³)及び環境省・経済産業省「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」により、ガソリンは「ガソリン」、重油は「A重油」、石炭は「一般炭」、天然ガスは日本については「液化天然ガス」、その他の国については「天然ガス」の係数を用いて換算している。
- (備考2) 為替レート: 1ポンド = 約165.72円、1ユーロ = 約139.85円、1デンマーク・クローネ = 約18.77円(2008年4月から 2009年10月までの為替レートの平均値)

(環境省資料「地球温暖化対策税について」(平成21(2009)年12月2日)を基に当室作成)

イ CO2排出量1トン当たりの税率

このようなエネルギー関係諸税を、 CO2排出量1トン当たりに換算し比較 したものが表 -3-3である。

同表は、例えばガソリンから CO2を 1トン排出した場合、我が国においては 24,052 円の課税がなされることを示し ている。

CO2排出量 1 トン当たりの課税状況をみると、必ずしも炭素に比例した税率が設定されているとはいえず、また、課税対象の中でも特にガソリンに対する税率が高いことが伺える。

このような化石燃料等に対する税率 を、炭素含有量当たりの税率に換算し、 化石燃料毎の税率のバラツキをみると、 バラツキが少ない国として、デンマーク 等北欧諸国が挙げられる²⁷。

ただし、各国とも多様な軽減措置や還付措置を導入しており、実際の課税状況は産業部門によって異なっているのが現状である²⁸。

(3) 我が国における環境税(地球温暖化対策税)の検討の経緯

27 「欧州諸国の石油製品すなわち化石燃料に対する 既存税と温暖化対策税の税率について、炭素含有 量1単位(t C)当たりの税率換算したうえで、石油製 品間の税率のバラツキを変動係数によって示した」も のを参考としているが、試算の詳細な内容について は、横山彰「温暖化対策と経済成長の制度設計」(勁 草書房)を参照されたい。

ア 平成21(2009)年9月まで

我が国においては、平成 16 (2004) 年8月に、環境省が農林水産省とともに 環境税の創設を財務当局に要求して以 降、毎年度要望が行われてきた。

平成 20(2008)年11月、環境省は、 平成 21(2009)年度の税制改正要望で、 平成 20 (2008)年度からの京都議定書 の第一約束期間の開始を踏まえ、地球温 暖化対策を加速するため、地球温暖化対 策のための税制を推進するとして、環境 税の創設等を要望した。しかし、同年 12 月、平成 21 (2009) 年度税制改正 大綱では「環境税については、税制抜本 改革に関する議論の中で、税制全体のグ リーン化を図る観点から、様々な政策的 手法全体の中での位置づけ、課税の効果、 国民経済や産業の国際競争力に与える 影響、既存の税制との関係等に考慮を払 いながら、納税者の理解と協力を得つつ、 総合的に検討する。」とされ、平成 21 (2009)年度の導入は見送られること となった。

イ 平成 21 (2009) 年 9 月以降

第 45 回衆議院議員総選挙によって、 民主党が第一党となり鳩山内閣が発足 した後、9月 22 日、鳩山総理は、国連 気候変動首脳会合において、我が国の中 期目標について「1990 年比で言えば 2020 年までに25%削減」を目指すとし、 「国内排出量取引制度や、再生可能エネ ルギーの固定価格買取制度の導入、地球 温暖化対策税の検討をはじめとして、あ らゆる政策を総動員して実現をめざし ていく」と発言した。

²⁸ 例えば、北欧4カ国(フィンランド、スウェーデン、/ルウェー、デンマーク)においては、デンマークを除き、家計部門の税率が産業部門(農業、建設、金融等)を大きく上回っている。また、産業部門間においても税率は異なっている。(篠原克岳「環境税(地球温暖化対策税)とエネルギー関係諸税について」(平成21年6月25日)(「税務大学校論叢第61号」))

10月30日、環境省は地球温暖化対 策税の創設などの平成22(2010)年度 税制改正要望を公表し、11 月 11 日、 同税の具体案が示された(以下、「具体 案」という。)(表 -3-4)。その後、政 府税制調査会等においてその取扱いが 議論され、12月22日、平成22(2010) 年度からの同税の導入は見送られたも のの、平成 22 (2010)年度税制改正大 綱に「地球温暖化対策の観点から、1990 年代以降、欧州各国を中心として、諸外 国において、エネルギー課税や自動車関 連税制などを含む、環境税制の見直し・ 強化が進んでいます。我が国における環 境関連税制による税収の対 GDP 比は、 欧州諸国に比べれば低いといえますが、

今後、地球温暖化対策の取組を進める上で、地球温暖化対策のための税について、今回、当分の間として措置される税制の見直しを含め、平成23(2011)年度実施に向けて成案を得るべく更に検討を進めます。」と盛り込まれた。

ウ 地球温暖化対策税の具体案について

環境省が発表した地球温暖化対策税の具体案は、自動車関係諸税²⁹の暫定税率の廃止を前提とした上で、原油、ガソリン、軽油、天然ガス及び石炭等を課税対象とし、税収総額は約2兆円というものである。その税収は地球温暖化対策の歳出・減税に優先的に充てるとともに、軽減措置として、製品原料となる化石燃

表 3 4 平成22年度税制改正要望 地球温暖化対策税の具体案

課税の 仕組み	原油、石油製品(ガソリン、軽油、重油、灯油、航空機燃料)、ガス状炭化水素(天然ガス、LPG等)、石炭を対象に、輸入者、採取者の段階で課税(石油石炭税の納税システムを活用) ガソリンについては、 に加えて、ガソリン製造者等の段階で課税(揮発油税の納税システムを活用)
税率	(輸入者・採取者) ・原油、石油製品 2,780 円/kl (1,064 円/二酸化炭素トン、3,900 円/炭素トン) ・ガス状炭化水素 2,870 円/t (1,064 円/二酸化炭素トン、3,900 円/炭素トン) ・石炭 2,740 円/t (1,174 円/二酸化炭素トン、4,303 円/炭素トン) (ガソリン製造者等) ・ガソリン 17,320 円/t (7,467 円/二酸化炭素トン、27,380 円/炭素トン)
税収額	総額約 2.0 兆円 全化石燃料への課税 1.0 兆円強 (うち石炭の税率の天然ガスとの均衡化 0.03 兆円) ガソリンへの上乗せ課税 1.0 兆円弱
軽減措置	以下については、免税とする ・製品原料としての化石燃料(ナフサ) ・鉄鋼製造用の石炭・コークス ・セメントの製造に使用する石炭 ・農林漁業用A重油 その他、国際競争力強化等の観点からの特定産業分野への配慮や低所得者等への配慮については、使途となる歳出・減税で対応
実施時期	平成 22(2010)年度4月より実施。 次年度以降、国内排出量取引制度が導入される際には、各国の例も参考に、排出量取引の対象となる事業者の負担の軽減措置を検討する。
使途	「チャレンジ 25」実現に向けた政策パッケージに盛り込まれる地球温暖化対策の歳出・減税に優先的に充てることとするが、特定財源とはしない。
その他	軽油についての個別の課税については、税制調査会において別途ガソリンに準じて検討が必要

(環境省資料を基に当室作成)

²⁹ 参考資料「5 国・地方の自動車関係諸税の内訳」 及び「6 エネルギー課税の状況」参照。

料(ナフサ)や鉄鋼製造用の石炭・コー クス、農林漁業用A重油などに対する免 税措置が示されていた。

同税導入による国民負担については、 暫定税率廃止による負担減と地球温暖 化対策税創設による負担増を比較する と、同税の導入によって世帯当たり年間

1,127 円の負担増になると試算されて いる(表 -3-5)。ただし、この負担額 は日本国民全体の平均の負担額である ため、ガソリン車を保有しない世帯や、 北海道や東北など灯油の使用量の多い 寒冷地域では税負担が大きくなること が指摘されていた。

表 35世帯当たり直接の税負担額の変化

現	行
	年間世帯当たり 直接の税負担額
灯油	422
LPG	1,643
都市ガス	255
電力	2,839
ガソリン	34,701
軽油	984
合計	40,844 (月:3,404)

世帯当たり年間 1,127	_ 円の負担増
・暫定税率廃止による負担	[
減	- 16,094 円
·地球温暖化対策税創設	_
による負担増	+ 16,728 円
・軽油への追加的な課税	400 FF
による負担増	+ 493円
	+ 1,127円(月額94円)
	(万亩,1411)

地水血	友 化对 宋 代 启 记 文
	年間世帯当たり
	直接の税負担額
灯油	997
LPG	1,897
都市ガス	706
電力	5,719
ガソリン	31,588
軽油	1,064
△ ÷1	41,971
合計	(日・3/498)

地球坦噁化动等铅创造

(環境省資料を基に当室作成)

(月:3,498)

補論 暫定税率の廃止と地球温暖化対 策税の導入をめぐる議論の経過

自動車関連諸税の暫定税率は、道路特 定財源制度を前提として昭和 49(1974) 年に創設され、これまで、税率の引上げ や延長が行われてきたが、同制度は平成 21(2009)年4月から廃止された。

民主党は先の衆議院議員総選挙にお いて暫定税率の廃止を主張しており、暫 定税率の廃止の是非が平成 22 (2010) 年度税制改正の主要な論点となってい た。

一方、揮発油税など暫定税率を廃止す ると、ガソリン消費を促し、これが温暖 化対策に逆行するとの懸念もあり、

2020 年までに 25%削減するという中 期目標との整合性が問題となっていた。 また、自動車関連諸税の暫定税率による 税収は国と地方を合わせて約 2.5 兆円 にのぼり、財政状況が逼迫する中、暫定 税率を廃止する場合、代替財源の確保が 不可欠であった。

そこで、地球温暖化対策税を暫定税率 の廃止と併せて導入するとの案が提案 されたものの、経済活動への懸念から早 期の導入には慎重な意見等が大勢を占 め、平成 22 (2010)年度からの導入は 見送られることとなった。

(4) 今後の主な課題

地球温暖化対策税に関する主な課題 としては、税の制度設計そのものが主要 な論点であるが、本論においては、特に 政権交代以降、同税と暫定税率との関係 が重点的に議論されたことを踏まえ、暫 定税率との関係についても触れること とする。

ア 暫定税率との関係

(ア) 暫定税率の廃止

暫定税率の廃止はガソリンや軽油価格の低下につながり、自動車利用者によるガソリン等の消費量の増加といった消費行動の変化がみられるものである³⁰。平成20(2008)年4月に暫定税率が1ヶ月間失効した際には、CO₂排出量が約200万トン増加したとの試算³¹もなされており、暫定税率の廃止は温暖化対策上の措置と逆行するものと指摘されている。

しかし、暫定税率の廃止は民主党マニフェストにおいて公約された事項であり、平成22(2010)年度税制改正大綱においても「長い経緯に縛られてきた現行の10年間の暫定税率は、廃止しますが、当分の間、揮発油税、地方揮発油税、

軽油引取税について現在の税率水準を 維持することとしました。」とされてお り、「当分の間」が過ぎれば、現行の水 準がいずれは引き下げられると考えら れる。

一方、暫定税率の廃止に対して、地球 温暖化対策は喫緊の課題であることを 踏まえ、暫定税率については最低限維持 することが必要との指摘がある。

このように温暖化対策との整合性をどのように図るかが課題となる。

(イ) 暫定税率の廃止と新税の創設

暫定税率の廃止は温暖化対策上の措置と逆行するものの、暫定税率の廃止分に相当する税率を新税によって補填等することに対しては、温暖化対策として有効であるとの指摘がある。また、暫定税率廃止による大幅な税収の減少を防ぐことが期待できるため、暫定税率の廃止と同時に地球温暖化対策税の創設を実施すべきとの指摘がある。

一方、一般家庭や中小企業者のように 小規模多数の CO_2 排出源に対し新たな 課税の導入を行う前に、税制のグリーン 化等による既存税制の一層の活用が重 要であるとの指摘がある。また、既存の 環境・エネルギー税制が複数あることを 踏まえ、新たな税制が必要と言えるのか との指摘もある。

暫定税率に相当する新税の創設については、民主党マニフェストにおいて公約されていた暫定税率の廃止に反するおそれがあるとの指摘がある。これに対し、「民主党政策集 INDEX2009」には「ガソリン等の燃料課税は、一般財源の『地

³⁰ ガソリン価格は、平成 10(1998)年度には10当たり 97円であったが、平成19(2007)年度には146円となり、その販売量は価格の上昇と反比例して、消費量が減少傾向にあった。

こうした中、平成 20(2008)年4月に暫定税率が失効し、価格が約 25 円下がると、月間販売量は対前年同月比 17%増となった。軽油においても同様の傾向が見られており、エネルギー価格の変化は消費に確実な影響を与える結果となっている(「環境税等のグリーン税制に係るこれまでの議論の整理」(平成 20(2008)年 11 月 17 日 中央環境審議会 総合政策・地球環境合同部会グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会))。

³¹ 前掲脚注30参照

球温暖化対策税 (仮称)』として一本化します。」と記載されており、暫定税率等の廃止と新税の創設は必ずしもマニフェスト違反と言えないとの指摘もある。

いずれにしても、減税されないことまたは新税の創設といった負担を強いる場合には、国民に対し十分な説明を行う必要があるとの指摘がある。

イ 地球温暖化対策税について

(ア) 同税の導入による影響

税導入に消極的な立場からは、地球温暖化対策税の導入は、企業に対し追加的なコスト負担を強い将来の投資や研究開発の原資を奪うものであり、原油高の影響もあって特に中小事業者はこれ以上の負担は困難であること、炭素リーケージへの懸念があることなどの意見が出されている。

また、炭素リーケージによって、日本の CO₂排出量は減るものの、工場の移転先あるいは製品の製造元の途上国からの排出量が増加してしまい、世界全体の温室効果ガス排出量が逆に増えてしまうのではないかという懸念がある。

一方で、税導入に積極的な立場によると、経済への影響は軽微であり、税収や免税措置の活用を図ればそうした懸念には及ばず、むしろ省エネ・環境技術の開発が促進されることとなり、プラス効果が生ずるなどとされている。また、炭素リーケージについては、課税によるエネルギーコストの上昇だけによって、工場等の立地という重要な企業行動に大きな影響が生じるとは考えにくいとさ

れている。

また、IPCC では、京都議定書の達成 目標のため先進国等が税導入等の温暖 化対策を講じて排出量を削減した場合、 先進国の削減量の5~20%程度が開発 途上国に移転するものの、世界全体とし ては削減が進むと指摘している。

なお、このような炭素リーケージに関する分析は経済全体に関する分析であり、個々の業種で見れば、鉄鋼業等エネルギー多消費産業では影響が大きい場合もあることに留意する必要がある。

(イ) 税収の使途

地球温暖化対策税の具体案においては、同税の使途は「『チャレンジ 25』実現に向けた政策パッケージに盛り込まれる地球温暖化対策の歳出・減税に優先的に充てることとするが、特定財源とはしない。」とされている。

したがって、同税の使途は基本的に一般財源と解されている。この点について、「地球温暖化対策税なのだから地球温暖化対策のために使うべき」という発想があり32、特定財源とすべきとの指摘がある。

一方、環境税を導入している諸外国において、その使途は基本的に一般財源とされていること、一般財源としての環境税の二重の配当(コラム参照)や「民主党政策集 INDEX2009」に一般財源化するとされていることから、一般財源化が

^{32 「}地球温暖化対策に関する世論調査(平成 19 年8 月)」によると、環境税について「賛成」とする者の割合が 40.1%であり、それらの者に税収使途を尋ねたところ、「すべて地球温暖化対策のための財源とすべき」とするものの割合が 70.9%に上っている。

適当であるとの指摘がある。

(ウ) 課税の仕組み

具体案における同税の課税の仕組みでは、輸入者、採取者の段階(川上段階)で課税するものとなっている。

輸入者や採取者等の川上段階で課税 した場合、消費者段階への価格転嫁が行 いにくく、化石燃料の消費者が税の負担 を実感しにくくなるおそれがあるとの 指摘がある。したがって、環境への配慮 行動を促すという観点からは、消費段階 にある川下で課税するべきとの指摘が ある。また、川上で課税した場合、川下 に位置する化石燃料の消費者に対して、 税の減免・還付措置を講ずることは制度 設計上困難となるとの指摘がある。

一方、川上段階で課税することは、川下への価格転嫁が必要となるものの、化石燃料の販売店等が領収証に税額を表示することなどによって税の価格転嫁を期待することができるとの見解もある。また、川上段階での納税義務者は比較的少数であるとともに、既存税の制度を活用することが可能であり、効率的な執行が可能となるとの指摘がある。すなわち、川下段階の課税では、膨大な徴税コストが必要となるほか、徴収漏れの問題が生ずるおそれが指摘されている。

(I) 税収の規模

具体案において同税の税収額は、全 化石燃料への課税1兆円強、ガソリンへの上乗せ課税1兆円弱、総額約2兆円 とされている。約2兆円規模の税収が確 保されると、幅広い温暖化対策、例えば 家庭での取組や森林吸収源対策として の森林整備なども含めた対策に活用できるとされ、財源としての効果があると の指摘がある。

一方、温暖化対策には、既に1兆円近い予算が使われており、現状の温暖化対策予算の効果の十分な検証や、石油石炭税など既存のエネルギー関連税制との関係について所要の整理がなされる必要があるとの指摘もある。

(オ) ポリシーミックス

環境税(温暖化対策税)や国内排出量取引制度等の経済的手法の導入に当たっては、税と排出量取引制度は別個のものではなく、相互補完的な関係にあるとの認識の下、議論をする必要があるとの指摘がある³³。

相互に関連の強い国内排出量取引制度と税の在り方に関する議論は、対象範囲の重複を避けて設置するなど、制度設計上での密接な調整とともに、その導入時期といった基本的な枠組みを明確にする必要があるとの指摘がある。

一方、税と排出量取引制度との導入時期について、諸外国においては、まず、幅広い部門に対する環境税を創設し、その後、排出量取引制度や固定価格買取制度等の政策が導入されている例が多く、これらの制度の導入が同時でなければならない理由はないとの指摘がある。

^{33 「}環境税や排出量取引制度等の経済的手法については、ポリシーミックスの考え方に沿って、排出削減効果の最大化を図りつつ、国民負担や行財政コストを極力小さくすることができるよう、活用すべきである。(略)この2つの政策手法は、代替的というよりも相互に補強、補完の関係にある。」(50 頁、脚注 30 参照)。



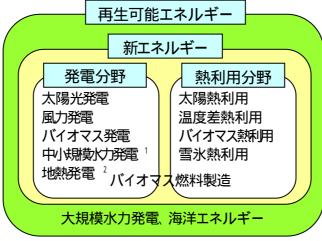
環境税のメリットには、外部費用(環境配慮費用)を内部化し、環境を改善する効果、つまり、CO2排出量の削減効果が期待されている。環境税にはこの効果以外にも次のような効果があるといわれている。

環境税を創設することによって、当然であるが、新たな税収が生み出されることとなる。この税収を、既存の間接税や所得税などの減税に回すことによって、労働市場や消費における他の社会的余剰の損失を減少させる効果があるとされる。また、税収を環境負荷軽減のための補助金とすることにより、環境税と組み合わせて、環境改善効果をさらに高めることが期待できるとされている。

このような環境税によるメリットのことを、環境税の二重の配当という。

4 再生可能エネルギーの活用の在り方

鳩山総21(2009)年 は21(2009)年 は21(2009)年 は21(2009)年 は21(2009)年 は21(2009)年 は21(2009)年 は21(2009)年 は22(2009)年 は2 図 -4-1 再生可能エネルギー・新エネルギーの概念図



革新的なエネルギー高 度利用技術

再生可能エネルギーの普及、エネルギー効率の飛躍的向上、エネルギー源の多様化に資する新規技術であって、その普及を図ることが特に必要なもの

- ・クリーンエネルギー自動車・天然ガスコージェネレーション・燃料電池 等
- 1 中小規模水力は、1,000kW以下のもの。
- 2 地熱発電は、水よりも低い沸点の物質を地熱による熱水で沸騰させて発電する「バイナリー方式」のものに限る。

(資源エネルギー庁·NEDO の HP を基に当室作成)

陽光や太陽熱、風力発電等の自然エネルギーの利用は、温暖化対策における有効な手段であるとし、自然エネルギーの利用促進を掲げている。

(1) 再生可能エネルギー及び新エネル ギーの定義

我が国では、自然エネルギーの分類として、「再生可能エネルギー」と「新エネルギー」の概念が用いられている³⁴。

再生可能エネルギーは、「風力や太陽 光などのように、絶えず資源が補充され て枯渇することのないエネルギー」と定 義されている³⁵。 具体的には、太陽光、 太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱、 波力等のエネルギーが挙げられ、一定期 間に供給されるエネルギーは限定的と いえるが半永久的に利用できるのが特 徴である³⁶。

一方、新エネルギーは、再生可能エネルギーのうち、その普及のために支援を必要とするものとされている³⁷。 具体的には、太陽光発電、風力発電、バイオマスエネルギー利用、雪氷熱、温度差エネルギー利用等が、新エネルギーとして定義されている。

その他、再生可能エネルギーの普及、

^{34 「}新エネルギー」という言葉は、諸外国ではあまり使われておらず、主に「再生可能エネルギー」が用いられている。また、国により再生可能エネルギーの定義が異なる。例えば、日本と比較し、EU では、潮力、波力等も再生可能エネルギーに位置付けているが、雪氷熱利用、温度差熱利用は、位置付けていない(図-4-1 参照)。

³⁵ 総合資源エネルギー調査会第2回新エネルギー部 会(平成13年2月27日)資料7「新エネルギー・再生

可能エネルギーの範囲等について」参照。

^{36 「}再生可能エネルギーに関する政策動向と今後の 展望(総論)」山口馨 『外国の立法 225(2005.8)』2 頁参照。

^{37 「}新エネルギーの利用等の促進に関する特別措置法」において、「新エネルギー利用等」として規定されているが、総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会において、化石原料由来の廃棄物は再生可能エネルギーではないことから、廃棄物発電、熱利用等が除外されるなど、見直しが行われた。

エネルギー効率の飛躍的向上、エネルギー源の多様化に資する新規技術等については、「革新的なエネルギー高度利用技術」として整理された。具体的には、クリーンエネルギー自動車、天然ガスコージェネレーション、燃料電池等を指す(図 -4-1)。

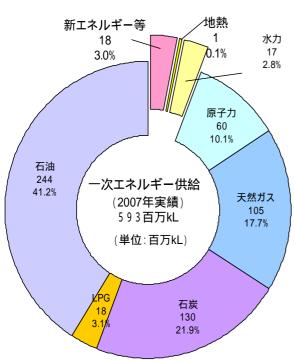
(2) 再生可能エネルギー全体にかかる 現状及び主な課題

ア 再生可能エネルギーの割合

(ア) 国内動向

我が国の一次エネルギー国内供給38

図 -4-2 我が国の一次エネルギー供給に占める 再生可能エネルギー及び新エネルギーの割合



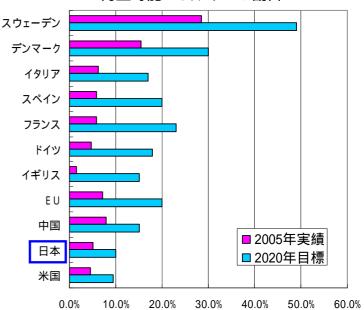
(経済産業省、平成21年8月26日発表、「長期エネルギー需給 見通し(再計算)」を基に当室作成)

38 一次エネルギーとは、石油、石炭、天然ガス、水力、太陽、地熱等、自然から直接得られるエネルギーのことをいう。一次エネルギー国内供給とは、国内へ供給された一次エネルギーの総量のことをいう(詳細については、参考資料「7 一次エネルギー国内供給と最終エネルギー消費」参照)。なお、我々が通常使用している電気、ガソリン、都市ガス等は、一次エネルギーを転換して得られるエネルギーであり、二次エネルギーという。

に占める再生可能エネルギーの割合は、 年々増加している。平成19(2007)年 実績では、家庭等での発電量を含む新エ ネルギー等は一次エネルギー国内供給 の3.0%、地熱は同0.1%、揚水発電³⁹を 含む水力は同2.8%を占めている(図-4-2)

政府は、一次エネルギー総供給40に占める再生可能エネルギーの割合を2020年までに10%程度の水準まで引き上げるとしており、今後の再生可能エネルギ

図 -4-3 一次エネルギー総供給に占める 再生可能エネルギーの割合



2005年実績は、IEAの一次エネルギー供給ベース(日本は、長期エネルギー需給見通し及び新エネルギー部会緊急提言等ベース。中国は2006年。)

2020年目標は、EU 各国は最終消費エネルギーベース。日本は一次エネルギー供給ベース。中国は IEA の一次エネルギー供給ベース。

(低炭素社会構築に向けた再生可能エネルギー普及方策検討会「低炭素社会構築に向けた再生可能エネルギー普及方策について(提言)」、日本の目標についは地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ検討会エネルギー供給 WG (第1回)配付資料「エネルギー供給 WG における検討の進め方」、米国の目標については、同配付資料「国内外における再生可能エネルギーの現状と導入目標」を基に当室作成)

³⁹ 揚水発電は、川の上と下に二つのダム(調節池)を作り、電力需要の少ない夜間に電力を用いて下のダムから水をくみ上げ、くみ上げた水を電気需要の多い昼間に流して発電するもので、水の落差を利用して発電する他の水力発電とは区別されている。

⁴⁰ 一次エネルギー総供給とは、国内産出された一次 エネルギーと、輸入された一次エネルギーの合計の ことをいう(詳細については、参考資料「7 一次エネ ルギー国内供給と最終エネルギー消費」参照)。

ー導入促進に係る施策に期待が集まる。

(イ) 国際動向

欧州諸国の再生可能エネルギー導入量は大幅に伸びている。

また、欧州等の国々では、その導入拡大に向けた野心的な目標を掲げており、また、EU 全体では、2020 年に最終エネルギー消費⁴¹の 20%を再生可能エネルギーにするとの目標をかかげている(図-4-3)。

イ 我が国における取組

我が国において、本格的に再生可能エネルギーが政府の政策に盛り込まれ、注目が集まり始めたのは、G8北海道洞爺湖サミットが開催された平成 20(2008)年である。以後、様々な政策の中に、再生可能エネルギー(もしくは、新エネルギー)の文言が盛り込まれ、注目されていることがわかる(表 -4-1)

ウ・主な課題

再生可能エネルギーは、資源の枯渇がないため、その活用は資源に乏しい我が国にとっては、国産エネルギーとして、エネルギーの安定供給の確保に資するというメリットがある。また、発電装置の生産過程を含めたライフサイクル全体で見た場合に CO2排出量が火力発電等に比べて少ないこと、再生可能エネルギーの多くが地域分散型であり、需要地と近接していることから輸送によるエネルギ

表 -4-1 再生可能エネルギー導入拡大ついて 盛り込まれた主な政策等

日付	盤り込まれた土な以東寺 主な政策
	_ 35,,,,,
平成 20 (2	
6月9日	福田元総理のスピーチ「『低炭素社会・日本』をめざして」
	CO2排出量を2020年までに2005年比14%
	削減可能、とし、再生可能エネルギー導入 拡大について言及
7月29日	『低炭素社会づくり行動計画』閣議決定
	太陽光発電導入量を 2020 年までに 10 倍と する目標のほか、風力、水力発電等につい
9月25日	ても促進を進める旨明記 『新エネルギー政策の新たな方向性 新工
37320 Д	ネルギーモデル国家の構築に向けて 』(総
	合資源エネルギー調査会新エネルギー部会) 太陽光による発電、熱利用、風力発電等の
	促進について明記
平成21(2	
	住宅用太陽光発電システム導入に対する補
	助金交付事業 募集開始
4月9日	麻生前総理のスピーチ「新たな成長に向け て 」
	2020 年までにエネルギー消費に占める再
	生可能エネルギーの比率を 20%まで引き上げたい旨発表
4月10日	『経済危機対策』(「経済危機対策」に関
	する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合
	同会議) 太陽光や小水力発電の促進について明記
6月10日	麻生前総理のスピーチ「未来を救った世代
	2020 年までに太陽光発電を現状の 20 倍にする、小水力発電の導入を促進する等発言
6月23日	『経済財政改革の基本方針2009』 閣議決定
-, 3 = 5 7	2020年頃に最終エネルギー消費に占める再生
	可能エネルギーの比率を 20%程度、太陽光発
9月22日	電を 20 倍程度にする旨明記 鳩山総理の国連気候変動首脳会合における演
3/J 44 []	説
	再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入等により、温室効果ガスを 2020 年までに
	八寺により、温室効果ガスを 2020 年までに 1990 年比で25%削減するとの目標を国際公約
11月1日	太陽光発電の新たな買取制度開始
	再生可能エネルギーの全量買取に関するプ
40 0 0 0	ロジェクトチーム 設置
12月8日	『明日の安心と成長のための緊急経済対 策』
	ス』 太陽熱利用機器普及のための事業、全再生
	可能エネルギーの全量買取制度の導入検討
12日で気	等について明記 地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ
14月7日	地球温暖化対象に係る中長期ロートマップ 検討会及び自動車、住宅・建築物、地域づ
	くり、エネルギー供給の4つのワーキン
40 🗆 🗠 🗀	グ・グループ設置
12月30日	「新成長戦略(基本方針)~輝きのある日 本へ~」
	固定価格買取制度拡充等による再生可能工
	ネルギー拡大支援について明記
	(TER) = +0.55 78 -1- (A) (1/4 - 1 + 1 - 1/4 - 1/4 - 1/4)

(政府の報道発表資料等を基に当室作成)

⁴¹ 最終エネルギー消費とは、消費者に利用されるエネルギーの合計のことをいう。最終エネルギー消費と一次エネルギー国内供給は一致しないが、これは、エネルギー転換の際のロス(転換損失)があるためである(詳細については、参考資料「7 一次エネルギー国内供給と最終エネルギー消費」参照)。

ー損失が低く抑えられること等のメリットもある。

一方で、再生可能エネルギー導入に関する主な課題として以下が指摘されている。

(ア) 導入補助金制度

導入補助金制度は、初期の導入コストが割高な段階において、その価格差を直接的に補填するものとして有効であるとされており、平成22(2010)年度予算案には、住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金、新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金等が計上されている42

しかし、年度毎に拠出可能な補助金総額に上限があること、また、単年度の予算制度であるため、制度の継続期間が不明確であり、再生可能エネルギー事業投資家、機器供給メーカー等の投資計画を立てにくくしていることが指摘されている。さらに、補助金制度の運用にかかる行政コストがかさみやすいこと、年度内のある一時期に行政事務が集中すること等の運用上の課題なども指摘されている。

(イ) RPS 制度

RPS 制度⁴³は、エネルギーの安定的かつ適切な供給を確保するため、電気事業者に対して、毎年、その販売電力量に応じて、一定割合以上の新エネルギー(風

力、太陽光、地熱、水力⁴⁴、バイオマスを熱源とする熱⁴⁵等)による発電電力の利用目標量を義務付け、新エネルギーのさらなる普及を図るものである。電気事業者は、自ら新エネルギーにより発電する、あるいは、他から新エネルギーによる電力を購入する等の方法で義務を履行することとされている。

我が国でも、同制度を平成 15(2003) 年から導入しており、各電力会社の利用 目標量は、4年毎に当該年度以降8年間 の目標量を定めることとされ、現在は平 成26年度まで定められている。この目 標量は、年々数値を引き上げており、新 エネルギー等の導入量拡大に有用であ ると評価する一方で、目標量が低いとの 意見もある。

また、同制度は、市場を活用し新工ネルギー間のコスト競争を促すことで、費用対効果の高い導入拡大を実現できるとされているが、天候の影響を受けやすいこと、相対的に導入コストが高い新エネルギーの導入が進まないこと、買取価格の将来予測が困難なため投資回収年数が定まらないこと等が指摘されている。

(ウ) 固定価格買取制度

固定価格買取制度とは、電力会社にエネルギーの一定価格での買取りを義務付けるものであり、主に再生可能エネルギーの普及拡大を目的として、我が国をはじめ、ドイツ、スペイン等で用いられ

⁴² 平成 22(2010)年2月25日現在。以下、平成22年度予算案に関する記述についても同じ。

⁴³ RPS (Renewables Portfolio Standard)制度は、「電気 事業者による新エネルギー等の利用に関する特別 措置法」に基づく、新エネルギー等の利用を義務付 け、新エネルギー等の更なる普及を図る制度。

⁴ 出力 1000kW 以下の水力発電所の原動力として用いられる水力。

⁴⁵ 原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びに これらから製造される製品を除く。

ている。

各国において買取 りの対象とするエ りの対象とする本、買 取期間等は異なる期間等は異なる期間等は異なる期間等は での価格が保証される46 ため、再生可能エネ でのもないでであるないる。

我が国では、平成21(2009)年11月より、

法律に基づく太陽光発電の余剰電力の 固定価格買取制度が導入されている。

同制度では、開始当初の買取価格を、住宅の場合には48円/kWhに設定⁴⁷し、10年間買取価格を固定することとされた⁴⁸。これにより、太陽光発電の導入費用の回収にかかる期間が、新築住宅への設置の場合には10年程度、既築住宅への設置の場合には15年程度に短縮されると試算されている(図 -4-4)。

民主党は、先の総選挙のマニフェスト において、「全量買い取り方式の再生可

46 買取価格は、普及量や生産コストの推移に従って 定期的に見直され、計画的に逓減していくものとされ ている。

47 非住宅(事業所、工場等)用の場合は、24円/kWh、 ダブル発電の場合の一般住宅では39円/kWh、非住 宅では20円/kWh と設定された。

図 -4-4 「太陽光発電の新たな買取制度」による試算

太陽光発電システムのコスト回収の試算

(新築の場合:3.5kWシステム設置モデルケース)

太陽光発電システム 導入費用 約185万円 (約10年間でのコスト回収の内訳) 37万円 国の支援 自宅で消費 余った電力の 費用回収が 前制度 (補助金・減税) した電力料金 売買収入 できない!(約43万円 約35万円 約50万円 約148万円 自治体等の補助 約20万円(平均) 約198万円 国の支援 自宅で消費 新制度 余った電力の売買収入 (補助金・減税) した電力料金 導入後 約100万円 約43万円 約35万円 10年間で費用 回収可能 😀

(経済産業省の資料を基に当室作成)

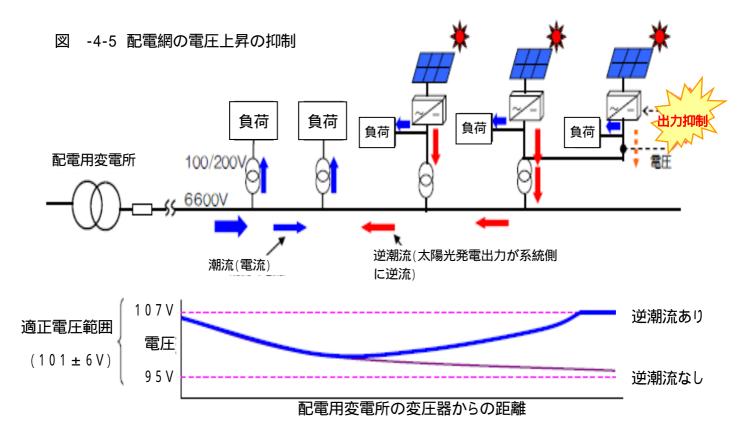
能エネルギーに対する固定価格買取制度を早期に導入する」ことを掲げ、国連気候変動首脳会合における鳩山総理の演説においても、温室効果ガス 25%削減のための一つの手法として、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入」を宣言している。

これを受け、平成 21 (2009)年 11 月、政府は、再生可能エネルギーの全量 買取に関するプロジェクトチームを設 置し、すべての再生可能エネルギーによ る発電電力の全量を買い取る制度(全量 全種買取制度)の是非について検討を進 めている。

再生可能エネルギーの導入拡大の動きの一方で、いくつかの課題が指摘されている。

現行の太陽光発電の新たな買取制度 に関しては、電力会社が買取に要する費 用は、電気料金に転嫁されることになっ ており、月々の国民負担額は一般的な家

⁴⁸ 平成 22(2010)年1月 26 日、経済産業省総合資源 エネルギー調査会新エネルギー部会・電気事業分 科会買取制度小委員会(以下「買取制度小委員会」 という。)において、平成 22 年度の電気買取価格も、 現行と同じ 48 円/kWh で買い取ることが適当であると の結論が得られた。この結論を踏まえつつ、パブリッ クコメント(2月 28 日まで)を実施した上で、平成 22 (2010)年度の買取価格を定めることとしている。



(出所:低炭素電力供給システムに関する研究会(第2回)配付資料「資料3系統安定化対策のオプションについて」)

庭では 100 円未満とされている49が、太陽光発電の設置のための金銭的余裕や場所がない人にとっては、負担だけが増えるとの不満の声も聞かれ、この不公平感を解消する必要がある。

また、検討中の全量全種買取制度が実現した場合、電力会社の買取電力量がさらに増えることが予想され、国民負担が増えるのではないかとの指摘がある。国民負担の増減に限らず、各電力の導入見込み、RPS制度等の他の制度とのバランス等、詳細な制度設計案が示されていないため、政府はこれを早急に提示することが求められている。

さらに、現行の太陽光発電の新たな買取制度の検証結果を踏まえた上で、全量全種買取制度の在り方について検討することの必要性も指摘されている。

(I) 系統安定化対策

a 基礎的な影響と検討状況

太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギー電力は、一部のものを除き、発電出力が天候や風量などの気象条件に左右され変動するという特性を持つ。太陽光発電の導入量が現在(2008年末の累積導入量214万kW)の6倍以上の約1,300万kWを越えると、安定的な電力供給のために系統(電力系統)50安定化対策が必要になるとされている。

系統安定化対策を行わなかった場合

⁴⁹ 平成 22(2010)年1月 26 日、買取制度小委員会(前 掲注 48 参照)において、平成 22(2010)年4月から、 平成 21(2009)年分(制度開始月の 11 月及び 12 月 分)の買取に要した費用の電力料金への転嫁額が審 議され、すべての一般電気事業者において1kWh当 たり1銭未満であったことが確認されたため、実質的 に転嫁されるのは平成 23(2011)年4月以降となっ た。

⁵⁰ 電力の発生から消費に至るまでの発電所、送電線、 変電所、配電線、需要家等の一連の設備が一体的 に結合されたシステム。

には、配電網の電圧上昇の 抑制、余剰電力の発生、出 力の急激な変動等の現象 が生ずる可能性があるこ とが指摘されている。

(配電網の電圧上昇の抑 制)

太陽光発電の余剰電力 が電力系統に逆流すると 配電網の電圧が上昇する。 電圧が基準値を超えると、 電圧を適正に維持するた め、太陽光発電の出力を抑

制する必要がある。これにより、発電電 力量が減少する可能性があることが指

摘されている(図 -4-5)。

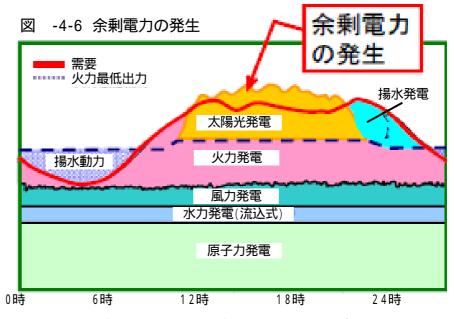
(余剰電力の発生)

電気需要の少ない時期に、ベース供給 力(原子力、水力、火力最低出力)と太 陽光発電の余剰電力量の合計が需要を 上回る可能性があり、電力全体で余剰電 力が発生するおそれがある。これにより、 系統側の電源設備、流通設備の稼働率が 低下するため、コストアップが指摘され ている(図 -4-6)。

(出力の急激な変動)

再生可能エネルギーの大量導入によ り、天候などの影響による出力の大幅な 変動の可能性がある。これにより、電力 の需給バランスが崩れると周波数が適 正値を超えて、電気の安定供給(質の確 保)に問題が生じる可能性があると指摘 されている。

これらの現象に対処するため、政府に



(出所:資源エネルギー庁 再生可能エネルギーの全量買取に関するプロジェクトチーム (第1回)配付資料「資料2再生可能エネルギーの現状と導入促進策について」)

おいては、蓄電池の設置等の対応策が検 討されているところである。

b 注目される対策技術

再生可能エネルギーの大量導入のた めに注目されているのが、スマートグリ ッドである51。

スマートグリッドには、太陽光発電や 風力発電の発電量に応じて、エアコンや 給湯器等の家電機器の稼動を自動的に 調整することができる等の特徴がある。 そのため、IT 技術を活用して効率的に需 給バランスをとり、電力の安定供給を実 現する次世代型の電力送配電網とされ ている。

政府は、「日本型スマートグリッド」 として、2020年に向けた系統対策を進 めるとともに、電力ネットワーク全体と 地産地消の相互補完関係の可能性を見

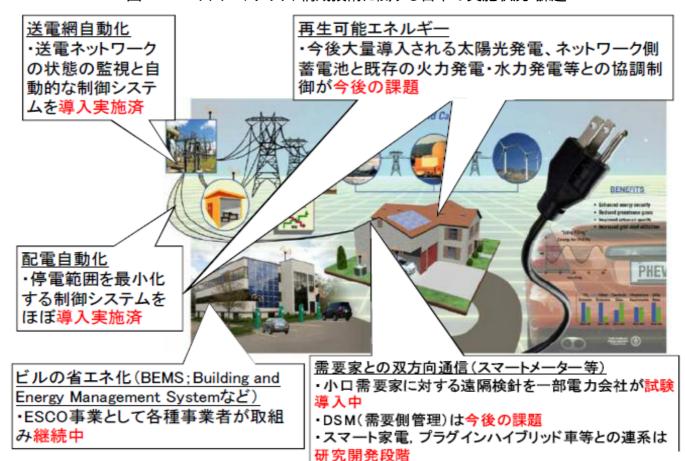
⁵¹ スマートグリッドの導入目的は、国、地域、企業等に より異なり、 停電を減らし信頼性の向上を図るため、 電気料金の着実な回収のため、 再生可能エネ ルギーの大量導入と電気自動車充電インフラの整備 のため等とされている。

据えて、技術的課題、社会コスト最小化の観点から検証を進めることが必要としている。

なお、スマートグリッド構成技術に関する日本の実施状況及び課題については、図 -4-7 に示すとおりである。

これらの系統安定化対策を目的として、 平成 22(2010)年度予算案においては、 「次世代送配電ネットワーク構築に向け た技術開発・実証事業」、スマートグリッドの基盤となるエネルギーマネジメントシステム開発等を目的とした「地域エネルギーマネジメントシステム開発事業(新規)」、新エネルギーを最大限利用するための要となる蓄電池の開発等を目的とした「蓄電複合システム化技術開発(新規)」等が計上されている。

図 -4-7 スマートグリッド構成技術に関する日本の実施状況・課題

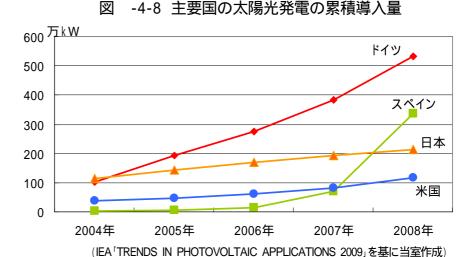


(出所:経済産業省 総合資源エネルギー調査会総合部会基本計画委員会(第1回会合)配付資料「昨今のエネルギー政策を巡る情勢と我が国の課題について」)

(3) 再生可能エネルギー 毎の現状と主な課題

ア 太陽光発電

太陽光発電は、発電装置である太陽電池を利用して、太陽のエネルギーを直接電力に変換して発電するため、運転中は温室効果ガスを排出しないとされている。



(ア) 国際動向

世界全体の太陽光発電導入量は、急激に伸びており、IEA⁵²の PVPS⁵³の参加国の 2008 年 12 月末時点の導入量は 1342.5万kW であり、2007 年時の 787万kW から、倍に達しそうなほどの伸びをみせている。日本は、2004年まで太陽光発電導入量で1位を誇っていたが、2005年にドイツに抜かれ2位になった。 さらに、2008年にはスペインにも抜かれ、現在は3位に後退している(図-4-8)

ドイツでは、1991年から固定価格買取制度を導入しており、2004年には制度の改正が行われ、買取価格の引き上げ等を行ったことにより太陽光発電の投資回収年数が大幅に短縮され、導入量が増加した。

また、スペインでは、1994年から固定価格買取制度を導入しており、2007年6月からは、設備容量100kW超の太陽光発電の固定買取価格を平均82%引き上げることで、インセンティブを大幅に引き上げた。この効果により、2008年、スペインは、太陽光発電総導入量において米国及び日本を抜き2位に浮上している。なお、太陽光発電の累積導入量が規定量に達したために、2008年9月、スペイン政府は、2009年以降に稼動する設備の買取価格の引き下げを決定している。

一方、太陽電池の生産量においては、 我が国は1999年から2007年まで世界 1位を誇っていたが、2008年には、中 国の生産量が急激に伸び、世界2位に転 落している(図 -4-9)。

(イ) 国内動向

a 現状

我が国では、住宅用の太陽光発電設備 設置費の一部を補助する事業(住宅用太 陽光発電補助金)が平成6(1994)年 度から開始され、これにより導入量を延

⁵² IEA(International Energy Agency、国際エネルギー機関)は、加盟国において石油を中心としたエネルギーの安全保障を確立するとともに、中長期的に安定的で持続可能なエネルギー需給構造を確立することを目的としている機関である。現在の加盟国は、豪、加、仏、独、伊、日本、韓国、英、米等、28 カ国である。

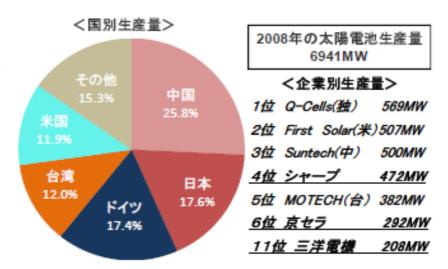
⁵³ Photovoltaic Power Systems Programme の略、太陽 光発電に関し広く先進諸国間の研究能力や情報交 換を進めようとする太陽光発電システム研究協力実 施協定。

ばしてきたが、平成 17(2005) 年度で同事業は終了した(図 -4-10)

その後、政府は、住宅用太 陽光発電システムの価格低下 を促しつつ市場の拡大を図る ことを目的として、平成 20 (2008)年度補正予算に、住 宅用太陽光発電導入支援対策 費補助金を計上し、平成 21 (2009)年1月13日から新 たな補助金交付の募集を開始 した。

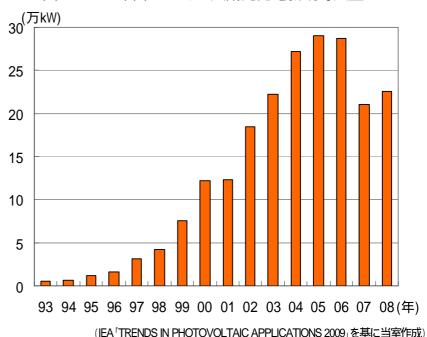
また、同年、政府は、さらなる太陽光 発電の導入を目指し、電力会社に対して、 太陽光発電による電気の買取を含む非 化石エネルギー源の利用を義務付ける ための法律55を制定し、11月1日より、

図 -4-9 世界の太陽電池の生産量(2008年)



(出所:資源エネルギー庁 再生可能エネルギーの全量買取に関するプロジェクトチーム(第1回)配付資料「再生可能エネルギーの現状と促進策について」)

図 -4-10 日本における太陽光発電新規導入量



「太陽光発電の新たな買取制度⁵⁶」を開始している。

こうした政策を講じた結果、国内の太陽光発電の導入量は着実に伸び、平成20(2008)年末の累計では約214万kWに達している。また、平成19(2007)

⁵⁴ 日本弁護士連合会ホームページ「地球温暖化防止対策の強化に向けて」(平成 18年(2006)年11月22日、日本弁護士連合会)

^{55 「}エネルギー供給事業者による非化石エネルギー

源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の 促進に関する法律(平成 21 年法律第72号)」

^{56 57} 頁、「(ウ) 固定価格買取制度」参照。

年末では約 192 万 kW の導入量のうち およそ 8 割の約 155 万 kW を住宅用太 陽光発電が占めていた。

b 主な課題

現在、太陽光発電システムの価格は、3.5kW のシステムを新築住宅に設置した場合には、約185万円とされている。そのため、先に挙げた系統安定化対策⁵⁷による出力不安定の解消や、導入補助金制度⁵⁸、固定価格買取制度等により、太陽光発電を一層普及させ、太陽光発電システムの価格を低下させることが求められている。

その他、現在10~20%とされている 発電の変換効率の向上、パネルの耐久性 の向上、保守点検の徹底等も指摘されて いる。

(参考)

平成 22(2010)年度予算案に計上された主な事業 住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金 (57 頁、「(ア) 導入補助金制度」参照)

太陽光発電システム次世代高性能技術の開発 (新規)

各種太陽電池の要素技術の確立、横断的な材料 開発及び周辺技術の開発の実施を目的とする。

太陽光発電無線送受電技術研究開発委託費 宇宙太陽光発電システムの中核的技術であるマイクロ波による無線送電技術の確立に向けた研究開発の実施を目的とする。

イ 風力発電

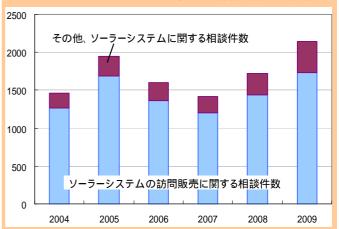
風力発電は、風の力を利用して風車を 回すことによる回転運動を発電機に伝 えて電気を起こすもので、風以外の他の 燃料を必要としないため、運転中は温室 効果ガスを排出しない。また、自然エネ ルギーの中では比較的効率や稼働率が

太陽光発電システム販売をめぐる問題

太陽光発電の導入量の増減に合わせて増減しているものがある。それは、太陽光発電システム(ソーラーシステム)の訪問販売トラブルである。

独立行政法人国民生活センターの資料によると、平成 21 (2009)年4月から平成 22 (2010)年2月24日までの太陽光発電の訪問販売に関する相談は、1,728件であった。平成 20 (2008)年度は、1,437件であり、平成 22年度を1ヶ月残して、すでに前年度を超えている。

国民生活センターに寄せられた ソーラーシステムに関する相談件数推移



(国民生活センター「消費生活相談データベース」で当室 が検索した結果を基に当室において作成。なお、2009年度 のデータは、2010年2月23日更新分までとなっている。)

政府は、平成21(2009)年度に、相談窓口を設ける等の対策を講じているが、今後、全再生可能エネルギーの全量買取制度が導入された場合、さらに同種のトラブルの発生が予想されるため、より一層の対策を進める必要がある。

(参考)国民生活センターに寄せられた相談例

国の補助金が受けられるとの説明で購入したが、補助金対象外であった 補助金の募集件数に限りがあるとして契 約を急がせられた

高く、他の再生可能エネルギーに比べて 発電コストが安価であることから、国際 的に導入促進が期待されている。

^{57 59} 頁、「(I) 系統安定化対策」参照。

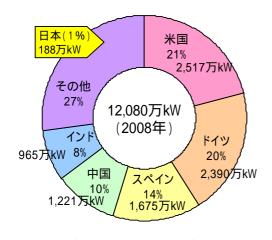
^{58 57} 頁、「(ア) 導入補助金制度」参照。

(ア) 国際動向

世界の風力発電の累積導入量は、 近年急速に増加し、2008年では約 1億2,080万kWに達している。

国別導入量では、米国、ドイツ、スペインが上位を占めている。これらの国々では、電力会社による買取義務を設け、各種の優遇措置を講じて導入を進めている(図-4-11)。

図 -4-11 世界の風力発電導入量



(資源エネルギー庁 再生可能エネルギーの全量買取に 関するプロジェクトチーム(第1回)配付資料「再生可能エ ネルギーの現状と導入促進策について」を基に当室作成)

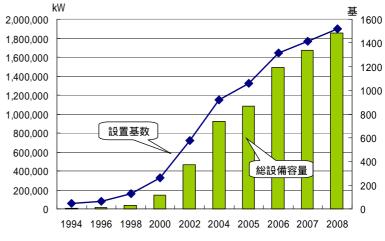
(イ) 国内動向

a 現状

国内の風力発電の導入量は、着実に伸びており、平成20(2008)年度までの総設備容量は約188万kW、設置基数は1,517基に達している(図 -4-12)。

風力発電の導入には、事業用、公共用の導入に対する補助金制度、優遇税制等がある。また、研究開発・実証試験に対する支援も行っているが、平成 20 (2008)年末時点の日本の風力発電導入量は、世界第13位に留まる。これに

図 -4-12 我が国の風力発電導入量



(NEDOの HP データを基に当室作成)

は、日本には平地が少なく地形が複雑であり、風力発電の設置に適した地域が少ないという事情がある。

b 主な課題

また、風況が良く設置に適した地域であっても、自然公園法や自然環境保全法により、対象地域に応じた規制に従い許認可を受けなければならない等、法による規制のために風力発電を設置できないことがある。そのため、規制緩和を求める声もある。また、日本海側を中心に、冬季雷による被害が風力発電事業者の採算を悪化させる事例があり、落雷対策に関する支援が求められている。

この他、猛禽類をはじめとした鳥類が 風車の羽に衝突し死亡する事故(バード ストライク)の防止策、風力発電の稼動 に伴う騒音対策、低周波音による健康へ の影響等の検討も必要とされている。

近年では、風況が良く、生態系への悪 影響が懸念されない等の適地を陸上で 確保することは困難として、大きな賦存 量を有する洋上風力についての期待が 上昇しており、平成22(2010)年度予 算案には、「洋上風力発電実証事業(新規)」が計上されている。

(参考)

平成 22(2010)年度予算案に計上された主な事業 洋上風力発電実証事業(新規)

洋上風力発電システムの導入に関する、環境影響の把握や地域への受容性を評価した上で、実海域における実証事業を行い、洋上風力発電システムの早期実用化を促進することを目的とする。

次世代風力発電技術研究開発

主に陸上における風力発電の導入に関し、我が国特有の気象・地形等に一層適合した技術開発の実施を目的とする。

ウ地熱利用

地熱利用には、地熱による発電と熱利用とがある。

地熱発電は、地下深部に浸透した雨水 等が地熱により加熱され、高温の熱水と して貯えられている地熱貯留層から、坑 井により地上に熱水・蒸気を取り出し、 タービンを回して電気を起こすシステ ムである。

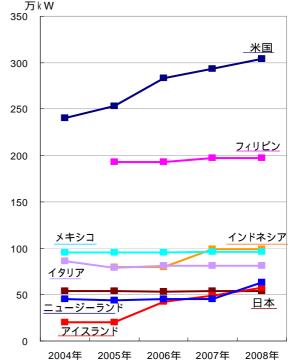
地熱利用は、地熱貯留層から取り出した熱水や蒸気を熱として利用するもので、温泉としての利用のほか、施設園芸加温等の事例がある。

义

(ア) 国際動向

国際的には、活火山数が多く地熱資源を豊富に所有する米国、フィリピン、インドネシア等の国々で地熱発電が用いられている。また、これらの地熱資源保有国は、大規模な開発目標を掲げ、地熱発電の開発に積極的に取り組んでいる(図 -4-13、表-4-2)。

図 -4-13 主要国の地熱発電設備容量



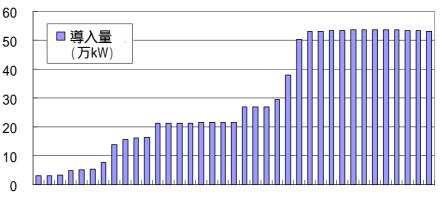
(IEA Geothermal Energy Annual Report 2004,2005,2006,2007,2008 を基に当室作成)

表 -4-2 主要国の地熱資源保有量

	活火山数(個)	地熱資源量 (万 kW)
インドネシア	150	2779
米国	133	2300
日本	100	2054
フィリピン	53	600
メキシコ	35	600
アイスランド	33	580
ニュージーランド	19	365
イタリア	14	327

(資源エネルギー庁 地熱発電に関する研究会(第1回)配付資料「地熱発電の開発可能性」を基に当室作成)

-4-14 我が国の地熱発電導入量



71 73 75 77 79 81 83 85 87 89 91 93 95 97 99 01 03 05 07 (資源エネルギー庁『平成 20 年度エネルギーに関する年次報告 (エネルギー白書 2009)』のデータを基に当室作成)

(イ) 国内動向

a 現状

国内では、平成20(2008)年度までに18地点で地熱発電所が稼動しており、 発電導入量は約53万kWである。地熱 発電は、安定的な発電が可能であり、技 術的にも成熟している。また、事業用、 公共用の地熱発電の導入には国による 補助制度も活用することができる。

しかし、我が国の地熱発電は第2次石油ショックを契機に増加したが、近年、設置が停滞している(図 -4-14)。

b 主な課題

地熱発電の設置が停滞している主な 理由としては、開発リスクと開発コスト を挙げることができる。

開発する際には、地下深部の調査を行い、取得可能な蒸気量の予測等を含めた発電計画の策定が必要であるが、開発の結果、計画通りの蒸気量が確保できない等の開発リスクが伴う。

そのため、地熱発電の設置を促進していくためには、精度、信頼性の高いデータを整備することが重要であり、探査技術の向上等が望まれている。

また、地熱発電は開発コストが高く、 経済性の面で開発のインセンティブが 働きにくい状況にある。コストの増加要 因としては、開発のリードタイムが通常 10年かかり、人件費や金利等がかさむ こと、調査・開発段階で多数の坑井を掘 削する必要があり多額の費用を要する こと、地熱発電の特性からその立地が火 山帯のある山岳地域である場合が多く、 基幹送電線から離れているため、新規送電線の建設が必要な場合があり多額の費用を要すること等が挙げられる。

そのため、初期開発コスト低減に資するために、地熱発電開発補助金の補助率、補助対象の拡充等を図ることも効果的であるとの指摘がある。

(参考)

平成 22(2010)年度予算案に計上された主な事業 中小水力・地熱発電開発費等補助金

初期投資額を低減させるため建設費の補助等を行い開発を促進することを目的とする。

温泉施設における温暖化対策事業(新規) 温泉の熱や温泉の採取に伴い発生するガスを活 用し温暖化対策を図ることを目的とする。

工 水力発電

水力発電は、河川等の水の落差を利用して水車を回し発電する。そのため、水自体を消費することはなく CO2も排出しない。

(ア) 国際動向

水資源に恵まれているノルウェーや カナダでは、水力発電設備容量が総発電 設備容量のそれぞれ98%、59%を占め ている。その他に、水力発電設備が多い 国としては、中国、米国、ロシア、日本 等が挙げられる。

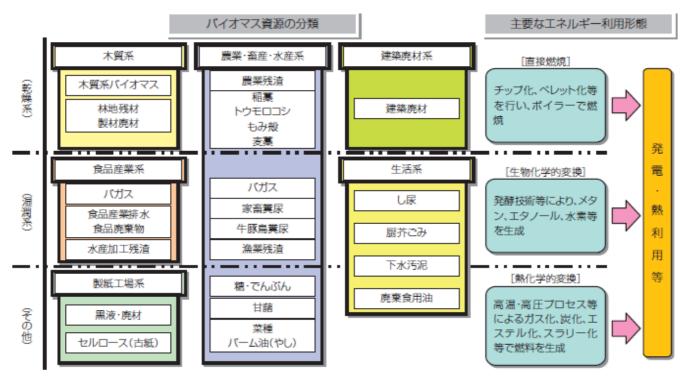
(イ) 国内動向

a 現状

平成 20 (2008)年度までの国内における水力発電の発電導入量は、約 4,764万 kW である。水力発電は、安定的な発電が可能であり、国内の技術も成熟している。

近年、国内では、大規模なダム建設を 伴わない中小水力発電に注目が集まっ

図 -4-15 バイオマス資源の分類及び主要なエネルギー利用形態



(出所:資源エネルギー庁『平成20年度エネルギーに関する年次報告(エネルギー白書2009)』)

ている。

b 主な課題

水力発電は、長期安定的に発電を行うことによって費用回収が可能とされているが、近年では、開発対象となる新規地点の奥地化、小規模化が進み、採算性が厳しい状況にあり、水力発電事業の発展を阻害する要因となっている。このため、初期投資負担を軽減するための支援策の検討が求められている。

また、経済性に乏しい中小水力の開発 を促すため、低コストで簡易な発電シス テムの技術の開発に取り組むことによ り、経済性の向上を図ることも必要であ るとされている。

さらに、大規模水力発電の開発から、 中小規模水力発電の開発への移行に伴い、担い手もこれまで複数地点の開発を 進めてきたいわばプロフェッショナルから、地方自治体や水道局等の地域密着型の水力発電初心者になることから、関係する規制について、開発規模や開発主体の変化を考慮した手続きの明確化や簡素化に向け、きめ細やかな制度設計・運用を行うことが求められている。

(参考)

平成 22(2010)年度予算案に計上された主な事業中小水力・地熱発電開発費等補助金 初期投資額を低減させるため建設費の補助等を行い開発を促進することを目的とする。

オ バイオマス

バイオマスとは、再生可能な生物由来 の有機性資源で化石資源を除いたもの である(図 -4-15)。

バイオマスを利用するものとして、バ イオマス発電⁵⁹、バイオマス熱利用⁶⁰、

⁵⁹ バイオマスを直接燃焼、生物化学的変換、熱化学 的変換させる等、それぞれのバイオマスに適したエ

図 -4-16 我が国のバイオマス賦存量・利用率(2008年)



(出所:農林水産省地球温暖化対策本部(第1回)会議後公表資料「農林水産分野における地球温暖化対策について」)

バイオマス燃料製造61がある。

バイオマスは、燃焼することにより CO2を発生させるが、植物は CO2を吸収 して成長することから、トータルで見る と大気中の CO2は増加しない「カーボン・ニュートラル」な再生可能エネルギーとされている。

バイオマスは、石油などの化石資源が 21世紀中にも枯渇してしまう可能性が あると指摘されている中、近年の原油価 格の高騰といった状況も重なり、石油に 代替するエネルギー源として関心が高 まっている。

ネルギー変換技術により、発電に利用することをい

(ア) 国際動向

2006年のバイオマス利用状況は、世界全体で一次エネルギー供給の約10%を占めており、経済協力開発機構(OECD)諸国では約3.5%、非OECD諸国では約16.1%を占めている。また、バイオマス導入を政策的に推進する国も多くなってきている。

(イ) 国内動向

a 現状

平成 18 (2006)年度までの国内におけるバイオマス発電(廃棄物発電を含む)の導入量は原油換算で 290.5 万 klであり、バイオマス熱利用は原油換算で 156 万 kl であった。

b 主な課題

平成20(2008)年における我が国の バイオマス賦存量からみると、未利用量 が多く、今後の活用が期待されるが、無

⁶⁰ バイオマスを直接燃焼した際に廃熱ボイラから発生する蒸気の熱を利用すること、バイオマスを発酵させた際に発生するメタンガスを都市ガスの代わりに燃焼して利用すること等をいう。

⁶¹ ペレット等の固体燃料、バイオエタノールやバイオディーゼル燃料(BDF)等の液体燃料、バイオガス等の気体燃料等、様々な形態のバイオ燃料をバイオマスから製造することをいう。

尽蔵の太陽光と異なり、有限な資源であり、供給量と価格の変動を伴うという点に留意が必要であることが指摘されている(図 -4-16)。

また、太陽光や風力などは、そのものが燃料になるため、燃料調達コストがかからないが、例えば、未利用間伐材等を利用する場合には、伐採、集材、運搬など調達段階で発生する費用、CO2の排出が大きな問題となる。

その他、未利用バイオマスの活用促進 のための研究開発や環境整備も期待さ れている。

(参考)

平成 22(2010)年度予算案に計上された主な事業 新エネルギー技術研究開発(バイオマスエネル ギー等高効率転換技術開発を含む)

セルロース系原料から、より低コストで高効率なエネルギー化を可能にする先進的・革新的な新技術の開発を目的とする。

戦略的次世代バイオマスエネルギー利用技術 開発事業(新規)

バイオマスのガス化及び液体化(BTL)、バイオガスの円滑な利用等に関する技術の開発を目的とする。

カー太陽熱利用

太陽熱利用には、太陽熱発電⁶²と太陽 熱利用⁶³とがある。

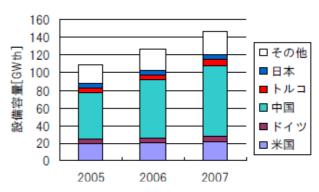
太陽熱利用機器は、エネルギー変換効率が高く、再生可能エネルギーの中でも設備費用が比較的安価で対費用効果面でも有効である。

(ア) 国際動向

近年、国際的に太陽熱利用機器の導入

量が伸びている。2007年の主要国の新規導入量では、中国の導入量が圧倒的に多く、それに続くのは米国となっている(図 -4-17)。

図 -4-17 太陽熱利用導入量



- 1 2006 年は、2007 年までの累積導入量から 2006 年における新規導入量を引いたもの
- 2 2005年は、 1から 2005年における新規導入量を引いたもの

(出典) IEA Solar Heating & Cooling Programme, "Solar Heat Worldwide" (2009)

(地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ検討会エネルギー供給WG(第1回)配付資料「国内外における再生可能エネルギーの現状と導入目標」を基に当室作成)

中国では、支援策は実施されていないが、太陽熱利用機器を比較的安価に導入できること、国内太陽熱産業が発展していること、豊富な資源量があること等を要因に普及している。

また、ドイツでも近年の手厚い政策支援により普及が拡大している。

(イ) 国内動向

a 現状

現在市販されている太陽熱利用機器は、ソーラーシステムと太陽熱温水器の二つに大きく分けられている。以前は、集熱器とお湯を貯める部分が一体の、太陽熱を集めて温水を作る太陽熱温水器が主流であったが、集熱器とお湯を貯め

[©] 太陽光を集熱器で集め、それにより高温高圧の蒸気を作りタービンを回すことで発電する。

[∞] 太陽熱温水器あるいはソーラーシステムで温水や 蒸気を作り、給湯や暖房等の熱利用を行う。

900 (千台) (100 円/kl) 太陽熱温水器 —— 原油輸入価格 800 800 ソーラーシステム 700 700 600 600 500 500 400 400 300 300 200 200

1

3

5

62

図 -4-18 太陽熱利用機器販売台数推移(昭和50年~平成20年)

(社団法人ソーラーシステム振興協会 HP データを基に当室作成)

13

15

17

11

100

19 (年)

る部分が完全に分離したソーラーシステムも導入されている。現在までの技術開発により、給湯に加え、暖房や冷房にまで用途を広げた高性能なソーラーシステムも開発されている。

56

58

60

100

0

50

52

54

平成 20 (2008)年までの我が国の太陽熱利用機器の累積出荷台数は、ソーラーシステムが約 63 万台、太陽熱温水器が約 668 万台となっている⁶⁴。

我が国において太陽熱利用機器は、昭和54(1979)年の第2次石油ショックの際、国の低利融資や補助金制度により急激に普及したが、円高、1990年代の石油価格の低位安定、エコキュート・太陽光発電等競合する他の製品の台頭等を背景に普及台数は年々減少している。

平成 14 (2002)年度からは、住宅用 太陽熱利用機器の導入促進策として、設

(http://www.ssda.or.jp/energy/result.html)

置費用に対する補助金交付事業が開始されたが、著しい増加傾向は見られず、 平成 17 (2005)年度をもって事業は終了した(図 -4-18)。

b 主な課題

太陽熱利用機器の導入における課題としては、我が国の年間日射量や日射強度では、常に高温の熱を太陽から得ることは難しいこと、重量があり屋根の強度が足りない場合があること等が挙げられる。今後、太陽熱利用の促進のため、一層の高効率化、軽量化、コストの引き下げ等が必要とされている。また、建築物の新築・改増築時に、暖房や給湯等の熱需要の一部を太陽熱利用で行うことを義務付けることで促進を図れるのではないかとする提案等もある。

なお、平成 21 (2009)年度補正予算 の成立に伴い、家庭用太陽熱利用機器の リース事業者に対して、同機器及び工事

^{64 (}社)ソーラーシステム振興協会 HP「太陽熱利用機 器販売台数推移」

費の2分の1を補助することにより、リース料の低減を図る「家庭用太陽熱利用システム普及加速化事業⁶⁵」が開始されることとなっており、太陽熱利用機器の設置件数の増加が期待される。

(参考)

平成 22 年度予算案に計上された主な事業 太陽熱高度利用システムフィールドテスト事業 太陽熱利用システムについて、実フィールドにおける実証研究を目的とする。

⁶⁵ 平成 22 年度予算案においては、同事業は計上されていない。

5 その他

温室効果ガスの 1990 年比 25%削減という目標の達成を目指すためには、エネルギー効率の高い既存技術の世界的普及のみならず、太陽電池、燃料電池、バイオマス、CO2回収・貯留(CCS)等の革新的技術のさらなる加速と、ブレークスルー技術が必要とされる。

また、発電過程で CO2を発生させない原子力については、温暖化対策としてどのような取扱いをするかについて様々な議論がある。

ここでは、CCS等の主な革新的技術と原子力発電について触れたい。

(1) CCS 等の革新的技術

ア ガス化複合発電(IGCC)⁶⁶と CCS

(ア) IGCC 及び CCS とは

IGCC とは、石炭を高温のガスにしてガスタービンを回し、さらに、排熱により蒸気タービンを回すことにより、発電効率を高める技術である(図 -5-1)。発電効率については、従来の石炭火力が42%程度であったのに対し、48~50%程度まで向上させることが可能であるとされることから、温暖化対策として期待されている。また、これまで未利用であった低品質の石炭の利用が可能となるというメリットがあると言われている。

一方、CCS は、火力発電所や天然ガス

鉱山などから人為的に排出されるガス中の CO_2 を分離・回収し、これを地中 (海底下を含む)や海洋に送り込み、長期間にわたり貯留・隔離することにより、大気中への CO_2 放出を抑制する技術である(図 -5-2)

IGCC において、石炭から発生するガスは、CO2と水素(H2)であり、このうち H2はガスタービンを回すための燃料となる。残った CO2は、CCS 技術により、分離・回収し、地中等に貯留・隔離することで、CO2の発生を抑制することが期待されている(図 -5-3)

(イ) 我が国の取組

石炭は、世界中に広く賦存し、かつ埋蔵量が多いことから、安定供給が見込める重要なエネルギー資源として活用されている。しかし、温暖化対策の観点からみると、単位発熱量当たりの CO2発生量が石油等に比べて多いため、その利用に当たっては、CO2の排出を最大限抑制した方法で行うことが求められている。

また電力の供給面でみた場合、石炭火力発電は我が国の発電電力量の約25%を占めており、IGCC等による発電効率の向上に加え、CO2の回収・貯留を行うことが、CO2の大幅な削減を行うためには必要であるとの認識が広まりつつある。

⁶⁶ IGCC∶Integrated coal <u>G</u>asification <u>C</u>ombined <u>C</u>ycle の略

図 -5-1 IGCC の概要

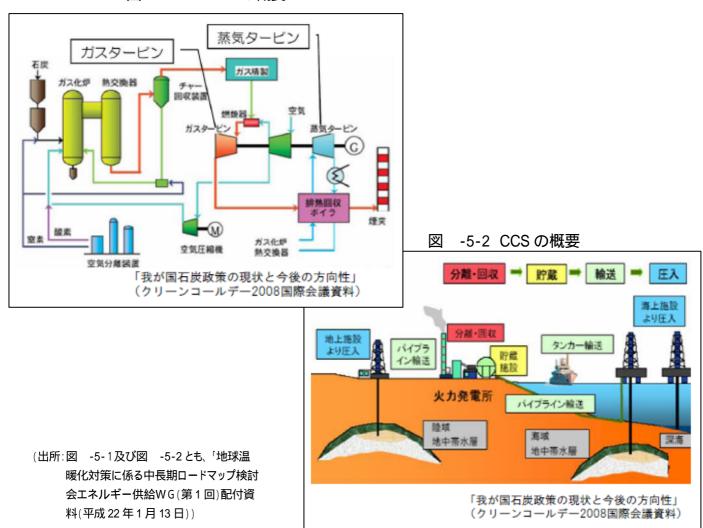
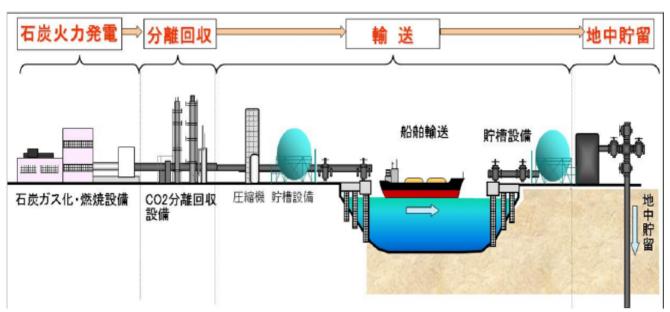


図 -5-3 発電から CCS に至るトータルシステムの概要



(出所:総合資源エネルギー調査会鉱業分科会クリーンコール部会報告「我が国クリーンコール政策の新たな展開2009」(平成21年6月))

IGCCへの取組は古く、昭和61年度に電力9社、電源開発及び電力中央研究所の共同で「石炭ガス化複合発電技術研究組合」が設立されてから、常磐共同火力勿来(なこそ)発電所構内に設置された施設(パイロットプラント)において、国の補助を受けて実証実験が行われてきた。平成20(2008)年9月には2000時間の連続運転に成功しており、2015年頃に実用化の見込みとされている。

CCS については、平成 12 (2000)年度から、経済産業省の補助事業として、財団法人地球環境産業技術研究機構(RITE)により、新潟県長岡市において実証実験が行われてきた。2015年頃に技術が確立され、2020年頃から本格運用の見込みとされている。

これらの技術については、平成20年7月に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」において、CO2の分離・回収コストの低減やIGCC技術と併せて、CO2をほぼ排出しないゼロエミッション石炭火力発電の実現を目指すとされていた。

平成 21 (2009)年 10 月に総合科学技術会議がまとめた「平成 22 年度の科学技術に関する予算等の資源配分の方針」では、「温室効果ガス 25%削減に向けた革新的技術、新産業の創出」として、CO2回収・貯留(CCS)等の革新的技術のさらなる加速が必要と位置付けられるとともに、同年 12 月に閣議決定された「新成長戦略」の中でも「グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略」において、火力発電所の効率化等の革新的技術開発の前倒しが指摘される等、積極的に取り組んでいくこと

が示されている。

また、CCSについては、2009年11月の日米首脳会談において、エネルギー・環境分野での技術開発分野での協力を推進することとされ、その中で、CCS技術が重要とされている。CCS-EOR(石油増進回収)に関連し、中国でも、我が国のクリーンコール技術と併用したCCSへの我が国の関与、協力が期待されている。

なお、小名浜火力発電所環境影響評価準備書に対する平成21年5月の環境大臣意見では、「今後計画される石炭火力発電所は、その時点で採用可能なIGCC、CCS等の最高水準の技術を用いて、二酸化炭素の排出を最大限抑制したものとするよう求めること。」とされている。

(ウ) 諸外国の取組

依然として世界の主要電源である石炭火力について、我が国だけでなく、各国ともCCSやIGCC等の技術開発に積極的に取り組んでいる(表 -5-1)。

表 -5-1 各国の技術開発動向 技術開発動向(IGCC/CCS)

エネルギー省、石炭利用研究協議会、米国電力研究

N/	所がロードマップを発表。ガス排出目標、効率目標、
米国	コスト目標を設定している。
	複数の CCS プロジェクトに対して、総額 2.9 億ドル
	の補助を発表している。
	欧州理事会において、エネルギー・気候変動政策パッ
	ケージが最終合意。 CCS の法的枠組みを設定し、定格出
_	力 300MW 以上の新設化石燃料プラントを対象に、CCS
ᇤ	設備設置のためのスペースを確保することを義務化。
٥	2020 年までに商業的に実現可能な CCS 技術を保持
	することを目指した、ゼロエミッション化石燃料発電
	プラントに関する EU 技術プラットフォームを設立。
	政府は CCS 等に関する研究機関を設立し、多数の
豪	炭素回収、貯留、隔離等の実証実験を実施・計画。
	石炭発電由来の温室効果ガス排出削減を目指すパ
州	ートナーシップ (COAL21) において、2030 年までの

(出所:地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ検討会エネルギー供給WG(第1回)配付資料(平成22年1月13日))

として位置付け、研究開発を後押し。

アクションプランを作成。CCS や IGCC 等を優先技術

(I) 課題

(IGCC 導入における課題)

IGCC については、安定運転に係る信頼性の確保や低コスト化、また電力需要に応じ機動的に出力を増減させる性能(負荷追従性)の向上等の課題が指摘されている⁶⁷。

(CCS 導入における課題)

CCSの実用化に向けても、多くの課題が指摘されている。

環境面

環境面では、貯留された CO2が漏洩した場合の環境、生態系への影響が懸念されている。IPCC の特別報告書⁶⁸では、貯留地点を適切に選定した場合、CO2が漏洩する可能性は 100 年を経過しても非常に低いとしているが、長期的に見た場合には漏洩の可能性がゼロとはいえないことや、長期間にわたる CO2の貯留の際に、漏洩その他の問題が起きた場合の責任の所在が不明確であることなどが問題視されている。このため、リスク評価や環境影響評価等を通じ、社会的合意形成を図っていく必要がある。

経済面

(コスト低減)

現状の技術では、CO2を分離し、地中

に貯留するには CO 2 1 トン当たり 7,000 円~1万5,000 円のコストが必要 と試算されている。特に CO 2 の分離・回収はコストの過半を占めるため、その低コスト化はとりわけ重要な技術的課題になっている。このコスト低減については、「低炭素社会づくり行動計画」における革新的技術開発のロードマップでは、分離・回収コストを 2015 年頃にトン当たり 2,000 円台、2020 年代に1,000 円台に低減することを目指しており、低コスト化に向けた技術開発の一層の推進が求められている。

(技術協力と技術移転)

気候変動問題の解決のためには、革新的技術の実用化・商業化が必要不可欠であり、CCS 等の大型実証研究やその基盤となる基礎的研究開発の実施が不可欠となっている。しかし、これらの研究開発には巨額の費用等が必要となり、国際的連携を持つことが求められている。

また、CCS 等の低炭素型の技術に対する需要は今後ますます高まることが想定されるため、我が国が費用と時間をかけて開発してきた技術が国内で実用化・商業化されるとともに、海外でも評価され正当な対価が得られる形で、技術移転が進むことが望まれている。

イ燃料電池

(ア) 燃料電池とは

燃料電池は、水素と酸素とを化学的に 反応させることによって直接電気を発 生させる小型の発電装置である。燃料と なる水素は、天然ガス・LP ガス、石炭、 石油等の化石燃料、製鉄や石油精製など

⁶⁷ 低炭素電力供給システムに関する研究会「低炭素電力供給システムの構築に向けて 低炭素電力供給システムに関する研究会報告書」(2009 年7月)

⁶⁸ 平成 17(2005)年に公表された、IPCC の CCS に関する特別報告書のことをいう。100 年後に貯留した CO2が 99%以上留まる確率は 90~99%としている。 なお、全世界の CO2貯留可能量は、地中貯留については約2兆トンと推定され、現在の世界の CO2排出量の約80年分に相当するとの指摘もある。

のプロセスで生じる副生ガス、電力による水の電気分解など多様なエネルギー 源から作ることができる。

特に、発電の際には CO2を発生しないこと、また、発電効率が 30~60%と高く、コージェネレーション・システム(熱電併給システム)として利用した場合には理論的には総合エネルギー効率が80%程度となること等から、強力な温暖化対策として注目されている。

(イ) 我が国の取組

燃料電池は、平成20年3月に策定された「Cool Earth - エネルギー革新技術計画」において、CO2の大幅削減のために重点的に取り組むべき革新技術の1つに選定され、また、昨年(平成21年)12月に閣議決定された政府の「新成長戦略」のうち、「グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略」の中においても、その重要性が言及されている。

(家庭用燃料電池)

家庭用燃料電池は、家庭における省エネルギーや CO2排出削減への大きな効果が期待されている。我が国では、愛称を「エネファーム」とした家庭用燃料電池が、2009年5月に世界で初めて市販されている(右上写真参照)。

経済産業省では、家庭用燃料電池の普及のため、平成 21 年度から補助金の助成を開始しており、2009 年 5 月 22 日の受付開始から、2010 年 2 月 26 日時点で 4,160 台を超える応募があった⁶⁹。



エネファーム(一般社団法人燃料電池普及促進協会 HP)

(燃料電池自動車)

燃料電池自動車は、走行時に温室効果ガスを一切排出しないため、CO2総排出量の約2割を占めている運輸部門からの排出削減方策として期待されている。

現在、経済産業省の「水素・燃料電池 実証プロジェクト」により、燃料電池自 動車と水素ステーションの実用化を目 指して研究・活動が行われている。

(ウ) 諸外国の取組

燃料電池については、米国や欧州においても国家レベルで基礎研究から技術開発、実証研究の取組が行われており、さらに、我が国と同様に2015年からの燃料電池自動車の一般普及を目指しているとされる。

また、燃料電池の普及に欠かせない高性能蓄電池についても、米国、欧州、アジアにおいて開発が国家レベルの支援を受け活発化してきている。

⁶⁹ 一般社団法人燃料電池普及促進協会 HP

(I) 課題

家庭用燃料電池は、製造コストが1台当たり約300~350万円(平成21(2009)年3月末現在)と高く、国からの補助を受けても200万円台となることから、今後普及拡大していくためには、さらなる低コスト化、信頼性の向上が必要とされる。特に家庭用燃料電池のコストの半分近くを占めているのがセンサーやポンプ等の周辺部品であることから、これら周辺部品の低コスト化や高性能化について早期に進めていくことが求められている。

また、燃料電池自動車についても、製品化された車の価格は1億円台と相当高く、リースしたとしても年間数百万円かかるとも言われており、低コスト化を図っていくことが求められている。

このほか、普及の課題として、高性能蓄電池(バッテリー)の開発の重要性も指摘されており、我が国が世界各国に先駆けて次世代自動車等を本格的に普及させるためには、高性能蓄電池の早期開発も求められている。

(2) 原子力発電

ア 原子力発電の現状

我が国では、53 基、合計出力 4,793.5 万 kW の商業用原子力発電所が運転されており(2009 年 1 月 1 日現在)、 米国、フランスに次ぎ、世界で 3 番目の原子力発電国となっている。2007 年度の原子力発電電力量は、我が国の総発電電力量の 25.6%を占めている。

世界では、550基、合計出力3億9,044 万 kW の原子力発電所が運転されている(2009年1月1日現在、表 -5-2)。

表 -5-2 世界の原子力発電量 2009年1月1日現在(単位:万kW)

	国	出力	基数
1	米国	10630.2	104
2	フランス	6602.0	59
3	日本	4793.5	53
4	ロシア	2319.4	27
5	ドイツ	2145.7	17
6	韓国	1771.6	20
7	ウクライナ	1381.8	15
8	カナダ	1328.8	18
9	英国	1195.2	19
10	スウェーデン	938.4	10
·	その他	5937.8	90
	合計	39044.4	550

((社)日本原子力産業協会 HP「世界の原子力発電開発の現状」を基に 当室作成)

各国の原子力発電所の建設は、1979年の米国スリーマイルアイランド原子力発電所事故、1986年の旧ソ連チェルノブイリ原子力発電所事故等を契機に停滞していた。しかし、近年、温暖化対策やエネルギー安定供給などを目的として、多くの国で、原子力見直しの機運が高まり、アジア地域では、原子力発電

設備容量が増加しており、また、原子力 発電所の新規建設が少ない欧米地域に おいても、出力増強や設備利用率の向上 によって、発電電力量は増加傾向にある。

ドイツやスウェーデンなどの国においても、脱原発路線が見直されつつある。

ドイツでは、改正原子力法が 2002 年に成立し、当時運転中であった国内 19基の原子炉を 2020年頃までに全廃するとしていた。しかし、2005年9月の連邦議会選挙の結果、原子力推進派のキリスト教民主党・社会同盟と、脱原子力派の社会民主党による大連立政権が誕生し、前政権の脱原子力政策が継続されているが、国内には脱原子力政策に対する批判もある。また、メルケル現首相は、原発の稼動期間の延長に意欲を示しているため、先行きは不透明な情勢である。

スウェーデンでは、1980年に、国民 投票の結果を踏まえて 2010 年までに 原子力発電所を全廃させることとして いた。しかし、2006年9月の総選挙で 脱原子力派の社会民主党が敗北して誕 生した中道右派4党による連立政権は、 脱原子力政策を引き継がなかった。その ため、原子炉の閉鎖を行わず、かつ、新 規建設方針を打ち出している。

なお、米国では、オバマ大統領が 2010 年の一般教書演説で、「雇用創出の観点 から安全でクリーンな原子力発電所を 米国内に建設する」と表明している⁷⁰。

イ 我が国の取組

平成 17 (2005)年 10 月、原子力委員会により策定された「原子力政策大綱」において、原子力発電は、エネルギー安全保障の確保や温暖化対策の観点からその重要性が増しており、我が国では引き続き、原子力発電を基幹電源として位置付けその推進を図り、2030年以降も総発電電力量の30%~40%程度という現在の水準程度かそれ以上の供給割合を原子力発電が担うという基本目標が示された。政府は、これを原子力政策の基本目標として閣議決定した。

同基本目標を実現するための具体策について、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会原子力部会が開催され、平成 18 (2006)年8月、「原子力立国計画」がとりまとめられている。

政権交代後の平成 21 (2009)年 12 月 30 日に閣議決定された「新成長戦略」においても、グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略の一つとして、「安全を第一として、国民の理解と信頼を得ながら、原子力利用について着実に取り組む」と政府としての方針が明記されている。

ウ 原子力発電所の設備利用率の低迷

日本の原子力発電の設備利用率は、平成 20(2008)年には約 60%となっており、主要利用国と比較すると低位で推移している(図 -5-4)

これは、平成 14 (2002)年以降に電 気事業者の不正問題が発生したことを

⁷⁰ 高レベル放射性廃棄物を永久地層処分する最終処分場の候補地として指定されたネバダ州のユッカマウンテンにおける処分場建設事業の予算は廃止予定であり、米国のバックエンド政策の在り方を予算、環境、経済の面から包括的に検討を行う有識者会合を設置し、2年以内に報告書を取りまとめることとされ

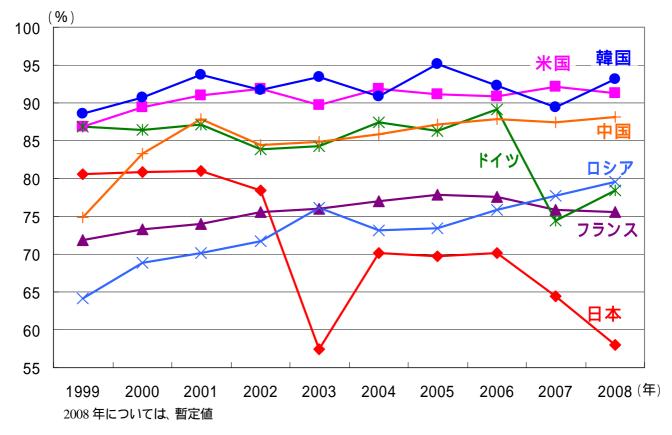


図 -5-4 世界の主な国の原子力発電所の設備利用率の推移

((独)原子力安全基盤機構「原子力施設運転管理年報 平成21年版(平成20年度実績)」を基に当室作成)

受けた定期検査の長期化や、平成 19 (2007)年の新潟県中越沖地震による柏崎刈羽原子力発電所の全基運転停止等による影響が出ているためである。

なお、柏崎刈羽原子力発電所では、東京電力により、原子炉建屋等すべての号機について 1,000 ガルの揺れ(中越沖地震において、発電所の基礎盤面上で観測された最大観測値は 680 ガル)を想定した耐震工事が実施され、7号機は平成 21(2009)年12月28日に、6号機は平成22(2010)年1月19日に運転が再開されている。

工課題

温暖化対策を進める上での原子力発電のメリット・デメリットは、表 -5-3 のように整理できる。

原子力発電は、発電の際に CO2を排出せず、ライフサイクル全体でも他の発電技術に比べて排出される CO2が少ないとされている。

一方で、核燃料製造や使用済み核燃料の処理、保守点検・放射性物質管理等において、大量の電力を消費することや、運転停止中のものについても、原子炉冷却用のナトリウムが固まらないよう、加熱するための大量の電気が使用されるなど、多くの CO2を排出していることが指摘されており、ライフサイクル全体

での CO2排出量は、本当に他の発電技術に比べて少ないのか疑問であるとの指摘もある。

また、仮に、現在原子力に依存している電力のすべてを再生可能エネルギーで代替すると、原子力発電の方が発電コストが安いため、電気料金が上がる可能性が指摘されている。そのため、電力に占める再生可能エネルギーの割合を高めていくと同時に、今後も一定程度原子力発電を利用していく必要があるとの意見がある。

一方で、地震による影響も含め、原子力発電における安全性の確保や放射性廃棄物処理問題、そしてコスト面等、原子力発電については、今後解決すべき問題が残されており、これらへの対応が求められている。

表 -5-3 メリット・デメリット

	原子力発電は、発電の際に CO2を排出せ
	ず、発電所の建設、燃料の製造等のライ
×	フサイクルに伴い発生する CO2を考慮
メリッ	しても他の発電技術に比べて少ない
	発電コストが風力発電などの再生可能
7	エネルギーよりも安い
	核燃料サイクルを利用すれば資源枯渇
	の心配がない
1	事故により外部へ放射線や放射性物質
デメリ	が漏れる可能性がある
IJ	放射性廃棄物を長期間にわたって適切
つか -	に管理し処分する必要があるが、この放
_	射性廃棄物の処理方法が未確立である

(各種資料を基に当室作成)

(参考資料)

目 次

- 1 「新成長戦略(基本方針)~輝きのある日本へ~」(抄)
- 2 国際排出量取引で取得・移転が行える排出枠・クレジットの種類
- 3 排出量取引の価格気配動向
- 4 OECD環境統計における環境関連歳出と税制
- 5 国・地方の自動車関係諸税の内訳
- 6 エネルギー課税の状況
- 7 一次エネルギー国内供給と最終エネルギー消費

1 「新成長戦略(基本方針)~輝きのある日本へ~」(抄) (平成 21 年 12 月 30 日 閣議決定)

1 .「新需要創造・リーダーシップ宣言」

(中略)

(課題解決型国家を目指して:二つのイノベーション)

第一の課題は、地球温暖化(エネルギー)対策である。世界最高水準の低炭素型社会の実現に向けて社会全体が動き出すことにより、生活関連や運輸部門、まちづくりなど幅広い分野で新しい需要が生まれる。

(中略)

こうした体制を作り出す政府の役割も成長戦略の鍵となる。「グリーン・イノベーション」、「ライフ・イノベーション」などを戦略的なイノベーション分野として人材育成や技術開発を後押しするほか、需要を創造する、同時に、利用者の立場に立った、社会ルールの変更に取り組む。そして、政府は新たな分野に挑戦する人々を支援する。財政措置に過度に依存するのではなく、国内外の金融資産の活用を促しつつ、市場創造型の「ルールの改善」と「支援」のベストミックスを追求する。(中略)

2 . 6 つの戦略分野の基本方針と目標とする成果

日本は、世界に冠たる健康長寿国であり、環境大国、科学・技術立国、治安の良い国というブランドを有している。こうした日本が元来持つ強み、個人金融資産(1,400 兆円)や住宅・土地等実物資産(1,000 兆円)を活かしつつ、アジア、地域を成長のフロンティアと位置付けて取り組めば、成長の機会は十分存在する。また、我が国は、自然、文化遺産、多様な地域性等豊富な観光資源を有しており、観光のポテンシャルは極めて高い。さらに、科学・技術、雇用・人材は、成長を支えるプラットフォームであり、持続的な成長のためには長期的視点に立った戦略が必要である。以上の観点から、我が国の新成長戦略を、

- ・ 強みを活かす成長分野(環境・エネルギー、健康)
- ・ フロンティアの開拓による成長分野(アジア、観光・地域活性化)
- ・ 成長を支えるプラットフォーム(科学・技術、雇用・人材)

として、2020 年までに達成すべき目標と、主な施策を中心に方向性を明確にする。

2 . 6 つの戦略分野と主な早期実行プロジェクト

│(1) グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略

【2020 年までの目標】

『50 兆円超の環境関連新規市場』、『140 万人の環境分野の新規雇用』『日本の民間ベースの技術を活かした世界の温室効果ガス削減量を 13 億トン以上とすること(日本全体の総排出量に相当)を目標とする』

【主な施策】

電力の固定価格買取制度の拡充等による再生可能エネルギーの普及 エコ住宅、ヒートポンプ等の普及による住宅・オフィス等のゼロエミッション化 蓄電池や次世代自動車、火力発電所の効率化など、革新的技術開発の前倒し 規制改革、税制のグリーン化を含めた総合的な政策パッケージを活用した低炭素社会実現に向 けての集中投資事業の実施

我が国は高度成長期の負の側面である公害問題や二度にわたる石油危機を技術革新の契機として活用することで克服し、世界最高の環境技術を獲得するに至った。

ところが今日では、数年前まで世界一を誇った太陽光発電が今ではドイツ・スペインの後塵を拝していることに象徴されるように、国際競争戦略なき環境政策によって、我が国が本来持つ環境分野での強みを、必ずしも活かすことができなくなっている。

(総合的な政策パッケージにより世界ナンバーワンの環境・エネルギー大国へ)

気候変動問題は、もはや個々の要素技術で対応できる範囲を超えており、新たな制度設計や制度の変更、新たな規制・規制緩和などの総合的な政策パッケージにより、低炭素社会づくりを推進するとともに、環境技術・製品の急速な普及拡大を後押しすることが不可欠である。

したがって、グリーン・イノベーション(環境エネルギー分野革新)の促進や総合的な政策パッケージによって、我が国のトップレベルの環境技術を普及・促進し、世界ナンバーワンの「環境・エネルギー大国」を目指す。

このため、すべての主要国による公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築や意欲的な目標の合意を前提として、2020 年に、温室効果ガスを 1990 年比で 25%削減するとの目標を掲げ、あらゆる政策を総動員した「チャレンジ25」の取組を推進する。

(グリーン・イノベーションによる成長とそれを支える資源確保の推進)

電力の固定価格買取制度の拡充等による再生可能エネルギー(太陽光、風力、小水力、バイオマス、地熱等)の普及拡大支援策や、低炭素投融資の促進、情報通信技術の活用等を通じて日本の経済社会を低炭素型に革新する。

安全を第一として、国民の理解と信頼を得ながら、原子力利用について着実に取り組む。

蓄電池や次世代自動車、火力発電所の効率化、情報通信システムの低消費電力化など、革新的技術開発の前倒しを行う。さらに、モーダルシフトの推進、省エネ家電の普及等により、運輸・家庭部門での総合的な温室効果ガス削減を実現する。

電力供給側と電力ユーザー側を情報システムでつなぐ日本型スマートグリッドにより効率的な電力需給を実現し、家庭における関連機器等の新たな需要を喚起することで、成長産業として振興を図る。さらに、成長する海外の関連市場の獲得を支援する。

リサイクルの推進による国内資源の循環的な利用の徹底や、レアメタル、レアアース等の代替材料などの技術開発を推進するとともに、総合的な資源エネルギー確保戦略を推進する。

(快適性・生活の質の向上によるライフスタイルの変革)

エコ住宅の普及、再生可能エネルギーの利用拡大や、ヒートポンプの普及拡大、LED や有機 EL などの次世代照明の 100%化の実現などにより、住宅・オフィス等のゼロエミッション化を推進する。これはまた、居住空間の快適性・生活の質を高めることにも直結し、人々のライフスタイルを自発的に低炭素型へと転換させる大きなきっかけとなる。

こうした家庭部門でのゼロエミッション化を進めるため、各家庭にアドバイスをする「環境コンシェルジュ制度」を創設する。

(老朽化した建築物の建替え・改修の促進等による「緑の都市」化)

日本の都市を、温室効果ガスの排出が少ない「緑の都市」としていくため、中長期的な環境基準の在り方を明らかにしていくとともに、都市計画の在り方や都市再生・再開発の在り方を環境・低炭素化の観点から抜本的に見直す。

老朽化し、温室効果ガスの排出や安全性の面で問題を抱えるオフィスビル等の再開発・建替えや 改修を促進するため、必要な規制緩和措置や支援策を講じる。

(地方から経済社会構造を変革するモデル)

公共交通の利用促進等による都市・地域構造の低炭素化、再生可能エネルギーやそれを支えるスマートグリッドの構築、適正な資源リサイクルの徹底、情報通信技術の活用、住宅等のゼロエミッション化など、エコ社会形成の取組を支援する。そのため、規制改革、税制のグリーン化を含めた総合的な政策パッケージを活用しながら、環境、健康、観光を柱とする集中投資事業を行い、自立した地方からの持続可能な経済社会構造の変革を実現する第一歩を踏み出す。

これらの施策を総合的に実施することにより、2020 年までに 50 兆円超の環境関連新規市場、140 万人の環境分野の新規雇用、日本の民間ベースの技術を活かした世界の温室効果ガスの削減を13 億トン以上とすること(日本全体の総排出量に相当)を目標とする。(中略)

フロンティアの開拓による成長

(3)アジア経済戦略

~「架け橋国家」として成長する国・日本~ (中略)

(日本の「安全・安心」等の制度のアジア展開)

また、アジア諸国が経済・社会のセーフティネットをより厚いものにするために、日本の「安全・安心」の考え方が貢献できる部分は大きく、経済成長の基盤ともなる。環境分野や製品安全問題等にかかる日本の技術や規制・基準・規格を、アジア諸国等とも共同で国際標準化する作業を行い、国際社会へ発信・提案することなどにより、アジア諸国の成長と「安全・安心」の普及を実現しつつ、日本企業がより活動しやすい環境を作り出す。また、スマートグリッド、燃料電池、電気自動車など日本が技術的優位性を有している分野においては、特に戦略的な国際標準化作業を早急に進める。食品においても、流通の多様化・国際化等を踏まえ、アジア諸国とも共同しつつ、食品安全基準の国際標準化作業等に積極的に貢献する。

(日本の「安全・安心」等の技術のアジアそして世界への普及)

その上で、環境技術において日本が強みを持つインフラ整備をパッケージでアジア地域に展開・浸透させるとともに、アジア諸国の経済成長に伴う地球環境への負荷を軽減し、日本の技術・経験をアジアの持続可能な成長のエンジンとして活用する。具体的には、新幹線・都市交通、水、エネルギーなどのインフラ整備支援や、環境共生型都市の開発支援に官民あげて取り組む。同時に、土木・建築等で高度な技術を有する日本企業のビジネス機会も拡大する。さらには、建築士等の資格の相互承認も推進し、日本の建設業のアジア展開を後押しする。これらにより日本も輸出や投資を通じて相乗的に成長するという好循環を作り出す。また、日本の「安全・安心」の製品の輸出を促進するとともに、インフラ・プロジェクトの契約・管理・運営ノウハウの強化に取り組む。これらの取組は、アジアを起点に広く世界に展開していく。(中略)

3 . 豊かな国民生活の実現を目指した経済運営と今後の進め方

(中略)

│(2)新たな成長戦略の取りまとめに向けた今後の進め方

本「基本方針」に沿って、来年初めから有識者の意見も踏まえる形で以下のような「肉付け」を行い、その結果も踏まえて、「成長戦略策定会議」において、2010年6月を目途に「新成長戦略」を取りまとめることとする。

(目標・施策の具体化・追加)

2. に掲げた各戦略分野について、「国民の声」も踏まえつつ、 需要創造効果、 雇用創造効果、 知恵の活用(財政資源の有効活用)等の視点から、目標設定、施策の更なる具体化や追加などについて検証を行うとともに、新たに明らかになった課題について、その解決に向けた方策を徹底的に検討する。

(「成長戦略実行計画(工程表)」の策定と政策実現の確保)

政策は「実現」してこそ意味がある。

本「基本方針」に盛り込まれた目標・施策に加えて、上述の「目標・施策の具体化・追加」を行った上で、「新成長戦略」の取りまとめ時に、国家戦略室において「成長戦略実行計画(工程表)」を策定する。その際、2010年内に実行に移すべき「早期実施事項」、今後4年間程度で実施すべき事項とその成果目標(アウトカム) 2020年までに実現すべき成果目標(アウトカム)を時系列で明示する。

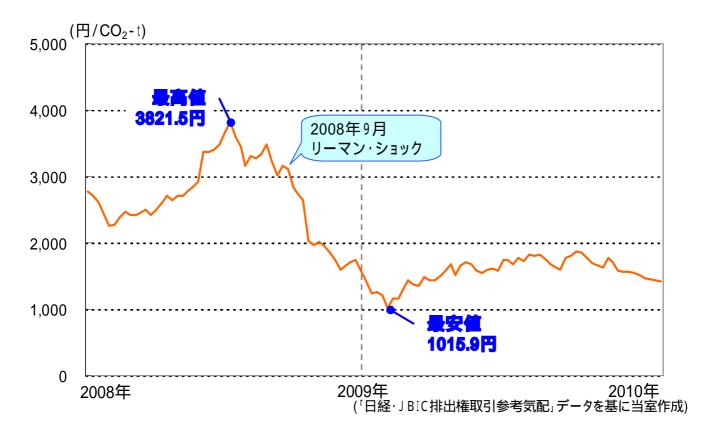
加えて、「成長戦略実行計画(工程表)」を計画倒れに終わらせずに確実に実現するため、「政策達成目標明示制度」(「予算編成等の在り方の改革について」(平成21年10月23日閣議決定))に基づく、各政策の達成状況の評価・検証を活用する。

2 国際排出量取引で取得・移転が行える排出枠・クレジットの種類

排出枠・ クレジット	プロジェクト 名称	概 要
AAU		京都議定書第1約束期間に各国に割り当てられた排 出枠
CER	クリーン開発 メカニズム (CDM)	発展途上国において温室効果ガス削減プロジェクト を実施し、その結果生じた削減量に基づき発行される クレジット
ERU	共同実施 (JI)	先進国同士が協力して温室効果ガス削減プロジェクトを実施し、その結果生じた削減量に基づき発行されるクレジット
RMU	LULUCF	先進国が自国で植林等の温室効果ガスの吸収減活動を行うことにより増加する吸収量(新規植林・再植林・吸収源に関連した追加的活動による純吸収量から算定される)

[「]Land-use, land-use change and forestry(土地利用・土地利用変化及び林業)」の略称。京都議定書第3条第3項及び第3条第4項で規定される「土地利用」、「土地利用変化」である。

3 排出量取引の価格気配動向



4 OECD環境統計における環境関連歳出と税制

環境関連税制の内訳

(2004年(億ドル))

課税対象				本	
エネルギー物品(Energy products)				4 8 5	
	輸送目的			4 0 6	軽油引取税 石油ガス税 航空機燃料税
	うち、ガソリン			2 9 7	揮発油税 地方道路税
	生活上の使用目的			7 9	
	化石燃料			4 4	石油石炭税
		電気		3 4	電源開発促進税
自動車、その他輸送手段(Motor vehicles and transport)				291	
取引課税保有課税				4 2	自動車取得税
				2 4 9	自動車重量税 自動車税 軽自動車税

(注1) OECD による「環境関連税制」(Environmentally Related Taxes) の定義は以下のとおり

- ・ 特に環境に関連するとみなされる課税物件に課される一般政府に対する全ての強制的・一方的な 支払い
- ・ 税の名称及び目的は基準とならない
- ・ 税の使途が定まっているかは基準とならない

(注2)「環境関連税制」の課税対象には、上記「エネルギー物品」・「自動車・その他輸送手段」のほか、「廃棄物管理」、「オゾン層破壊物質」等がある。

(出所:環境省資料)

環境関連税制の税収

	GDP(% of GDP)			税収(億ドル)		
		うちエネルギ ー物品	うち自動車その 他輸送手段		うちエネルギー 物品	うち自動車その他 輸送手段
デンマーク	4 . 8	2.5	1.9	117	6 1	4 8
オランダ	3 . 6	1.9	1.3	2 1 6	1 1 7	7 9
フィンランド	3.3	1.9	1.2	6 1	3 7	2 3
イタリア	3.0	2.2	0.4	5 1 3	3 7 9	7 4
イギリス	2.6	2.0	0.5	5 6 4	4 4 3	103
ドイツ	2.5	2.2	0.4	6 9 7	6 0 1	9 6
フランス	2.1	1.6	0.2	4 4 2	3 3 4	4 2
日本	1.7	1.1	0.6	776	485	2 9 1
カナダ	1.2	1.0	0.2	1 2 5	9 9	2 4
アメリカ	0.9	0.6	0.3	1,056	6 9 4	3 4 6
OECD 平均	1.8	1.3	0.4			

(注)GDP 比の内訳については、OECD 環境統計には示されていないため、OECD が公表している各国のGDP を基に試算した。

(出所:環境省資料)

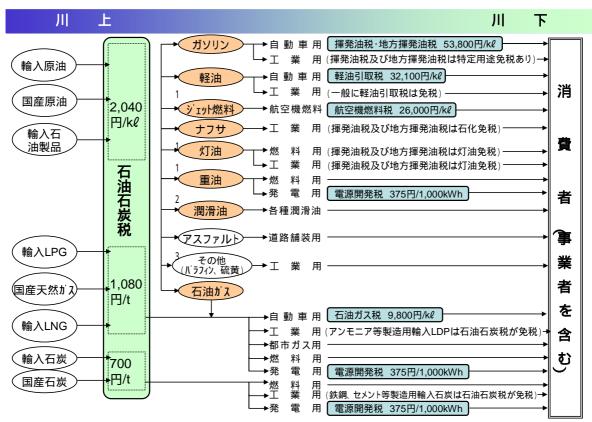
5 国・地方の自動車関係諸税の内訳

	税目	税率	21 年度	本則税率相当	暫定上乗せ分相当
	揮発油税	(暫定税率)48.6/g (本則税率)24.3/g	26,280	13,140	
	石油ガス税	(本則税率)17.5/kg	130	130	-
国	自動車重量税	<自家用車> (暫定税率)6,300円/0.5t年 (本則税率)2,500円/0.5t年	6,460	2,849	3,611
		計	32,870	16,119	16,751
	地方揮発油譲与税	<地方揮発油税> (暫定税率)5.2 円/Q (本則税率)4.4 円/Q	2,812	2,379	433
	石油ガス贈与税	<石油ガス税> (本則税率)17.5 円/kg.	133	133	-
地方	自動車重量譲与税	<自動車重量税·自家用乗用> (暫定税率)6,300円/0.5t年 (本則税率)2,500円/0.5t年	3,300	1,455	1,845
	自動車取得税	(暫定税率)自家用は取得価額の5% (本則税率)取得価額の3%	2,533	1,698	835
	軽油引取税	(暫定税率)32.1 円/Q (本則税率)15.0 円/Q	9,277	4,335	4,942
	計		18,055	10,000	8,055
	合計			26,119	24,806

(税制調査会資料を基に当室作成)

(単位:億円)

6 エネルギー課税の状況



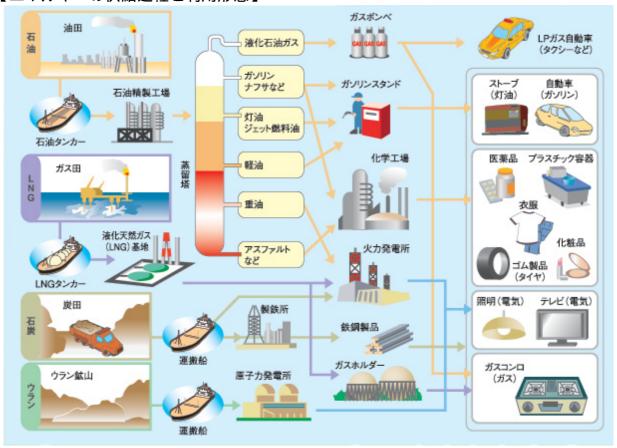
- ── は石油石炭税の課税対象となる輸入石油製品。
 - 1 輸入石化用ナフサ等は石油石炭税が免税、国産石化用ナフサ等は石油石炭税が還付
 - 2 輸入農林漁業用 A 重油は石油石炭税が免税、国産農林漁業用 A 重油は石油石炭税が還付
 - 3 国産石油アスファルトは石油石炭税が還付

(出所:税制調査会資料)

7 一次エネルギー国内供給と最終エネルギー消費

国内に供給されたエネルギーは、発電等のエネルギー転換を経て、最終的に消費される(下図参照)。

【エネルギーの供給過程と利用形態】



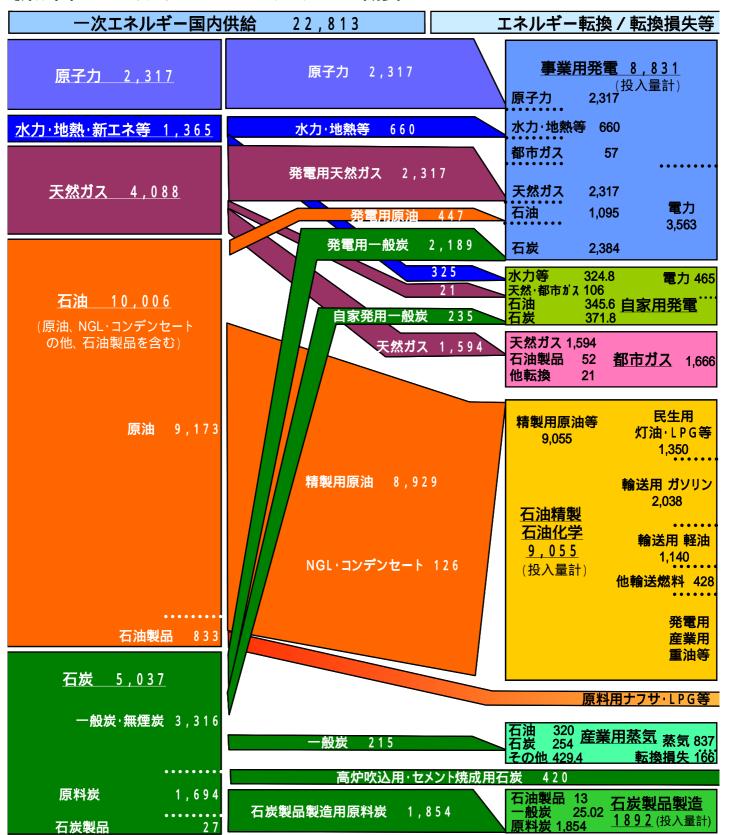
(出所:資源エネルギー庁「日本のエネルギー2009」)

石油、石炭、太陽光、水力等の元々の形で、国内に供給されたエネルギーの総量を「<u>一次エネルギー国内供給</u>」といい、最終的に消費者に使用されるエネルギー量のことを「最終エネルギー消費」という。

「<u>一次エネルギー国内供給</u>」が、「<u>最終エネルギー消費</u>」に移行する間には、発電による損失、輸送中の損失及び自家消費により、エネルギー量が減少する。「<u>一次エネルギー国内供給</u>」を 100 とすると、「<u>最終エネルギー消費</u>」は 69 程度とされている。これらの過程を図示したものが次頁の【我が国のエネルギーバランス・フロー概要】である。

資源エネルギー庁の『総合エネルギー統計』には、「一次エネルギー国内供給」と「一次エネルギー総供給」の二つの概念がある。国内産出された一次エネルギーと、輸入された一次エネルギーの合計を「一次エネルギー総供給」といい、「一次エネルギー総供給」から輸出分を差し引き、在庫変動を加算したものを「一次エネルギー国内供給」という。一般的に、我が国全体の「エネルギー需要」を考える場合には、「一次エネルギー国内供給」が用いられる。なお、IEA 統計における「一次エネルギー国際機会」は、「一次エネルギー国内供給」に相当する。(資源エネルギー庁『平成20年度エネルギーに関する年次報告(エネルギー白書2009)』参照)

我が国のエネルギーバランス・フロー概要



- (注1)本フロー図は、我が国のエネルギーフローの概念を示すものであり、細かいフローについては表現されていない。 特に転換部門内のフローは表現されていないことに留意。
- (注2)「石油」は、原油、NGL・コンデンセートの他、石油製品を含む。「石炭」は、一般炭、無煙炭の他、石炭製品を含む。

(平成19(2007)年度、単位:10¹⁵J)

